

平成 29 年度
「欧米の環境 NGO・NPO に対する政府からの
財政支援に関する調査」

報告書

平成 30 年 3 月

MIZUHO

The logo for Mizuho, featuring the word "MIZUHO" in a bold, blue, sans-serif font. Below the text is a red, curved line that starts under the "M" and ends under the "O", resembling a stylized wave or a bridge.

みずほ情報総研

1	概要	3
2	調査概要	4
2.1	調査枠組み	4
2.1.1	調査背景と目的	4
2.1.2	調査先	5
2.1.3	調査手法と調査項目	6
2.2	調査実施期間・行程	7
2.2.1	米国	7
2.2.2	欧州	7
2.3	調査実施体制	8
2.3.1	検討委員会の体制	8
2.3.2	調査の実施体制	8
3	調査結果	9
3.1.	米国	9
3.1.1.	公的財政支援制度の概要	9
3.1.2.	環境 NGO・NPO の現状	16
3.2.	欧州	21
3.2.1.	公的財政支援制度の概要	21
3.2.2.	環境 NGO・NPO の現状	32
4	まとめ	45
4.1.	米国と欧州の比較	45
4.2.	調査結果から得られるわが国への示唆	47

1 概要

- 本業務では、わが国の環境 NGO 等に対する支援の考察の一助とすることを目的に、米国及び欧州（ドイツと EU）における環境 NGO 等に対する政府からの財政支援の実態について、文献・ウェブ調査及び現地調査（各 1 週間）と分析を行った。
- 本調査対象は、公的資金支援を提供する政府関係機関とその支援を受ける側である環境 NGO やネットワーク NGO とし、公的資金のタイプ・概要・役割や支援対象の評価や環境 NGO の役割・財政状況（ファンドレイジング状況を含む）・活動・組織開発を中心として各種調査を行った。（「2.調査概要」）
- 本業務の実施体制に関して、4 名の委員からなる検討委員会を設置し、現地調査前と後に 1 回ずつ計 2 回の検討委員会を開催した。検討委員会では、請負者の提案及び前年度調査結果を基に、調査先・調査手法及び調査項目等に関する詳細な検討及び決定、かつ現地調査結果の分析等の深化を図るための検討がなされた。また、現地調査については、請負者に加え、各 1 名の委員と独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）職員に同行頂いた。（「2.調査概要」）
- 現地調査結果に関しては、米国と欧州それぞれにおいて、公的財政支援制度の概要と環境 NGO・NPO の現状の 2 つの大項目で分け、ファクトの取り纏めを行った。（「3.調査結果」）
- 最後に、文献・ウェブ調査及び現地調査で得られた情報に加え、検討委員会での議論、委員メンバーからのコメントやアドバイスを踏まえ、米国と欧州の比較を行った上で、本調査結果から得られるわが国への示唆を提示した。（「4.まとめ」）

2 調査概要

2.1 調査枠組み

2.1.1 調査背景と目的

地球環境基金は平成5年の設立以来、約1,400団体、155億円の支援を行ってきた。現在の日本の地域での環境課題や地球環境問題について考えると、わが国の環境NGO・NPO（「環境NGO等」という。）の活躍は必須であり、公共政策のパートナーとしての役割も期待されているが、政府からの財政支援は、小規模な委託事業や助成金となっている。また、わが国では、環境NGO等に対してボランティア組織というイメージが強く、国からの支出削減の議論から、環境NGO等への財政支援は一時的、小規模に留まるべきとの議論も多い。一方、欧米諸国では、環境NGO等は国からは公共政策のパートナーとして捉えられ、補助金、委託事業など国からの財政支援を多く受けている環境NGO等も存在するという。

これらの実態を把握するため、平成28年度に欧米等の環境NGO等に対する政府からの財政支援の状況についてWEB掲載情報を対象とした調査を行い、各種財政支援の内容等についての情報を収集し、整理を行ったところである。

そこで、平成29年度においては、より具体的に財政支援の実態を把握するため、前年度に調査対象とした地域のうちアメリカ及び欧州（主にドイツ）を対象として、政府関係機関と環境NGO等の双方向から支援内容等のヒアリングを行い、その内容をとりまとめることとする。

上記により、海外先進国の環境NGO等に対する政府からの財政支援の実態を把握し、わが国の環境NGO等に対する支援の考察の一助とすることが本業務の目的である。

2.1.2 調査先

米国及び欧州における調査先は、財政支援を提供する政府関係機関と財政支援を受ける環境 NGO 等であり、以下にて提示する。

(1) 米国の調査先機関

米国における調査先は、1 つの財政支援機関、5 つの環境 NGO 等の、合計 6 機関¹であり、具体的な組織名は以下の通りである。

分類	機関名	所在都市
政府関係機関	米国環境保護庁	ワシントン D.C.
環境 NGO 等	IUCN-US (国際自然保護連合)	ワシントン D.C.
	Conservation International (CI)	
	The Nature Conservancy (TNC)	
	Environmental Defense Fund (EDF)	
	GrowNYC (正式名称は「Council on the Environment, Inc」)	ニューヨーク

(2) 欧州の調査先機関

欧州における調査先は 3 つの財政支援機関、4 つの環境 NGO、5 つのネットワーク NGO の、合計 12 機関であり、具体的な組織名は以下の通りである。

分類	機関名	所在都市
政府関係機関	ドイツ連邦環境省 (BUMB)	ベルリン
	ドイツ連邦環境基金 (DBU)	オスナブリュック
	欧州委員会	ブリュッセル
環境 NGO 等	WWF Germany	ベルリン
	Naturschutz in Deutschland (NABU)	
	Bund für Umwelt und Naturschutz Deutschland (BUND) ²	
	WWF European Policy Office	ブリュッセル
ネットワーク NGO 等	Forum Umwelt & Entwicklung	ベルリン
	DNR	
	European Eco Forum	ブリュッセル
	European Environmental Bureau (EEB)	
	Birdlife Europe	

¹ メールにて部分的なインタビューを行った Sierra Club を含めると 7 機関となる。

² メールにてインタビューを実施

2.1.3 調査手法と調査項目

調査手法は、文献やウェブ調査及び現地及びメールでのインタビュー調査となる。

調査項目は、財政支援を提供する政府関係機関向けと財政支援を受ける環境 NGO・NPO 向けに分けており、以下の通りである。

(1) 調査項目（政府関係機関向け）

1. 環境 NGO・NPO への資金支援制度
 - 1.1. 現在の資金支援制度の概要
 - 1.2. 資金支援制度の変遷
 - 1.3. 今後想定される環境 NGO・NPO への資金支援制度の変化
2. 調査対象国における環境 NGO・NPO について
 - 2.1. 公的資金支援を受けている環境 NGO・NPO
 - 2.2. 環境 NGO・NPO から公的資金支援制度の新設や改善に係る要望
 - 2.3. 調査対象国における環境 NGO・NPO の社会的位置付けとその理由

(2) 調査項目（環境 NGO・NPO 向け）

1. 組織概要
 - 1.1. 設立経緯
 - 1.2. 組織の目的
 - 1.3. 組織体制
2. 活動概要
 - 2.1. 活動概要
 - 2.2. 活動の成果（社会的インパクト等）とその評価方法 ※事例も含む
 - 2.3. 活動に対する社会的評価
3. 財政状況
 - 3.1. 予算と財源
 - 3.2. ファンドレイジングの実施体制・方法とその効果
 - 3.3. 政府を含む公的機関からの資金支援について
4. その他
 - 4.1. 調査対象国における環境 NGO の社会的位置付けとその理由
 - 4.2. 組織の役割を果たすための重要な原動力は何か（人材、財源、社会的認知など）

2.2 調査実施期間・行程

2.2.1 米国

米国における現地調査実施期間は2018年1月22日（月）～1月26日（金）であり、具体的な行程は以下の通りである。

日時		活動
1月22日（月）	AM	● <u>10:00-11:30 IUCN</u>
	PM	<ワシントン D.C.泊>
1月23日（火）	AM	● <u>10:00-12:00 米国環境保護庁（EPA）</u>
	PM	● <u>14:00-16:00 Conservation International（CI）</u> <ワシントン D.C.泊>
1月24日（水）	AM	● <u>10:00-11:15 The Nature Conservancy（TNC）</u>
	PM	● <u>13:30-14:30 Environmental Defense Fund（EDF）</u> <ワシントン D.C.泊>
1月25日（木）		ワシントンからニューヨークへ移動 <ニューヨーク市泊>
1月26日（金）	AM	資料整理・インタビュー準備
	PM	● <u>14:00-16:00 GrowNYC</u> <ニューヨーク市泊>

2.2.2 欧州

欧州における現地調査実施期間は2018年1月31日（水）～2月6日（火）であり、具体的な行程は以下の通りである。

日時		活動
1月31日（水）	AM	フランクフルトからオスナブリュックへ移動
	PM	● <u>13:30-15:30 ドイツ連邦環境基金</u> <ベルリン泊>
2月1日（木）	AM	● <u>9:30-11:00 WWF Germany</u>
	PM	● <u>14:00-16:00 ドイツ連邦環境省</u> ● <u>16:30-17:30 Forum Umwelt & Entwicklung</u> <ベルリン泊>
2月2日（金）	AM	● <u>10:00-11:30 DNR</u>
	PM	● <u>14:00-16:30 NABU</u> <ベルリン泊>
2月3日（土）		ベルリンからブリュッセルへ移動 <ブリュッセル泊>
2月4日（日）		● <u>14:00-16:00 European Eco Forum</u> <ブリュッセル泊>

日時		活動
2月5日(月)	AM	● <u>8:30-10:00 Birdlife Europe</u>
	PM	● <u>14:00-15:30 欧州委員会</u> <ブリュッセル泊>
2月6日(火)	AM	● <u>12:00-13:00 WWF European Policy Office</u>
	PM	● <u>15:00-16:00 EEB</u> <機内泊>

2.3 調査実施体制

2.3.1 検討委員会の体制

調査先、調査手法及び調査項目等については、請負者の提案及び前年度調査結果を基に詳細な検討及び決定させ、かつ現地調査結果の分析等を深めるため、検討委員会を設置した。委員会のメンバー構成は、以下の通りである。

<委員> (50音順)	
大久保 規子	大阪大学大学院 法学研究科 教授
道家 哲平	日本自然保護協会 経営企画部 副部長
西出 優子	東北大学大学院 経済学研究科 教授
渡辺 友則	世界自然保護基金ジャパン コミュニケーションズ&マーケティング室長

2.3.2 調査の実施体制

請負業者は、みずほ情報総研であり、検討委員会からの助言を受けつつ、本調査の実施・管理を行う。現地調査に関しては、ERCA職員に加え、米国での調査では道家委員に、また欧州の調査では大久保委員にご同行頂いた。

3 調査結果

3.1. 米国

3.1.1. 公的財政支援制度の概要

(1) 環境 NGO 等への財政支援制度

本調査では、米国環境保護庁（EPA）の環境教育及び環境正義に係る財政支援制度に係る情報収集・分析を行った。各制度の概要は以下の通りとなる。

	(ア) Environmental Education Grant Program	(イ) Environmental Justice Small Grant Program	(ウ) Environmental Justice Collaborative Problem-Solving
開始年	1992 年	1994 年	2003 年
背景	<ul style="list-style-type: none"> 国家環境教育法（1990 年）に基づいて設立されたグラントプログラム 	<ul style="list-style-type: none"> クリントン政権時に開始されたプログラム 根拠となる法律はなく、両政党や人々の支持の下で成立しているプログラム 	<ul style="list-style-type: none"> 根拠となる法律はなく、両政党や人々の支持の下で成立しているプログラム
目的	<ul style="list-style-type: none"> 地域に焦点を当てた環境教育プロジェクトを支援すること。 環境教育プロジェクトとは、環境と保全問題に係る住民の意識と知識を向上させ、十分な情報を得た上で意思決定を行い環境に関する責任ある行動をとるために必要なスキルを提供するもの シードマネー的な資金 	<ul style="list-style-type: none"> 環境正義の課題を抱えるコミュニティを、プロジェクトを通して支援すること。 具体的には、当該コミュニティに対して、環境や公衆衛生課題に係る理解を深め、当該地域レベルでこれらの課題に取り組む方法を特定できるように能力強化を行うプロジェクトを支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティベースの組織が他のステークホルダー（産業、政府、学术界等）と協働し、その地域の環境や公衆衛生課題に資するソリューションの開発・実施を支援すること。

	(ア) Environmental Education Grant Program	(イ) Environmental Justice Small Grant Program	(ウ) Environmental Justice Collaborative Problem-Solving
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 地域レベルでは、10 の地域にコーディネーターがおり、地域向けのグラントを管理 国レベルでは、本部で管理 	<ul style="list-style-type: none"> 現場に近い地域オフィスのアドバイザーがグラントの管理を支援 	—
支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育を支援しているローカルの教育機関や非営利組織 (501(c)(3)団体) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の環境問題や公衆衛生問題に対応するプロジェクトを実施している、または計画しているコミュニティベースの組織 (501(c)(3)団体) 大学や営利企業は応募不可。応募者の地域とのつながりが評価される。 	同左
	<p>公平性の観点から、ロビーイング活動を行う組織 (501(c)(4) 団体) は対象者外。 申請書類には、「本資金をロビーイング活動には使用しない」との誓約箇所がある。</p>		
予算	<ul style="list-style-type: none"> 地域レベルでは、1 件あたり 5 万ドル-10 万ドル、10 地域から 3-4 件ずつ合計 30-35 件を採択 国レベルでは、1 件あたり 20 万ドル-25 万ドル プロジェクト期間は 1-2 年間 	<ul style="list-style-type: none"> 年間予算は国会により決定され、現状では年間 120 万ドル 1 件当たり 3 万ドルであり、10 地域から 4 件ずつ合計 40 件を採択 	<ul style="list-style-type: none"> 年間予算は 120 万ドル 1 件当たり 12 万ドル、10 地域から 1 件ずつ合計 10 件を採択。 プロジェクト期間は 2 年間
契約形態	<ul style="list-style-type: none"> グラント 	<ul style="list-style-type: none"> グラント 	<ul style="list-style-type: none"> Cooperative Agreement

	(ア) Environmental Education Grant Program	(イ) Environmental Justice Small Grant Program	(ウ) Environmental Justice Collaborative Problem-Solving
その他条件	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト予算総額の 25%は本政府グラント以外の資金 (Matching Funds) で補う必要がある。 環境教育法の規定に基づき、グラント受領者は、受領額の 25% (5,000 ドル以下) を、地域の組織にサブグラントする必要がある。効率性・実務上の観点から、直接的に 5,000 ドル以下のグラント提供が困難であるため、本仕組みで地域の小規模な組織を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 以前 Matching Funds が求められていたものの、反対があり廃止。 	<ul style="list-style-type: none"> Matching Funds を求めている。 少なくとも 3 つのステークホルダー (例えば州政府や学術界など) とパートナーシップを組み一緒に課題を取り組むこと。
進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> グラント受領者は定期的に (4 半期、半年または 1 年に 1 回) 報告書を提出することになっている。 	<ul style="list-style-type: none"> グラント受領者は 6 か月ごとに報告書を提出し、ロジックモデルを更新することになっている。 	<ul style="list-style-type: none"> グラント受領者は 6 か月ごとに報告書を提出及び 4 半期に 1 度面談を実施することになっている。 EPA からの強い関与がある (例えば、成果の達成状況に係るモニタリング等)
精算業務	<ul style="list-style-type: none"> 申請時にプロジェクトコスト内訳表を求めるが、精算書類の提出は求めない。 一方で、ランダムに会計検査がされることから、グラント受領者は領収書など会計書類の整備が必要となる。 このような会計処理能力に関しても、過去のパフォーマンスも参照しつつ、申請時に評価される。 		—

	(ア) Environmental Education Grant Program	(イ) Environmental Justice Small Grant Program	(ウ) Environmental Justice Collaborative Problem-Solving
資金以外の支援	—	<ul style="list-style-type: none"> 手続き等の理解促進や、組織間の交流、過去にグラントを受けた組織との経験共有のため、2日間のワークショップを実施。 	—
備考	<ul style="list-style-type: none"> 競争率は非常に高く 10 倍程度。 	<ul style="list-style-type: none"> 競争率は非常に高く 10 倍程度。 優秀な申請者でも当グラントを得られなかった場合、Applicant Pool という仕組みに登録することで、他のグラント機会が出た際に紹介。 	—

501(c)(3) Organizations とは |

- 米国内国歳入法 501(c)(3)に基づいて課税が免除される非営利団体のことであり、以下のいずれかを目的とした団体のことをいう。
- 慈善、宗教、教育、科学、文学、公共の安全のための検査、国内外のアマチュアスポーツ競技の育成、子供や動物に対する虐待の防止
- 本規定に属する団体は、「公共の安全のための検査」を行う団体以外は、課税控除の対象となる寄付金を受け取る（本団体に寄付を行った人が課税控除を受けられる）。
- 本団体は政治や立法に関わる活動の制限を受けることとなる。立法へ影響を及ぼす活動が組織全体の活動の相当な部分を占めること（※）、及び政治的候補者の支援や反対に係る運動に参加することはできないこととなっている。（※）相当な部分を占めるかどうかは、費やされた時間や費用を含む様々な要素によって判断される。

501(c)(4) Organizations とは |

- 米国内国歳入法 501(c)(4)に基づいて課税が免除される非営利団体のことであり、以下のいずれかのタイプに属し、それぞれの資格条件を満たした団体のことをいう。
- 社会福祉団体：営利目的ではなく社会福祉の促進のためだけに運営されている市民連盟・組織
- 地域の被雇用者連合：特定の自治体における指定された個人の被雇用者にメンバーシップが限定され、純利益が慈善、教育やレクリエーションの目的のみに使用されるもの
- 組織のプログラムに密接に関連する立法を求めることは、社会福祉の実現の手段として許されるものという考えに基づき、501(c)(4)団体は、組織の唯一または第一の活動としてロビー活動を行うことで、課税控除のステータスを失うことなく、その課税控除の目的を促進することができる。

(出所) 米国内国歳入庁ウェブサイト

(2) 過去 10 年における公的財政支援制度の変遷

上述の財政支援制度（ア）～（ウ）に関しては、採択件数や予算に増減があるものの、過去 10 年間に制度自体に大きな変更はなされていない。

（ア） Environmental Education Grant Program に関して、過去 10 年間の採択件数や支援金額の推移は以下の通りとなる。なお、1992 年の制度の開始から 2016 年までの支援件数合計は 3,715 件であり、支援総額は 7,200 万ドルとなっている。

図表 過去 10 年における採択件数・支援金額の推移
(Environmental Education Grant Program)

年度	件数	支援金額
2016	35	\$3,244,332
2015	35	\$3,306,594
2014	35	\$3,306,600
2013	20	\$2,778,160
2012	21	\$3,614,630
2011	56	\$3,707,490
2010	89	\$3,438,507
2009	92	\$3,354,289
2008	111	\$3,354,158
2007	51	\$1,341,747

(出所) EPA ウェブサイト

（イ） Environmental Justice Small Grant Program に関しても、過去 10 年間に制度自体に大きな変更はなされていない。なお、1994 年の制度の開始から 2016 年までの採択件数は 1,400 件を超え、支援総額は 2,400 万ドルを超えている。

(3) 今後想定される変化

EPA へのインタビューでは、EPA の戦略計画に沿ってグラントの提供が行われており、新政権になったが、現状では大きな変更はないということであった。一方で、米国内の環境 NGO からは、環境 NGO への公的資金は横ばいか減少の可能性があるというコメントもあった³。

(4) 公的財政支援制度の役割

（ア） Environmental Education Grant Program は、前述の通り国家環境教育法（1990 年）に

³ 現地調査及びメールでのヒアリングより

基づいて設立されたグラントプログラムであり、連邦政府の政策を遂行する役割を持っているといえる。

国家環境教育法 セクション 2 (Findings and Policy) 8 条

The Federal Government, acting through the Environmental Protection Agency, should work with local education institutions, State education agencies, not-for-profit educational and environmental organizations, noncommercial educational broadcasting entities, and private sector interests to support development of curricula, special projects, and other activities, to increase understanding of the natural and built environment and to improve awareness of environmental problems

(イ) Environmental Justice Small Grant Program 及び (ウ) Environmental Justice Collaborative Problem-Solving に関しては、根拠となる法律はないものの、提案するプロジェクトのアウトプットやアウトカムを EPA の戦略計画とリンクさせることを求めていることから、政策の実行支援の役割を持っているといえる。

このような役割を持つ公的財政支援制度の必要性の提示方法としては、プログラムそれぞれで以下の方法が挙げられた。政策実施のために環境 NGO 等を支援していることから、ロジックモデルにそってプロジェクトのインパクトを定量的・定性的に提示することの重要性がわかる。

● Environmental Education Grant Program

ロジックモデルに沿って長期のアウトカム（プロジェクト完了後の計測可能なインパクト）を提示している。例えば、短期的にはアウトプットとして「10 の研修がなされる」、中期的には教師が環境教育について教えることができるようになる、長期的には生徒がより環境問題に関心を持つようになるなど。

● Environmental Justice Program

- プログラムの成果をロジックモデル等に沿って、具体的数値を持って報告し、国会や担当省庁への必要性アピールに活用している。
- 受領者の声を聞いて制度改善に努めるとともに、担当省庁へのレポートに成功者の声を記載する。
- 過去のグラント受領者と新たな受領者との交流の場を設け、過去のグラント案件をトラッキングできるようにしている。
- 成果を広く提示するためウェブサイトを活用している。地図上にプロジェクトサイトをプロットし、プロジェクト概要等を示している。

また、公的資金支援制度における能力強化支援の要素としては、プロジェクト支援である

ため、組織能力強化を直接的に支援しているわけではないが、プロジェクトの実施を通して組織能力が強化されているということであった。さらに、本資金はシードマネーであり、本グラントで支援を得た組織に関しては、その後より大きなグラント資金に申請することが期待されている。よって、ルーティンワークではなく、先進性のあるプロジェクトに対してグラントを提供している。

上述のような小規模な公的資金支援制度へ、TNC のような大きな NGO が応募することはないということであった。ただし、GrowNYC は 2015 年に (イ) Environmental Justice Small Grant Program を受領している⁴。

(5) EPA 以外の政府機関による主なグラント

EPA 以外の政府機関による主なグラントのうち、NGO 等が受領できるものとして以下の例が挙げられる。

- 米国魚類野生生物局 (USFWS)
 - Cooperative Endangered Species Conservation Fund (CESCF) Grants⁵
 - Marine Turtle Conservation Fund⁶
 - African Elephant Conservation Fund⁷
 - Combatting Wildlife Trafficking⁸

- 米国農務省 (USDA)
 - NRCS' Conservation Innovation Grants (CIG) * Natural Resources Conservation Service (NRCS)

- 米国海洋大気庁 (NOAA)
 - National Sea Grant College Program 2018

⁴ https://www.epa.gov/sites/production/files/2016-12/documents/environmental_justice_small_grants_program_project_descriptions_for_2015.pdf

⁵ <https://www.fws.gov/endangered/grants/>

⁶ <https://www.fws.gov/international/pdf/notice-of-funding-availability-MT18.pdf>

⁷ <https://www.fws.gov/international/pdf/notice-of-funding-availability-african-elephant.pdf>

⁸ https://www.fws.gov/international/pdf/CWT_NOFO_FY17_FINAL.pdf

3.1.2. 環境 NGO・NPO の現状

(1) 環境 NGO・NPO の資金調達状況（2016 年）と公的支援の概要

環境 NGO 等 5 団体の資金調達状況及び公的支援状況に関する概要は以下の通りである。

	IUCN-US ⁹	TNC	CI	EDF	GrowNYC
財政規模	(2015 年) 130 万ドル	8 億ドル	2 億 1,000 万ドル	(2017 年) 1 億 6,000 万ドル	(2017 年) 1,600 万ドル
公的資金	130 万ドル	1 億 1,000 万ドル (14%)	600 万ドル (3%)	200 万ドル (1%)	500 万ドル (31%)
財団	内訳記載なし。 政府機関と財団（パ ツカード、マッカー サー、マンスフィー ルド等）がメイン。 個人の寄付は小規 模。	2 億 4,000 万ドル (29%)	7,000 万ドル (34%)	4,400 万ドル (28%)	110 万ドル (7%)
企業		6,000 万ドル (8%)	3,300 万ドル (16%)	—	150 万ドル (10%)
個人		1 億 6,000 万ドル (20%)	8,000 万ドル (38%)	1 億 400 万ドル (66%)	
その他収入		2 億 4,000 万ドル (29%) 土地の売却・寄贈、投資収 入等	2,000 万ドル (9%)	900 万ドル (5%) 現物寄付、遺産贈与、投資 収入等	840 万ドル (52%) 施設サービス、グリーンマ ーケット参加等
公的資金の 主な供与元	<ul style="list-style-type: none"> • 国務省 • 米国国際開発庁 (USAID) 	<ul style="list-style-type: none"> • USAID • EPA • 農務省 • 内務省 • 土壌保護局 (NRCS) • 米国海洋大気庁(NOAA) • 海外・国際機関 	<ul style="list-style-type: none"> • USAID • 米国魚類野生生物局 (USFWS) • NOAA • 国務省 • 海外・国際機関 	<ul style="list-style-type: none"> • 国務省 • EPA • NOAA • 州政府 • 海外・国際機関 	<ul style="list-style-type: none"> • ニューヨーク市（衛生局・教育局・市議会・環境保全局・公園局等） • 連邦政府（農務省、EPA 等）

⁹ IUCN は国際組織であり米国政府機関のグラントを受領できないため、IUCN-US という組織（501(c)(3)団体）を設立。

	IUCN-US ⁹	TNC	CI	EDF	GrowNYC
公的資金の 主な形態	• グラント	• (海外案件) グラントが メイン	• グラント • コントラクト • Cooperative Agreement (CA)	• グラント	• グラント ¹⁰ • コントラクト
公的資金の 規模	• 30 万ドル以上の 案件に応募。	• (海外案件) 事務手続き も考慮して 50 万ドル以 上の案件に応募。	• USFWS や NOAA は 7 万 ドルから 10 万ドル程度 • USAID の CA 案件は 250 万ドル	—	• 1 万ドル-180 万ドル(180 万ドルは 5 年契約のも の)
資金以外の 支援	研修 (現地のキャパ シティビルディン グ)	—	—	—	ニューヨーク市からオフ イスと車両を無償で借り 受け。倉庫の建設地も無償 で貸与される計画。
主な活動 タイプ	フィールド活動	フィールド活動、アドボカ シー活動	フィールド活動、アドボカ シー活動	アドボカシー活動 ¹¹ 、フィ ールド活動	フィールド活動

※公的資金の供与の形態として以下の 3 種類がある：

- グラント： 特定分野のプロジェクトやプログラムの実施に対し、請負契約 (のようなもの) により資金支援を行うもの。活動内容は申請者が提案する。半年から 1 年で 1 回程度の報告が必要。
- コントラクト： 供与元が用意するプロジェクト・プログラムの仕様書に基づいて提案。比較的大規模な (コンサルティング) サービスを提供する際に利用される。供与元は結果を管理し、大体半年に 1 回以上の報告が必要。複数年度契約になることも有る点はメリット (GrowNYC)。
- Cooperative Agreement： 供与元が用意するプロジェクト・プログラムの仕様書に基づいて提案。供与元は業務プロセスと結果を管理し、2-3 ヶ月に 1 回の報告が必要。担当者が指名される場合もある。

※公的資金への応募方法： CI, TNC 及び EDF は組織の戦略にそった公募・公示案件に応募を行う。

<https://www.grants.gov/> から調達情報を検索できる。

¹⁰ 2015 年に EPA の Environmental Justice Small Grants Program を受領

¹¹ アドボカシー活動を主とする EDF-Action という組織 (501(c)4 団体) も存在。

(2) 公的資金支援のメリット・デメリット

上記環境 NGO 等にとっての公的支援に対するメリット及びデメリットとして、以下の情報が得られた。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ● 評判・知名度が得られる点。【CI, EDF】 ● 財団は実績のない NPO を支援しないため、政府プログラムの実施が財団の資金獲得につながる。【GrowNYC】 ● 公的資金には「レバレッジ」効果があり、財団等の他の資金も巻き込んだ、大規模案件が実施可能となる。【EDF】 ● 組織の戦略的な目的に沿った大規模なグラントを得ることができる【CI, TNC】 ● 金融危機の際、個人や財団からの支援が減少したが、政府からの資金支援は安定していた。【TNC】 ● 複数年契約の場合など、スタッフへの投資が可能。【GrowNYC】 ● 公的資金の獲得が契機となって、新プログラムを開始。活動の幅や人数が拡大し組織開発が促進された。【GrowNYC】 ● 政府のアジェンダに影響を及ぼすことができる。【TNC】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 用途に大きな制限がある（very restricted）【CI, EDF, GrowNYC】 ● 組織開発に活用できない。【CI, TNC】 ● 契約締結が大幅に遅れる場合がある。後払いのため、小規模な組織は銀行からのローンの利子分だけ金額が減ってしまう。【GrowNYC】 ● 報告に係る負担や費用【CI, TNC, EDF, GrowNYC】 ● 政権や政府の焦点が変わると、支援の内容も変更される【EDF, GrowNYC】 ● 意味のない M&E（モニタリング・評価）を何回も行うより、意味あるものを必要なだけ行うことがよい。計測できる指標で、科学に基づくもので定量的に評価するとともに、定性的な評価も必要。【EDF】

(3) 環境 NGO の役割

- 我々は、NGO とはいわず **Non-profit** という言葉を用いる。理由としては、政府が実施できない必要不可欠のサービスを提供する組織であり、政府の延長であるため。【GrowNYC】
- アメリカ政府が求める環境 NGO の役割は、政策実施とイノベーションと考える。【EDF】
- トランプ政権発足時に会員数が増加。これは、政府が環境への取り組みを実施しない方向性であることから、人々が NGO にその役割を求めたことによるもの。【EDF】

(4) 公的資金の役割

- 政府が同じ組織を同じ目的で長期間支援することはなく、活動の拡大やパイロット事業などを支援している。民間財団も同じ考えから、多くの支援期間は3年程度であり、能力強化（自立）のための予算計画を求められる。【GrowNYC】
- 一つの組織を長期間に渡り支援することの理由付けとしては、投資とリターンの観点から考え、投資の効果をどのように計測するかを検討が必要。【EDF】
- Food Box というプログラムでは、市場価格が 22-25 ドルのものを 14 ドル程度で低所得家庭へ配達している。今後は、高所得家庭にそれ以上の価格で販売することで、政府支援なしに運営するなどのビジネスモデルの変更を検討中。【GrowNYC】

(5) 公的資金の手続き面

- 国内政府機関の場合、50 ドル以下の支出は領収書が不要などの規定がある。USAID は、当初想定からの費目間の資金移動が 10%以内であれば、協議なしでも変更可能となっている。【TNC】
- 基本的に公的グラントは管理部門の人件費はカバーしない。一方で、一部のグラントは一般管理費（間接費）を例えば 7%や 10%などと入れることができる。【GrowNYC】
- 人件費に関しては、カバーする機関としない機関がある。【TNC】
- 数十年前に汚職があったことから精算が厳しくなっており、領収書の提出が必要。【GrowNYC】

(6) 各財源からの資金使途の柔軟性

- 個人や財団からの民間資金は使途の柔軟性が高い。よって、公的資金と民間の資金調達バランスが重要。【CI】
- 個人からの支援は資金用途に柔軟性があり、人件費に活用できる。【TNC, GrowNYC】
- 個人の寄付は、10 万ドル以下は資金使途の柔軟性が大きいですが、それ以上は小さくなる。【EDF】
- 財団はプログラムフォーカス。大きい財団の資金は使途が限定されており柔軟性はない。【EDF, GrowNYC】
- 財団からの支援は、以前は容易に申請でき、年間報告も 1 回のみであったが、近年厳しくなっている。【TNC】
- 企業からの資金は、特定のプロジェクトやプログラムを支援し、書類作成などはない。【GrowNYC】

(7) 組織能力強化のための資金

- 組織開発に関しては、個人や財団からの資金を活用している。【CI, TNC】

- 組織の能力強化は、業務を通して実施されていると考える。【EDF】
- 公的資金の獲得が契機となって、新プログラムを開始。活動の幅や人数が拡大し組織開発が促進された。【GrowNYC（再掲）】
- 財政規模を大きくしていくというよりは、地域組織やアカデミックとパートナーシップを形成し、パートナー機関に予算を提供し、活動を発展させていくことが今後の方向性。【CI】

(8) ファンドレイジング体制

- 個人や財団向けのファンドレイジングは、30名程度の特別の部で実施。【CI】
 - 協働方法は企業のリクエストによるものであり様々。例えば、スターバックス案件のようにコンサルタントとして働くこともあれば、ペルーの持続可能なランドスケープ案件（森林破壊の停止）という特定の案件を実施することもある。【CI】
 - 個人からの寄付の獲得方法としては、ダイレクトメールやSNSを含むオンライン。今後はオンラインでの寄付が多くなるだろう。【CI】
- 個人のメンバーシップはマーケティング部署が、財団や富裕層からの寄付は開発部が担当【TNC】
 - メンバーシップはほぼ米国人。米国内のローカルオフィスがコミュニケーションを通してTNCのプレゼンスを高めている。諸外国での知名度が低いことが課題。
 - 設立当初は、会員は年配の女性が多かったが、その後新しい層の開拓を図り、会員数を増加させた。
- 財団や個人からのグラント獲得のための費用は、8%（2016年）。メンバーシップ獲得の戦略は、キャンペーンの実施、インターネットやツイッターでの寄付の勧誘、イベントの実施等。【EDF】
- 2か月前に所得税法が改定されたことを受け、今後少額の寄付が少なくなる可能性がある。¹²【EDF】
- 使途に制限のない個人からの寄付が少ないことが課題。活動が多岐にわたるため、活動メッセージが明確でないことが一因と考えている。【GrowNYC】

(9) 今後の公的資金の動向に係る考え

- 今後はEUでの資金調達に力を入れる予定。【EDF】
- 地球環境ファシリティ（GEF：Global Environment Facility）や、緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）の実施/認証機関になったことから、今後、財源に占める公的資金の割合を51%超に引き上げることを想定。【CI】

¹² 2017年12月に成立した税制改正法案により、定額（基礎）控除の額を、夫婦で2万4000ドル、単身世帯で1万2000ドルへと倍増させたことにより、項目別控除を利用するインセンティブが減り、定額控除に変更する納税者が増える可能性がある。それにより、慈善団体へ寄付することで、項目別控除を受ける納税者も減少する可能性、つまり慈善団体への寄付額が減少する可能性がある。

<https://www.economist.com/news/finance-and-economics/21737089-local-non-profits-and-churches-will-be-affected-most-recent-tax-reforms>

<https://www.pwc.com/jp/ja/tax-articles/assets/hot-topics-20171225-jp.pdf>

3.2. 欧州

3.2.1. 公的財政支援制度の概要

(1) 各制度の概要

本調査では、主要な制度として、欧州委員会の Life Programme、ドイツ連邦環境省の The International Climate Initiative (IKI)、ドイツ連邦環境基金の支援制度に係る情報収集・分析を行った。各制度の概要は以下の通りである。

	欧州委員会：Life Programme	ドイツ連邦環境省：International Climate Initiative (IKI)	ドイツ連邦環境基金（DBU）
開始年	1997年	2008年	1990年
背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> 環境 NGO 等の機能をカバーするもの。年次報告書の作成、メンバー会合、サイドイベント、職員増員等を実施可能。＜operational grant＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ドイツの気候変動政策のひとつであり、国際的なプロジェクトが対象。 	<ul style="list-style-type: none"> チェルノブイリ原子力事故(1986年)等を経て、環境保護の推進を目的に設立。
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> operational grant (予算の 20%) と project grant (予算の 80%) の 2 種類を用意。 DG Environment 及び DG Climate Action が管轄。その他の DG (開発を担当する DG International Cooperation and Development 等) が関与することもある。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省の他に開発省 (BMZ) やドイツ国際協力公社 (GIZ) 等も関与。 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員数約 150 人のうち、支援分野は 100 人。 当初の拠出金は 13 億ユーロ。現在は 22 億ユーロ。
支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> EU の政策形成に貢献するものでなければならない。一方、地域レベルの活動である必要はない。＜operational grant＞ EU レベルの活動である以上、ほとんどが大規模な環境 NGO 等。適用される団体数は、かつての 25 から 35 へと増えた。＜operational grant＞ 	<ul style="list-style-type: none"> 環境 NGO 等の予算枠は設定していないが、概ね 10% 程度¹³。 	<ul style="list-style-type: none"> 割合は定めていないが、中小企業が半分以上、環境 NGO 等は 15-20% 程度。他に大学、研究所、公的団体等 毎年異なる環境問題のテーマを 13 種設定。

¹³ 環境 NGO 等の中では WWF が最大

	欧州委員会：Life Programme	ドイツ連邦環境省：International Climate Initiative (IKI)	ドイツ連邦環境基金（DBU）
予算	<ul style="list-style-type: none"> 年間予算総額は当初 700 万ユーロ、2011 年より 900 万ユーロ。今回増額し、1,120 万ユーロ。平均は 30 万ユーロ程度。＜operational grant＞ 人件費、管理費、賃料、機器購入費、旅費、サブコン（外注等）等が認められる。サブコンについては全体額の 35%が上限。間接費は認められない。＜operational grant＞ 7%の間接費が認められる＜project grant＞ 	<ul style="list-style-type: none"> 2017 年は 10 件のプロジェクトを実施。1 件あたり 2-3,000 万ユーロ。 	<ul style="list-style-type: none"> 配当金（2017 年は 1 億ユーロ程度）を、外部団体へ供与（年間 5,500 万ユーロ、300-350 事業）。 予算規模は平均 22 万ユーロ／年。5,000-100 万ユーロ超の幅。 支援期間は 1-3 年間。 支援対象のプロジェクトに使われた人件費は対象。
契約形態	<ul style="list-style-type: none"> 活動の安定性担保のため、2015 年から予算期間が 2 年間となり、受け手の報告書等の負担が減った。＜operational grant＞ 2 年間について partner agreement、1 年ごとに grant agreement を締結する。継続する年数の限定はない。＜operational grant＞ 	<ul style="list-style-type: none"> 「Thematic Call」または「Country Call」として公募。 	<ul style="list-style-type: none"> 支払はプロジェクト開始時、6 か月後、完了時・報告書提出時のように、3-6 回に分けて行う。
その他条件	<ul style="list-style-type: none"> 申請する団体は少なくとも EU 域内の 3 カ国に拠点を持つ必要。政府や地域と密着した団体や、偏った政治的団体は認められない。 原則は活動のコファンド¹⁴（マッチングファンド）。上限は活動費の 60%で概ね、活動費の 20-40%程度が認められる。＜operational grant＞ 	<ul style="list-style-type: none"> グラント金額に対する申請者の売上高の制限がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援割合はプロジェクト総コストの 50%程度だが柔軟に変更する。 100%でない理由は、支援団体数を増やすためや、プロジェクト実施の本気度を担保するため。 DBU が主体のプロジェクトの場合、例外的に 100%支援の事例がある。

¹⁴ プロジェクト実施費用等の必要な費用全てカバーするのではなく、資金支援の受け手側も総費用の一定の割合を負担することが求められる。この際、受け手側が拠出する資金をマッチングファンドやコファンドという。

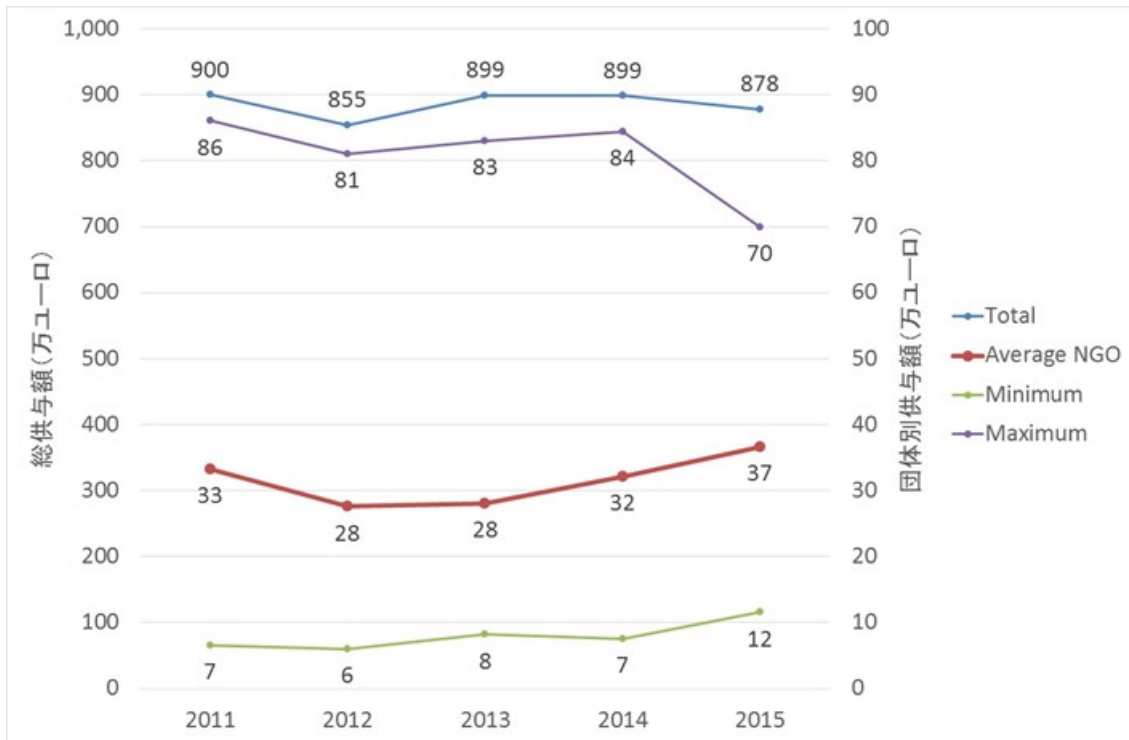
	欧州委員会：Life Programme	ドイツ連邦環境省：International Climate Initiative (IKI)	ドイツ連邦環境基金（DBU）
進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> 指標による事後評価は行わない。追加の質問により、活動の質の評価を行う。訪問を行うこともある（約30団体のうち5団体程度）。<operational grant> 事後評価が LIFE 全体での評価を図る上で重要。<project grant> 	<ul style="list-style-type: none"> 進捗の評価は半年に1回。場合によっては実施内容の変更申請が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト内容及びマネジメント体制の両方から評価を行う。 事後評価はプロジェクト完了時。大規模プロジェクトは、外部専門家に委託。 定量評価だけでなく定性評価も重要であり、一律に KPI 等により評価比較することはできない。
精算業務	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、証憑によって詳細に行う。
資金以外支援	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 行っていない。
備考	<ul style="list-style-type: none"> 審査は欧州委員会に加え、外部の専門家パネルも行う。採択者に付けられたポイントのうち最低点を下回り非採択となった提案については、reserve list に入れ、採択者が辞退した場合等に使う。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 毎年 7-800 件程度の申請のうち 300 件程度を承認。申請は通年で受け付けている。 フィールド活動が多く、アドボカシー活動や学術研究は少ない。

(2) 各制度の変遷

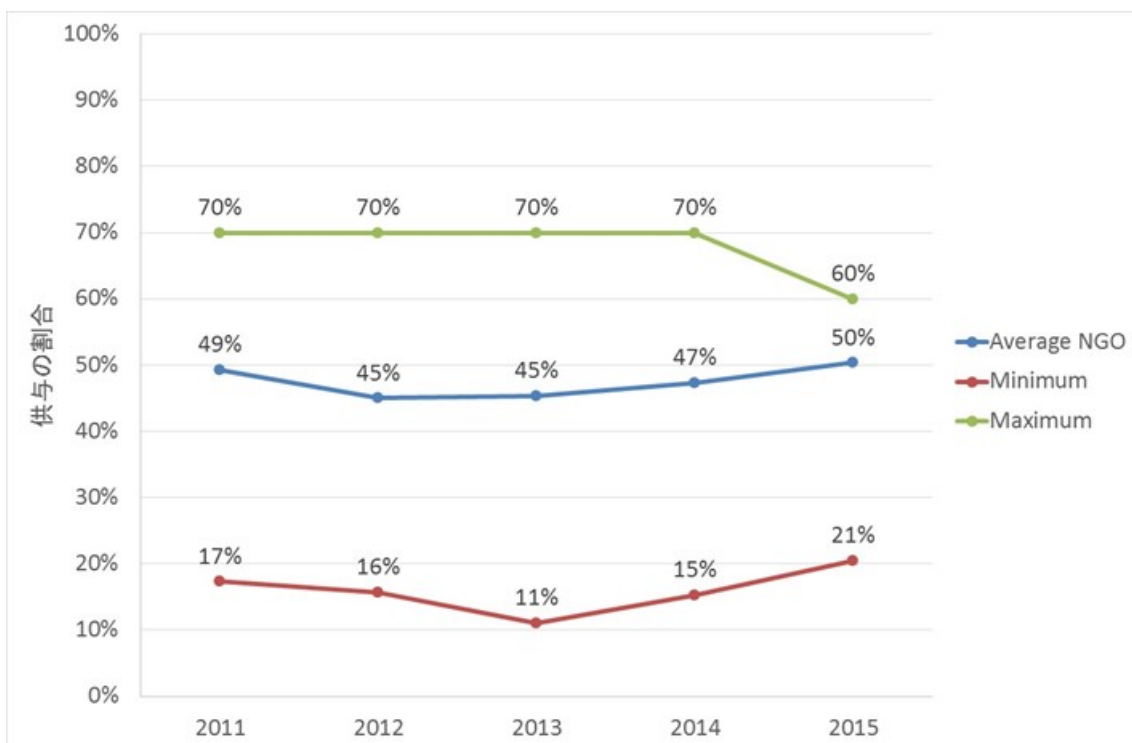
上記主要 3 制度（欧州委員会の Life Programme、ドイツ連邦環境省の The International Climate Initiative (IKI)、ドイツ連邦環境基金の支援制度）についての変遷は以下の通りである。

● 欧州委員会：Life Programme

- LIFE は 1992 年に開始し、以下のフェーズを経てきた。
 - ◇ LIFE I: 1992-1995
 - ◇ LIFE II: 1996-1999
 - ◇ LIFE III: 2000-2006
 - ◇ LIFE+: 2007-2013
 - ◇ LIFE 2014-2020 Regulation
- LIFE+までの間のプロジェクト数は 3,954 件、総額 31 億ユーロである。また、現行の LIFE 2014-2020 Regulation の予算は総額 34 億ユーロである。
- 現行予算のうち、特定のプロジェクト実施に仕向けられる予算（project grant）は最低 81%、環境 NGO 等の組織運営予算（operational grant）は最高 19%までと定められている。
- Operational grant の推移は以下の通り。
 - ◇ 年間予算総額は当初 700 万ユーロであったが、2011 年より 900 万ユーロとなった。さらに 2018 年より 1,120 万ユーロへの増額が決定している。
 - ◇ 2011 年以降、予算総額はこの期間内にはほぼ変化していない。2016 年に、環境 NGO 等にとっての総経費額のうち供与できる割合の上限が 70%から 60%に減った（適用された団体は EEB のみ）。その結果として、小規模な環境 NGO 等への供与が増える形となっている。



図表 Life operational grant の総供与額及び団体別供与額（出所：欧州委員会）



図表 Life operational grant の団体別の活動費に対する供与額の割合（出所：欧州委員会）

- **Operational grant** の事後評価について ¹⁵
 - ◇ 支援対象の各 NGO について「期待されるアウトカム」が設定されており、EEB については、「気候変動法令の更新や策定において、欧州委員会に対し、専門家の知見を提供する」、「持続可能な開発戦略に関する議論を再開し、戦略の見直しや、環境・社会的視点の強化などについて、自由な意見交換に向けた土壌を作る」などが挙げられている。
- **Project grant** の事後評価について ¹⁶
 - ◇ ベストプロジェクトの選定にあたって、「環境・経済・社会の改善への短期的・長期的な貢献」、「イノベーションと移動・交換可能性 (transferability) の程度」、「政策との関連性、費用効率性」が基準として示されている。
 - ◇ また、受益者は「After-LIFE Communication Plan」¹⁷を提出し、長期的な便益について分析することが求められる。

¹⁵

http://ec.europa.eu/environment/life/publications/lifepublications/ngos/documents/ngo_compi15.pdf

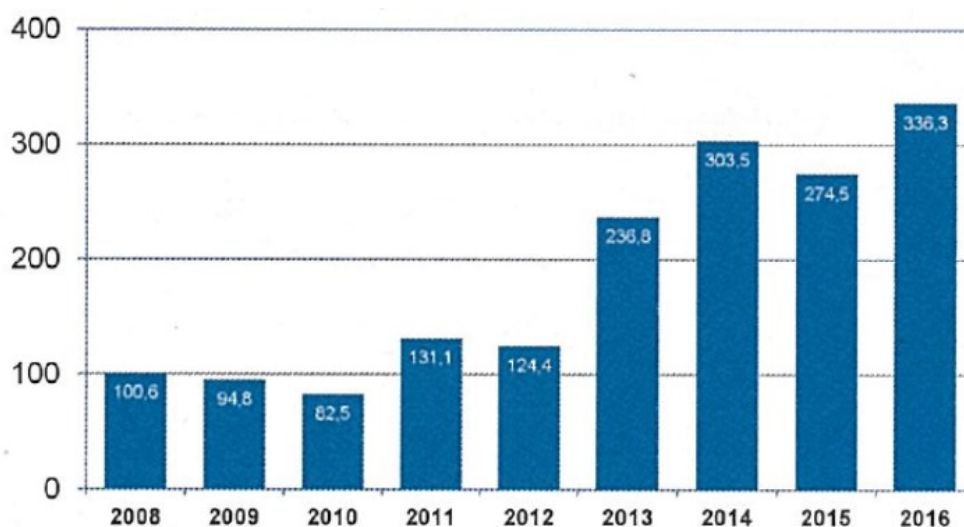
¹⁶ <http://ec.europa.eu/environment/life/bestprojects/bestnat16-17/index.htm>

¹⁷

http://ec.europa.eu/environment/life/project/Projects/index.cfm?fuseaction=home.showFile&rep=file&fil=LIFE07_ENV_UK_000943_AfterLIFE.pdf

● ドイツ連邦環境省：International Climate Initiative (IKI)

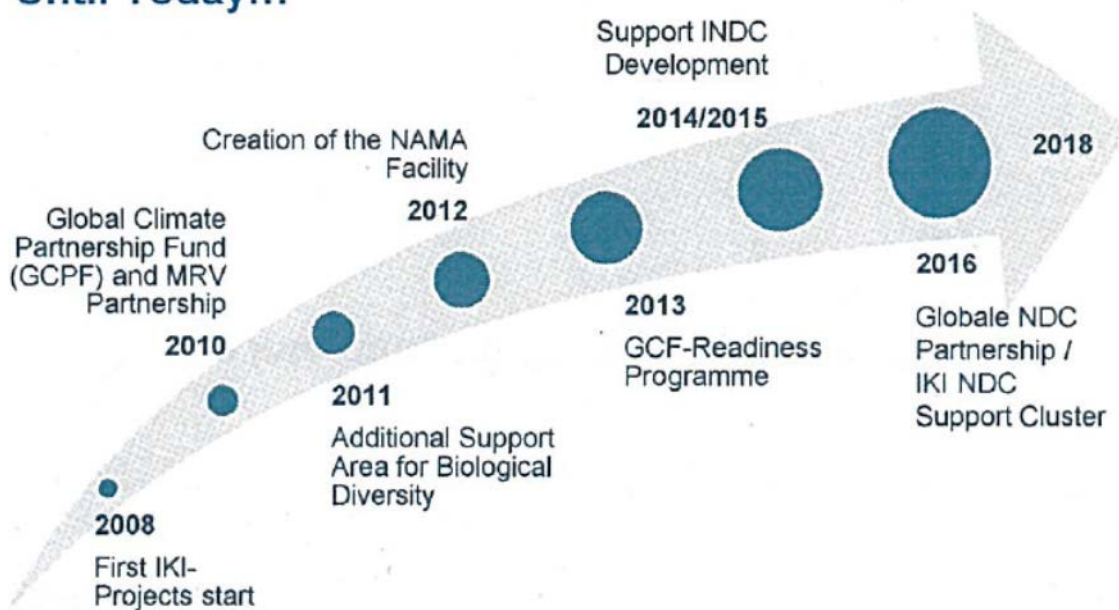
- 2008年にドイツ連邦環境省（BMUB）の気候変動政策のひとつとして発足した。
- これまでに500程度の気候変動・生物多様性に関するプロジェクトを実施している。予算額は増加してきており、支出額ベースでは、1.0億ユーロ（2008年）から3.363億ユーロ（2016年）へと3倍以上の伸びを示している。2008-16年の累計は21.81億ユーロである。
- 内訳としての環境NGO等の予算枠は特に設定されていないが、概ね10%程度で推移している。



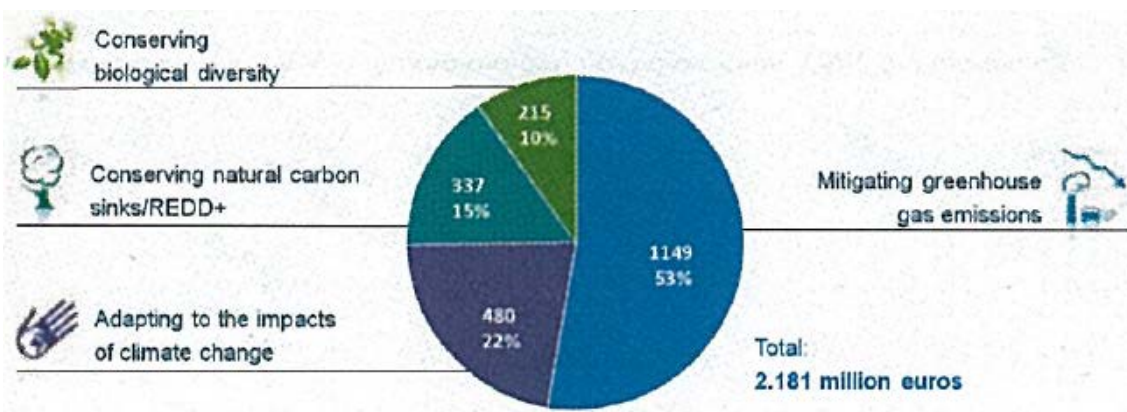
図表 IKIの支出額（単位：百万ユーロ）（出所：ドイツ連邦環境省）

- 予算増加の背景には、ポスト京都（2013年～）における2030年までの中長期の気候変動対策強化などが挙げられる。そのため、ドイツ連邦政府の施策全体においても、生物多様性分野よりも気候変動分野の方に予算が向けられる傾向がある。

From its Establishment... Until Today...



図表 2008年以降の主な政策・施策



図表 IKIの支出予算内訳（2008-16年）（出所：ドイツ連邦環境省）

図表 International Climate Initiative (IKI)のプロジェクト例

プロジェクト名	グラント規模 (BMUB)	実施者
25,000 Solar Roofs for Mexico	€3,087,310	GIZ
Accounting rules for the achievement of the mitigation goals of non-Annex I countries	€2,995,635	GIZ
ブラジル「"1000 Roofs Programme" - Disseminating Solar Thermal Hot Water Production」	€1,635,332	GIZ
エクアドル「100% Renewable Island of Santa Cruz, Galápagos」	€755,911	GIZ
Building the Resilience of Communities and their Ecosystems to the Impacts of Climate Change in Micronesia and Melanesia	€3,921,561	The Nature Conservancy (TNC) - Federated States of Micronesia
Adaptation of Water Resource Management to Climate Change: development of management tools and sustainable financing mechanisms in three representative ecoregions of Peru	€2,099,691	The Nature Conservancy (TNC) - Colombia
Assessment and development of a revised and expanded Protected Area Network in the Democratic Republic of Congo	€1,999,361	World Wide Fund for Nature (WWF) - Germany
Building momentum for low carbon development in the Philippines and Colombia	€518,136	World Wide Fund for Nature (WWF) - Germany
Ambitious City Promises: Commitments for low-carbon urban development in Southeast Asian large cities	€3,099,419	ICLEI - Local Governments for Sustainability e.V
"Ecosystem-based Adaptation for Smallholder Subsistence and Coffee Farming Communities in Central America	€3,129,488	Conservation International - Europe
Advancing Understanding of Natural Forest Carbon Stock Enhancement as part of REDD+	€2,575,273	SNV Netherlands Development Organisation - Viet Nam
Biodiversity in a changing climate: community-based strategies for the protection, management and development of wild coffee's region of origin	€2,363,995	Naturschutzbund Deutschland e.V. (NABU)
Accelerating 0-emission building sector ambitions in the MENA region	€1,712,268	Ecofys Germany GmbH
'Heart of Borneo' Forest Conservation Initiative, Succow Foundation Portion/Restoration of Peatswamp Forests in Central Kalimantan	€870,055	KfW パートナー : World Wide Fund for Nature (WWF) - Germany; World Wide Fund for Nature (WWF) - Indonesia
A Global Early Warning System for Climate Change - A Case Study for Designing the System	€618,451	UNEP ケニア
Assessing and capitalizing on the potential to enhance forest carbon sinks through forest landscape restoration while benefitting biodiversity	€596,655	International Union for Conservation of Nature (IUCN) - Switzerland
Action Plan for Sustainable Energy Supply for the 2014 Winter Olympics in Sochi	€200,031	Deutsche Energie-Agentur GmbH (dena)
Adaptation to climate change in water resource management in coastal towns and cities in South-East Asia	€90,000	Asian Institute of Technology (AIT)

(出所) <https://www.international-climate-initiative.com/en/projects/>

- ドイツ連邦環境基金 (DBU)
 - 1990年に、国がザルツギッターAG社(鉄鋼)の払い下げに伴い得られた26億マルク(13億ユーロ)を拠出し設立した。
 - 設立当初の国からの拠出資金(13億ユーロ)を投資により運用。投資先は国債、株、不動産、インフラ事業(再エネ等)等。国債の信用も完全なものではないため、投資先を多様化している。
 - 現在の資金は22億ユーロ。
 - 配当金(2017年は資金の5%、1億ユーロ程度)を、外部団体への供与(年間5,500万ユーロ、300-350事業)、インフレ対応として資本の上積み(2017年は380万ユーロ)等に充てている。

(3) 組織能力強化の要素

- LIFEのoperational grantは環境NGO等の機能をカバーするものであり、環境NGO等は年次報告書の作成、メンバー会合、サイドイベント、職員増員等を行うことができる。
【欧州委員会(再掲)】
- LIFEのoperational grantは活動のコファンドである。環境NGO等に財務的に自立して欲しいという考えがあり、もらうことを当然と考えてほしくない。環境NGO等の側でも、本グラントにのみ依存することはリスクであり、財源を多様化したがつている。【欧州委員会】
- 環境NGO等の組織的成長を、環境省が直接支援するわけではないが、短期のプロジェクトを通じてサポートする。この形はドイツではうまく機能しており、環境NGO等は民主主義的な市民社会の活動のなかに位置付けられる。【ドイツ連邦環境省】
- プロジェクトへの支援であり、組織運営への支援ではない。【DBU】

(4) 今後の支援の方向性

- 2020年までのLIFEプログラムの詳細について、「LIFE Multiannual Work Programme (MAWP) for 2018-2020」がまもなく発表される。Operational grantの仕組みにはあまり変化がない見通し。新たなproject grantが出される可能性がある。評価基準を簡単なものにした意向も汲まれている。

(5) その他

- ドイツ国内で、250程度の環境NGO等が特別の参加権を有する団体として承認されている。それ以外の団体を含めれば2,500-3,000程度が存在する。【ドイツ連邦環境省】
- 「Green Nature Cycle」という情報提供・共有の枠組があり、環境政策の情報を小さい環境NGO等に伝えている【ドイツ連邦環境省】
- アドボカシー活動に対する予算は用意していない。しかし、政策決定・執行等の過程に

において、市民や環境 NGO 等の参加、情報交換、議論の場を設けている。批判に対してもオープンである。【ドイツ連邦環境省】

- 団体が一定基準のもとで公益性を有すると承認されれば、メンバーシップフィー、個人の寄付、グラントが所得税の対象から控除される仕組みがある。【ドイツ連邦環境省】
- ドイツはリベラルで開かれており、市民社会により発展してきた国である。環境 NGO 等は、市民社会のパートナーとして政府との間を取り持つ存在である。【DBU】

3.2.2. 環境 NGO・NPO の現状

本調査では、環境 NGO 等 4 団体及び環境 NGO 等のネットワーク団体 5 団体について、資金調達状況及び公的支援状況に関する情報収集・分析を行った。

(1) 環境 NGO・NPO の資金調達状況（2016 年）と公的支援の概要

環境 NGO 等 4 団体の資金調達状況及び公的支援状況に関する概要は以下の通りである。

	NABU	BUND ¹⁸	WWF Germany	WWF EPO
財政規模	4,461 万ユーロ	2,710 万ユーロ	6,825 万ユーロ	460 万ユーロ
公的資金	919 万ユーロ (21%)	210 万ユーロ (8%)	1,863 万ユーロ (27%)	85 万ユーロ (19%)
財団	536 万ユーロ (12%)	1,920 万ユーロ (71%)	1,216 万ユーロ (18%)	126 万ユーロ (27%)
企業	371 万ユーロ (8%)			2 万ユーロ (0.3%)
メンバー シップ	2,012 万ユーロ (45%)		3,121 万ユーロ (45%)	247 万ユーロ (54%)
その他収入	623 万ユーロ (14%) 繰越、課徴金、資産運用等	580 万ユーロ (21%)	625 万ユーロ (9%) 繰越、資産運用等	—

¹⁸ メールでのヒアリングによるもの

	NABU	BUND ¹⁸	WWF Germany	WWF EPO
主な公的資金供給元（各国政府）	<ul style="list-style-type: none"> ドイツ環境省（BMUB）： 主に IKI (International Climate Initiative) 	—	<ul style="list-style-type: none"> ドイツ環境省（BMUB）： 主に IKI (International Climate Initiative) ドイツ開発省（BMZ） ドイツ食糧省（BMEL） 	<ul style="list-style-type: none"> ノルウェー開発協力局 （公的資金 85 万の内 7 万）
主な公的資金供給元（欧州委）	<ul style="list-style-type: none"> 主に LIFE（project grant） 	—	<ul style="list-style-type: none"> あり（予算不明） 	<ul style="list-style-type: none"> LIFE（公的資金 85 万の内、operational 62 万、project 20 万） Horizon 2020（8 万） DEAR (Development Education and Awareness Raising)（新規予算 25 万）
公的資金供与の形態	<ul style="list-style-type: none"> project grant 	<ul style="list-style-type: none"> project grant 自発的な社会奉仕の調整機能に対する州補助金 	<ul style="list-style-type: none"> project grant 	<ul style="list-style-type: none"> operational grant 及び project grant
資金以外の支援	<ul style="list-style-type: none"> 欧州委員会による LIFE 申請ノウハウについてのワークショップ（NABU は必要としていない） 	—	<ul style="list-style-type: none"> ドイツ開発省における開発現場状況のフィードバックを行う場の設定 	—
主な活動タイプ	<ul style="list-style-type: none"> アドボカシー、フィールド活動 	<ul style="list-style-type: none"> アドボカシー、フィールド活動 	<ul style="list-style-type: none"> アドボカシー、フィールド活動 	<ul style="list-style-type: none"> アドボカシー、フィールド活動

(2) 環境 NGO・NPO のネットワーク団体の資金調達状況（2016 年）と公的支援の概要

環境 NGO 等ネットワーク団体 5 団体の資金調達状況及び公的支援状況に関する概要は以下の通りである。

	DNR	Forum Umwelt & Entwicklung	EEB	Birdlife Europe	European Eco Forum
財政規模	133 万ユーロ ※Forum Umwelt & Entwicklung 除く	110 万ユーロ	312 万ユーロ	276 万ユーロ	活動に応じて大きく変動
公的資金	101 万ユーロ (76%)	30 万ユーロ (27%)	122 万ユーロ (39%)	162 万ユーロ (59%)	会合の開催等に応じて取得
財団	7 万ユーロ (5%)	74 万ユーロ (67%)	107 万ユーロ (34%)		2 団体より少額を取得
企業			51 万ユーロ (17%)	33 万ユーロ (12%)	少額を取得
メンバーシップ	16 万ユーロ (12%)	6 万ユーロ (5%)	18 万ユーロ (6%)	80 万ユーロ (29%)	なし
その他収入	9 万ユーロ (7%) 出版、繰越等	0.03 万ユーロ (0.03%) 出版	14 万ユーロ (5%)	0.2 万ユーロ (0.1%)	—
主な公的資金供給元(各国政府)	• ドイツ環境省 (BMUB) など	• ドイツ環境省 (BMUB) • ドイツ環境庁 (UBA)	• ルクセンブルグ政府 (少額の operational grant) など	• ドイツ環境省 (BMUB) : IKI (International Climate Initiative) など	• スイス政府、イタリア政府など

	DNR	Forum Umwelt & Entwicklung	EEB	Birdlife Europe	European Eco Forum
主な公的資金供給元(欧州委)	—	—	• 欧州委員会：主に LIFE (90 万の内、operational 70 万)	• 主に LIFE (operational grant)	—
公的資金供与の形態	• operational grant (環境省) 及び project grant (停止する方針)	• operational grant (環境省) 及び project grant (環境庁)	• operational grant 及び project grant	• operational grant 及び project grant	• グラント(会合サポート等を目的とする)
資金以外の支援	• ドイツ開発省との意見交換を行う場の設定	—	—	—	• European Foundation Center (EFC)による助成情報の提供
主な活動タイプ	• メンバー団体の調整、アドボカシー	• メンバー団体の調整、アドボカシー、プロジェクト	• メンバー団体の調整、アドボカシー、プロジェクト	• アドボカシー、フィールド活動	• メンバー団体の調整、アドボカシー、UNECE 内の環境条約の執行サポート

(3) 公的資金支援のメリット・デメリット

上記環境 NGO 等及びネットワーク団体にとっての公的支援に対するメリット及びデメリットとして、以下の情報が得られた。

メリット	デメリット
<p>【支援の意義・位置付け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境 NGO 等の業務を行うために重要。<operational grant> 【Birdlife Europe】 ● 環境当局と開発当局の予算が並存している。<IKI, LIFE> 【WWF Germany】 ● プロジェクトアイデアのコンテストになる。／活動領域が広がる。 【WWF Germany、NABU】 ● 予算付与の審査が厳しいため、活動内容と課題を把握し、財務の透明性を担保し、ガバナンスの強化を行うことができる。 【Birdlife Europe】 ● 精算の検査が非常に詳細であるため、管理の強化、アカウントビリティの担保を行うことができる。 【Birdlife Europe】 <p>【予算の使途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 使途を特定されない／柔軟。<ドイツ環境省の operational grant、LIFE operational grant> 【DNR、Birdlife Europe、WWF EPO】 ● オーバーヘッドコストが取得できる。<IKI、LIFE project grant> 【WWF Germany、DNR】 ● 費目の 20%が変更可能。<ドイツ環境省の operational grant、LIFE operational grant> 【DNR、WWF EPO】 	<p>【支援の対象となる活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ロビー活動・アドボカシー活動に用いることが困難。 【WWF Germany】 ● 新たな環境問題の分野を対象とすることが困難。 【WWF Germany】 ● 当局の専門性が不足している。<LIFE operational grant> 【EEB】 <p>【予算の使途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境 NGO 等の活動自体がプロジェクトのようなものであり、オーバーヘッドコストを多く請求できるようにすべき。<LIFE operational grant> 【EEB】 ● 収入と支出が完全に一致しなければならない。<ドイツ環境省の operational grant> 【DNR】 ● 他組織との協力や会議の運営等のコーディネーションが使途に含まれない。<LIFE> 【Birdlife Europe】 ● 土地購入費が認められない。 【NABU】 <p>【予算の安定性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スタートアップ団体に予算を回し、継続団体の公的資金への依存度を減らし自立を促すために予算を漸減させること、コファウンダーの割合（事業コストに対する補助割合）を下げることは間

メリット	デメリット
<p>【予算の安定性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 予算期間が 2 年間となり収入の安定性等が増した。<LIFE operational grant> 【Birdlife Europe、WWF EPO】 <p>【手続き等の負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクト開始時に 30%、中間時点で 40%の支払いを受けられる。<LIFE project grant> 【NABU】 	<p>違いである。しっかりした団体の活動継続にこそ意味がある。</p> <p><operational grant> 【Birdlife Europe、WWF EPO、EEB】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクトの上位政策の変更を予見できないため、短期的な実施にならざるを得ない。<project grant> 【WWF EPO】 ● 収入が変動し安定性が損なわれないよう、絶えずプロジェクト活動を実施しなければならない。<project grant> 【NABU】 <p>【手続き等の負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請、報告が非常に大変。【NABU、WWF EPO】 ● 審査が過度の透明性担保のために複雑すぎる。<LIFE project grant> 【NABU】 ● 小規模プロジェクトでも精算の負担が変わらず予算とのバランスが取れない。【NABU】 ● 精算の検査を過度に細かく行うため業務効率が悪化。【NABU、Birdlife Europe】

(4) 環境 NGO の役割

上記環境 NGO 等及びネットワーク団体においては、環境 NGO の役割は以下のように認識されている。特に欧州においては、市民社会と政府との間に位置付けられるものとして広く認識されており、また、その中で政策策定プロセスに関与すべき存在として捉えられていることがわかる。

【社会における存在意義】

- 政府とは長く密接な関係を持っている。NGO 等は政府にとって信頼できるパートナーであり、予算をきちんと有効活用できることをチェックする存在である。【WWF Germany】
- 人数的にも政党などよりも多く、また、会員はメンバーシップフィー以上のことをしてくれる。波及効果も大きく、自然保護への投資はリターンが倍になるような良いものである。但し、それを数字で示すことは難しい。【NABU】
- ネットワークは市民の声と政策形成とをつなげるために重要なものと捉えている。【WWF EPO】
- 政府や民間の営利団体と並ぶ市民社会を代表するセクターが必要であり、それが EEB の存在意義である。すなわち営利のためではなく社会的機能のために活動している。【EEB】

【問題のレベルに応じた対応】

- 国、州、地域レベルそれぞれで取り組む環境問題を調整し、プロジェクトによっては環境省の意見を訊く機能がある。【NABU】
- 国レベルでの対応とは異なり EU レベルでの政策に対応。【WWF EPO】

(5) ネットワーク団体の役割

上記環境 NGO 等ネットワーク団体の存在が、欧州における特徴のひとつである。その背景には欧州、国、地域という各階層において問題に対処しなければならない事情があると考えられる。各団体においては、その役割は以下のように認識されている。

【メンバー間の調整、情報共有等】

- メンバー間で関心や意見が異なる場合があり、その調整を行う。特に EU 域に広がる場合にはメンバー団体では調整ができない。状況によってはメンバー間の協議に委ねる。【DNR】
- IUCN や EEB に類似する側面もある。しかし、DNR にはネットワークのネットワーク団体であること、地域レベルの活動をまとめる機能があること、といった特徴がある。【DNR】

- 環境・開発分野の NGO 等のコーディネートを行う。【Forum Umwelt & Entwicklung】
- メンバーにとってのメリットは、環境への対処方針についての意思決定、情報共有、ロビー活動への参加など。新たなトピック（生物多様性等）についての情報提供も、メンバーにとっては嬉しいはずである。【Forum Umwelt & Entwicklung】
- 大規模なメンバーが活動を支配することは望ましくない（ネットワークを殺してしまう）。公平にインスピレーションをもらい合い、知見を共有する場にすべきである。それにより win/win の関係が生まれる。【Forum Umwelt & Entwicklung】

【アドボカシー、ロビー活動】

- ロビー団体と言ってもよいが、それはネガティブなものではない。環境省等とのつながりを維持しており、政策への意見交換の場も設定されている。【DNR】
- ネットワーク団体であるから、特定のプロジェクト活動よりも、セミナー運営やアドボカシー活動の方をこそ行いたい。【Forum Umwelt & Entwicklung】
- 政府へのロビー活動も実施しているが、効率性の観点から弱い活動についての働きかけであり、なかなか難しい。【Forum Umwelt & Entwicklung】
- UNECE の環境条約のフォローを実施。【European Eco Forum】

(6) 公的資金の役割

上記環境 NGO 等及びネットワーク団体においては、公的資金の役割は以下のように認識されている。米国と異なり、組織活動のための資金（operational grant）が機能している点が特徴として挙げられる。

【全般】

- 欧州委員会は市民社会の活動による政策決定・実施プロセスへの関与を望んでおり、多くのサポートを環境 NGO 等に出している。【WWF EPO】
- 環境 NGO 等は数少ない専門家集団だが、その育成のためには公的な資金が必要である（民間の営利企業とは異なる）。【EEB】

【operational grant】

- 欧州委員会からの収入は主に LIFE の operational grant である。環境 NGO としての業務をサポートするためにとっても重要である。【Birdlife Europe】
- 法制度は民間企業のニーズにあったものとなっており、当局は問題を十分には解決できない。例えば、EU 指令で産業からの排出基準を定める際には、政府、産業、環境 NGO 等の 3 つが必要だが、実質的には産業によって主導されている。環境 NGO 等は隅に追いやられてはいるが、プロセスの中に居ることに意味がある。そのために特定のプロジェクトに紐付けない公的資金が必要である。【EEB】

- ドイツ政府へのロビー活動の成果があつて、2017年に、2018年から得られる operational grant の金額が 3 倍になり、それに伴いプロジェクトベースの活動は停止する方針。
【DNR】

【project grant】

- 用途が決まっているからといって、自立性が失われることはない。むしろ活動領域が広がることにつながっている。【NABU】
- プロジェクトアイデアのコンテストにもなり、とても良い枠組みである。<IKI> 【WWF Germany】
- 魅力的なグラントであり、毎年受けている。競争が大きく、毎回しっかりと実施し結果を出さなければならない。しかし、プロジェクトのもとになる政策は短期的に変わり、3年後まで予見することは困難であり、活動が無駄になってしまうこともある。したがって、project grant に焦点を当てることはない。<LIFE project grant> 【WWF EPO】

(7) 公的資金の手続き面

上記環境 NGO 等及びネットワーク団体においては、公的資金の手続き面に関して、審査、報告、精算、支払の各段階について以下の評価や課題等が得られた。

【審査】

- IKI では大規模プロジェクトの場合に外部評価がなされる。また LIFE ではすべてのプロジェクトが外部評価の対象となる。ドイツ連邦自然保護庁 (BfN) の予算はおそらく内部評価。【NABU】
- 100-150 頁もの提案書を要請され、その準備コストで 1 万ユーロ程度かかっている。なお、概要版、詳細版と 2 段階になって多少は緩和された。簡易化を要望。<LIFE project grant> 【NABU】
- プログラムの運用が長くなればなるほど審査が複雑になっていく (申請者からのクレームに対応)。LIFE では最大 6 名が審査に参加する (外部委員 2 名が評価を行い、3 人目がその違いをチェックし、大きな評価差があればさらに 3 人目の評価者が評価を行う。加えて欧州委員会の 2 名が確認する)。透明性を過度に担保している例である。<LIFE> 【NABU】
- とても厳しい。また、毎年作業計画や詳細な報告書を提出しなければならない。しかしこれにより、活動内容と課題を把握し、財務の透明性を担保し、ガバナンスの強化を行うことができ、高く評価する。<LIFE> 【Birdlife Europe】
- 採択の審査には 1 年間以上を要することがある (協議、再申請等を含め)。<IKI> 【WWF Germany】

【報告】

- 100-150 頁の報告書を要請される。必要十分な分量にしてほしい。<LIFE project grant> 【NABU】
- 活動内容の報告は大変であり、年間で 6-8 万ユーロかかっている（検査対応、コーディネイト、申請など）。<LIFE operational grant> 【WWF EPO】

【精算】

- 特に小規模プロジェクトについて、交通費等の経費精算が煩雑で予算とのバランスが取れない。検査側の負担も大きい。【NABU】
- 精算の検査は定期・不定期の両方によりなされる。2 人の検査官が 2 日間にわたり検査を行う形。非常に細かく、間違いの金額の限度は設けられていないため、倒産リスクもある。現場仕事ばかりしていると管理がおろそかになるものであり、このようにアカウントビリティを担保すべきである。その一方で、過度に細かく検査することによる業務効率の悪化とのバランスを取るべきである。<LIFE> 【Birdlife Europe】
- ドイツ政府からの operational grant の予算は、毎年支出と一致しなければならない。すなわち、当該年に使わない分については返還しなければならない。次年度に回すことはできない。したがって、使途の執行時期が異なることもあり、年末の精算が非常に大変である。【DNR】

【支払】

- 支払いはプロジェクト開始時に 30%を受けられるが、2 回目の中間払い（40%）を受けするためには、当初支払い（30%）の 40%分を別途使った後でなければならない。<LIFE project grant> 【NABU】
- 支払いについては、プロジェクト開始時に 100%受領できるプログラムや、立替払いが可能なプログラムなども存在する。【NABU】

(8) 公的資金の資金使途の柔軟性

上記環境 NGO 等及びネットワーク団体においては、公的資金の使途の制約（restricted/unrestricted）や柔軟性、適用可能項目等に関して、以下の評価や課題等が得られた。

【制限の有無】

- 使途を特定されない operational grant を受けている（Forum Umwelt & Entwicklung の分を含め運用）。<ドイツ環境省> 【DNR】
- Operational grant とメンバーシップフィーのみが使途が特定されない予算である。【EEB】
- 制約なし予算はロビー活動・アドボカシー活動に用いる。これを公的予算から充てるこ

とは難しい。【WWF Germany】

- 用途は **unrestricted** ではないが、組織の作業計画に応じてその収入の一部をコファンドしてもらい、柔軟性がある。<LIFE operational grant> 【Birdlife Europe】
- 用途を定めた収入ではなく (**unrestricted**)、4-5 年や年間の計画を協議した上で定めるバスケットの予算である。<LIFE operational grant> 【WWF EPO】
- 用途がとても **restricted** である (Horizon 2020 science funding 等)。【Birdlife Europe】
- 他組織との協力や会議の運営などのコーディネーションは、LIFE の用途には含まれていない。しかし、必要な機能である。【Birdlife Europe】
- 土地購入費を経費として認めてほしい。【NABU】

【外注・再配分】

- コンサルへの発注は入札により決定しなければならない。<Horizon 2020 等> 【Birdlife Europe】
- 予算を再配分する場合には、その内容について欧州委員会から質問される。特に 5,000 ユーロを超える場合には、その意味や価値を問われる。最近では、1,000 ユーロずつをメンバー国オフィス 10 箇所に再配分した際にも、欧州委員会の検査官からその価値について問われた。従って、煩雑ゆえあまり再配分の形を取りたくない。<LIFE operational grant> 【WWF EPO】

【管理コスト・オーバーヘッドコスト】

- 12.5%のオーバーヘッドコストを取得できるメリットがある。<IKI> 【WWF Germany】
- オーバーヘッドコストは 7%である。<LIFE project grant> 【NABU】
- (小規模プロジェクトの場合に) O.H.の割合を大きくして人件費を確保することが重要。【NABU】
- オーバーヘッドコストは請求できるが大きい。コンサルティング会社であれば多くのプロジェクトを行っておりオーバーヘッドコストは比較的少ないが、EEB は 3,000 万人のメンバーへの情報発信などを実施しており、オーバーヘッドコストが大きい (これをコンサルで行うとしたらどれほどの額になるか)。<LIFE operational grant> 【EEB】

【流用】

- 費目の 20%は変更可能。<ドイツ政府からの operational grant> 【DNR】
- Work plan における経費の変更は 20%まで認められる。但し、リスクを避けるため、事前報告を行うようにしている。<LIFE operational grant> 【WWF EPO】

(9) 組織の自立・公的資金への依存抑制

上記環境 NGO 等及びネットワーク団体においては、公的資金の活用を介して、それら資

金への依存や組織の自立という観点で、以下の評価や課題等が得られた。

- 予算は安定的ながら年々漸減している。背景には、環境 NGO 等の活動のスタートアップに多くの予算を割き、その後自立に向かって欲しいとの欧州委員会の考えがあるだろう。しかし、活動は継続してこそ意味があり（基礎調査等）、この考え方はうまく機能しない。<LIFE operational grant> 【Birdlife Europe】
- 経年的に依存度を下げていくように要請されているが、それができるかどうか疑問である。<LIFE operational grant> 【WWF EPO】
- 前年度以上の金額は受けられない仕組みであり、また、団体あたりに供与される予算の上限が 90 万ユーロから 70 万ユーロに減らされた。一方、新規の団体は 20 万ユーロを申請できる。これはおかしいシステムであり、活動がまだしっかりしていない団体にアンバランスに予算を配分していることになる。本来は大規模（国数、メンバー数、代表する市民数、扱う環境問題の数、インパクトの大きさ等）な環境 NGO 等が多く受けるべきである。小規模な団体には政策に与える影響力を持たず、また政府へのアクセスもない。<LIFE operational grant> 【EEB】
- 補助割合の上限は 70% から 60% に減らされた。背景には公的資金への依存度を下げていくべきという考えがあるが、それはうまく機能していない。環境 NGO 等の活動はスタートアップよりも継続のほうこそ重要なのであり、営利事業のモデルとは異なる。<LIFE operational grant> 【EEB】
- 使途が決まっているからといって、自立性が失われることはない。むしろ活動領域が広がることにつながっている。<project grant> 【NABU】

(10) ファンドレイジング体制

上記環境 NGO 等及びネットワーク団体においては、以下の考えのもとファンドレイジングに関する取り組みを行っている。

- ボード・管理部署の下に民間企業へのマーケティング・ファンドレイジング部署、生物多様性関係の部署の下に公的機関へのファンドレイジング部署を設置。適宜、他の部署と協力して活動している。【WWF Germany】
- ファンドレイジングの効果はあるが、時間と負担が必要であり、どこまで行うのかについてバランスの検討が必要である。【WWF EPO】
- 公的資金を使う場合にもコファンディングが必要であり、そのためにもファンドレイジング活動が重要。【EEB】

(11) 今後の公的資金の動向に係る考え

上記環境 NGO 等及びネットワーク団体においては、公的資金の存在意義等に関して、以

下の懸念が寄せられた。

- 最近の欧州における政治の動向として、開かれた社会モデルではなく、中央の政治とビジネスにのみ集中し、NGO を敵として見る傾向がある（ポーランド、ハンガリー、ブルガリア等）。このような国々では NGO へのグラントをカットしてしまった。そのため欧州委員会の予算（主に LIFE）への依存度が増した。もはや欧州は環境 NGO 等にとっての天国ではない。【Birdlife Europe】
- ロシア・プーチン政権において、他の収入源がある NGO への予算の拠出を規制するようになり、東欧もそれに倣っている傾向がある。【Birdlife Europe】
- 最近では環境 NGO 等に対してネガティブな意見が出てきており、大きな問題として懸念している。これまでも、EU の EPP (European People's Party)等の右派政党や、TTIP (Transatlantic Trade and Investment Partnership)の関連団体等から、NGO への予算をカットするべきとのクレームがあった。彼らはビジネス目線しか持っていない。【EEB】

4 まとめ

4.1. 米国と欧州の比較

今回の調査結果について、米国と欧州の公的資金支援や NGO の財政状況を比較するために、以下の図表にて取り纏め結果を提示する。なお、留意点は以下の通りである。

- 米国・欧州の環境 NGO 等への公的資金支援に関して、調査対象は公的資金支援制度の一部であり、網羅的なものではない。
- 本調査では、主に大規模な環境 NGO 対象としており、地球環境基金が支援しているような小規模 NGO は、GrowNYC のみとなっている。これらの大規模 NGO は日本の小規模 NGO の将来像の一案として捉えることができる。
- 今回は主な調査対象としていない米国や欧州の小規模 NGO の現状・課題や、大規模 NGO がどのような過程を経て成長してきたか等について追加的調査を実施することで、公的資金のあり方や NGO の規模や活動フィールドごとの将来像について、更なる示唆が得られると考えられる。

図表 米国と欧州の調査結果の比較

	米国	欧州
政府が求める環境 NGO 等の役割		
政府側	<ul style="list-style-type: none"> 公的組織の政策・戦略・計画を実施する役割 	<ul style="list-style-type: none"> 市民社会セクターの代表として、健全な政策形成への貢献、及び政策の実施
NGO 側	<ul style="list-style-type: none"> 政策実施とイノベーションの実施 公的サービスを補完、場合によって政府を代替 	<ul style="list-style-type: none"> ドイツでは、政策形成・執行の過程における参加（批判を含む） EU では、EU レベルでの政策形成に寄与
公的支援の概要		
目的	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全に関する、具体的で特定された目的のプロジェクトを支援。 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト支援に加えて運営資金も支援。 EU(LIFE)では、運営費も支援。ドイツでは、ネットワーク NGO にのみ運営費を支援。
能力強化に係る考え方	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト支援を通じて実施との考え。 同じ制度を通じた継続的支援をよしとしない。小規模のグラントを得た場合、それにより NGO 自身の能力強化がなされ、より大規模なグラントを得て活動の幅を広げることを期待されている。 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト支援や運営資金支援を通して実施。 運営資金支援に関しては、上記 NGO の役割に対して、継続的に支援を行うことをよしとする。 一方で、EU(LIFE)の運営資金については、同一団体への支援を漸減させて自立を促し、スタートアップ団体にも向ける考えも。
アドボカシー活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> 公的資金による支援はない。 公的資金支援が得られる非営利組織 501(c)(3) 団体においても、活動全体のかなりの部分を政治的活動等に費やすことは 	<ul style="list-style-type: none"> ドイツでは、公的資金が単体の NGO によるアドボカシーやロビー活動（政治的独立性を保つもの）は支援しない。一方で、ネットワーク NGO に関しては、健全な政策形成へ貢献する役割を鑑み

	米国	欧州
	不可。政治的活動等をメインにできる 501(c)(4) 団体は、基本的に公的資金支援の対象外。	て、運営費を支援。 • EU(LIFE)では、運営資金支援を通じて間接的に政策形成を含む NGO の活動を支援。
グラントの 供与体制	• コミュニティに密着した NGO を支援し、各地域事務所がグラントを管理。	• EU(LIFE)では、環境部署と開発部署とが共同で予算管理。 • ドイツ(IKI)では、公的機関が執行機関としてグラントを管理。
評価	• ロジックモデル等を用いて基本的に定量的に評価を行う。	• プロジェクト支援では何らかの指標を用いることがあるが、全てに対してではない。また、運営費支援では定性的な質の評価。
人件費と 間接費	• 直接従事者の人件費はカバーできる。 • 間接費は、人件費・賃金の 10%程度を含めることができる。	• 直接従事者の人件費はカバーできる。 • 間接費は、10%程度を含めることができる。
マッチング ファンド	• 求める場合と求めない場合がある。	• 運営費支援に関して、EU(LIFE)では、運営費の 40%以上を NGO が自ら調達する必要がある。 • プロジェクト支援に関して、プロジェクト費用の一部を NGO 自身で資金調達しなければならない。
環境 NGO 等の財政状況		
財政規模	• 数百億円程度の規模の団体も複数存在 • 公的資金は、ヒアリングした NGO のいずれにおいても最大の財源ではない。	• ヒアリングした単体 NGO は数十億円規模、ネットワーク NGO は数億円規模の団体が多い。 • 公的資金は、ヒアリングした NGO においては 20%程度を占めるケースが多い。
資金調達先	<ul style="list-style-type: none"> • Restricted な資金と Unrestricted な資金のバランスを取っている。 • Restricted な資金 公的資金や財団資金等(プロジェクト支援)。組織の戦略・計画に沿ったプロジェクト案件へ応募。 • Unrestricted な資金 <ul style="list-style-type: none"> <米国>個人の寄付や財団資金等が該当。組織運営費、ファンドレイジング費用等にも利用 <欧州>メンバーシップ収入が中心。ロビー活動・アドボカシー活動に用いる。運営費支援も柔軟に使用可能。 	
組織強化	• 財団や個人等からの Unrestricted である資金を活用して実施。	• 財団や個人等からの Unrestricted である資金を活用して実施。 • 運営費支援(ドイツのネットワーク団体向け、EU(LIFE))も重要。
ファンドレイ ジング体制	• 専門部署を通して、個人や財団との関係作りを行い、資金を継続的に調達。	• EU、国、地域の各レベルでファンドレイジング活動を実施。

4.2. 調査結果から得られるわが国への示唆

上記の図表を踏まえ、環境 NGO への公的支援に関して、米国と欧州の主な違いは以下の通りとなる。各項目について、わが国における示唆と成り得る事項を□にまとめた。

■ 政府が求める環境 NGO 等の役割 |

- 米国においては、環境 NGO は政策の実施やイノベーションを担う役割である。一方で、欧州においては、政策の実施に加えて、市民社会セクターの代表として健全な政策形成へ貢献することが求められており、その機能に対して運営費助成が行われている。

- わが国において環境 NGO 等に求める役割について、改めてより幅広い観点から議論した上で、その役割を踏まえ、運営助成の要否も含め、日本の NGO に対しどのような支援を行っていくか検討をする必要がある¹⁹。

■ 公的財政支援制度の目的 |

- 今回調査対象とした米国の財政支援制度では、コミュニティの環境教育やコミュニティの環境・公衆衛生課題に係る理解・解決促進など具体的で特定された目的のプロジェクトを支援するとしており、直接的な能力強化の要素はない。また、申請対象者も NGO のみに限定されていない。一方で、欧州においては、プロジェクト支援に加え、特定の NGO 等に対し運営費支援を継続的に行っている。
- 運営費支援に係る違いの背景として、上記の NGO 等に求める役割の違いがある。米国においては、環境 NGO 等に政策実施の役割を果たすことを促すためにプロジェクト支援を行い、欧州においては、米国と同様な考え方に加えて、政策形成の役割（機能）に対し、運営費支援を継続的に行っている。
- なお、欧州において運営費を獲得している団体は、健全な政策形成に貢献できる NGO のネットワーク団体（ドイツ）や、3 カ国以上で活動する一定規模以上の NGO（EU）である。

- 財政支援制度の目的と成果が合致しているか確認が必要となる。
- 米国のプロジェクト型財政支援制度では、プロジェクトの目的が明確となっており、それに基づき想定される成果もロジックモデルを活用し設定されている。よって、投資対効果が定量的・定性的に評価できるようになっている。

¹⁹ 独立行政法人環境再生保全機構 第三期中期計画において、「地球環境基金業務は環境保全に取り組む民間団体（NGO/NPO）の活動を支援するため、民間団体による環境保全活動に対する助成（助成事業）を行うとともに、環境保全活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修（振興事業）を実施する。」とされている。

- 一方で、財政支援制度の目的が環境 NGO 等の組織開発である場合、NGO 等に求める役割やわが国の現状等に基づき、必要な要素及び、そのための支援制度枠組みを再検討し、制度の目的の達成度合いが確認できるようにする必要がある。支援制度の具体的枠組みとしては、運営費の支援も検討に値すると考えられる。
- このほか、環境 NGO 等に求める役割の検討を踏まえ、NGO の政策形成の機能（シンクタンク機能）の強化を目指す場合においても、運営費支援の検討の可能性があると考えられる。
- 留意点としては、どのような NGO 等に運営費を供与するかの検討、運営費の支援に大きく依存しないような財政基盤の強化・多様化が NGO 等に求められる点が挙げられる。

■ 環境 NGO 等の組織開発支援に係る考え方 |

- 米国においては、プロジェクト型財政支援制度を通して環境 NGO 等の組織開発支援を行っており、直接的な NGO の能力強化支援は行っていない。加えて、同じプロジェクト支援制度を通して同じ NGO を継続的に支援することは好ましくないとされている。よって、小規模のグラントを得た場合、それにより NGO 自身の能力強化がなされ、より大規模なグラントを得て活動の幅を広げることを期待されている。直接的な組織開発のための資金に関して、公的資金支援制度ではカバーできないため、環境 NGO 等は個人や財団などから得られる Unrestricted な資金を活用している。
- 欧州においては、上記の米国と同様のプロジェクト支援に加え、特定の NGO やネットワーク NGO に対して、Unrestricted な資金供与（運営費支援）を通して環境 NGO の組織開発支援を行っている。
- 支援期間については、米国及び欧州の NGO より、複数年契約とすることで、活動の安定性が担保される、人員への投資が可能となるなど組織開発につながるメリットについて指摘があった。
- 今回の調査結果を踏まえ、わが国の環境 NGO 等の将来像の一案として、タイプ別に大規模国際型 NGO（政策の実施（大規模））、小規模地域密着型 NGO（政策の実施（小規模））及びネットワーク型 NGO（政策形成の支援）が挙げられる。大規模国際型 NGO に関しては、米国の CI や TNC のように、組織のミッションに合致する比較的大規模なグラント事業や委託事業を、環境のコンサル会社のように米国政府や国際機関等から請負うものである。小規模地域密着型 NGO に関しては、米国の GrowNYC のように、政府からの資金支援と事業利益を得て、必要であるが政府が実施できない、または、政府が実施するより効率的に実施できる小規模な活動を多く展開するものである。そして、ネットワーク型 NGO は、欧州の EEB やドイツの DNR のように、個別の NGO を束ねて市民セクターの声

を汲み取り、政策形成にインプットを行うものである。

- 米国や欧州と同様に、シードマネーの役割を持つ小規模資金支援制度（プロジェクト型財政支援制度）に関して、同じような制度で同じ活動内容を継続的に支援することは日本においても好ましくない。（ただし、自然保護等特定の分野においては、同一の活動を継続することが重要とされる場合もあり留意が必要）。
- 日本の NGO 等は、欧米と異なり、個人や財団からの **Unrestricted** な資金調達が十分に開発されていない。よって、公的機関から何らかの形で、**Unrestricted** な資金を環境 NGO へ供与することで、環境 NGO の組織開発を支援することが必要になるのではないかと考えられる。
- プロジェクト型財政支援制度の間接的な効果として、実績と信頼が得られ、財政基盤を拡大できることから、優秀な受領者の表彰などは、組織開発につながる可能性がある。なお、表彰制度の制定においては、企業等の第三者との共同で行う方法も考えられる。
- 活動の安定性の確保、投資可能性の見通しの確保といった観点から、支援期間は複数年度とすることが望ましい。
- 公的資金を通して支援する組織開発に関して、その具体的な支援内容と手法については NGO 等に求める役割も踏まえて検討が必要であるが、案としては以下が挙げられる：
 - ファンドレイジング能力強化（財源の多様化による組織の持続性の観点）
 - NGO 間のネットワーク構築（政策提言能力強化の観点、地域・規模の差異を緩和し維持する観点）
- なお、環境 NGO の目指すタイプによって、必要な組織開発支援が異なると考えられることにも留意が必要である。

■ アドボカシー活動への支援 |

- 米国においては、これらの活動に対する公的資金支援はない。一方で、欧州においては、特定の環境 NGO 等に対して、健全な政策形成への貢献という機能を鑑みて、政治的独立を図ること（特定の政党の支援や反対を行わないこと）を前提に、運営費への支援という形でこれらの活動を支援している。

- 環境 NGO 等に対し、市民社会セクターの代表として政策形成への貢献を求める場合、その機能に対して支援を行うこともあり得る。
- ただし、特定の政党の支援や反対を行わない活動を対象とすることに留意すべきである。

■ グラントの供与体制

- 米国では、EPA の財政支援制度（small grant program）に関し、EPA の地域事務所の担当コーディネーターやアドバイザー（プログラムオフィサー）がプロジェクト管理支援やグラント管理のガイダンスを提供している。
- EU の LIFE では、環境部署（DG Environment 及び DG Climate Action）が予算管理を行い、それに加え、開発を担当する DG International Cooperation and Development 等が関与することもある特徴がある。またドイツ（IKI）では、公的機関たる GIZ（ドイツ国際協力公社）が執行機関としてグラントを管理している（しかし、GIZ は資金を受ける組織でもあるため、執行事務局を他に移す制度改革が予定されている）。

- 支援対象プロジェクトのアウトプットやアウトカム管理（投資対効果の管理）においては、財政支援提供側の管理体制の整備も重要となると考えられる。
- プロジェクト支援を通じた NGO 等の能力強化を目指す場合、特にプロジェクト実施経験や管理能力が十分でない団体は、プログラムオフィサー等の存在を通じた、財政支援提供側によるプロジェクト管理支援が、組織能力強化につながるのではないか。
- わが国でも、開発及び環境の両方の予算源を柔軟に用いられるよう変化していくことが望ましい。

■ 評価

- 今回調査対象とした EPA の財政支援制度においては、地球環境基金と同様にロジックモデルが用いられており、提案者自身が成果指標となる計測できる定量的アウトプットとアウトカムを設定しなければならない。これにより、プロジェクトの短期的及び長期的成果、プロジェクトの進捗やリソースの効果的・効率的活用をモニタリングできるとともに、後の財政支援受領者への教訓も得ることができるようになっている。
- 欧州について、EU（LIFE）では、審査段階で、透明性の高い外部専門家評価を実施している。事後評価段階では、プロジェクト支援では何らかの指標を用いるが、運営費支援では定性的な評価としている。ドイツのプロジェクト支援においては、IKI では外部専門家の審査段階では定量評価は行っていない一方、国内プロジェクト向けのグラントでは CO2 削減効果を最重視しており、定量評価または定性評価が一律に適用されるわけではない。

- プロジェクト型財政支援制度において、プロジェクトの短期的・長期的効果を定量的かつ定性的に評価が行えるようなロジックモデルの意義が再確認された。プロジェクトの成果を明確にし、ロジックモデルに沿って、提案者及び基金がプロジェクト管理を行うことで、対外的に助成金の意義を説明できるとともに、支援団体の能力強化にもつながると考えられる。

- 欧州では、環境 NGO による政策形成過程へのインプット機能に対して運営助成を行っている一方で、それに関わる活動の KPI 設定は困難という認識から、定性的な評価を行っている。よって、環境 NGO に同機能を求め運営費助成を行う場合は、その目的・特性に応じた評価方法（特に定性的評価）を検討する必要がある。

■ 人件費と間接費

- 米国及び欧州のプロジェクトを対象とした財政支援制度に関して、直接プロジェクトに従事する正社員の人件費を含めることができるようになっている。米国では一般管理費 10%程度の計上が、また欧州でも 10%前後（ドイツ IKI では 12.5%。EU の LIFE ではプロジェクト支援の場合に 7%）が可能となっている。ただし、運営費支援の場合にはゼロである（グラント全体が管理コストの性質を持つため）。

- プロジェクト支援の助成金がプロジェクトに従事する正社員の人件費をカバーしない場合、助成金を受けることで正社員の負担は増えるものの、それをカバーする人件費が得られないという状況になる。プロジェクト支援を通して組織開発を行うことを目指す場合、正社員が当該プロジェクトに十分に従事できるような環境を整備することで（つまりプロジェクトに従事する正社員の人件費をカバーすることで）、正社員の能力が強化され、ひいては組織開発につながると考えられる。よって、プロジェクトに従事する正社員の人件費をカバーできる助成制度とすることもあり得るのではないか²⁰。
- 一般管理費についても、欧米の制度を踏まえ、プロジェクト型財政支援制度において計上可能とすることが一案として考えられる。計上可能とすることで、プロジェクトそのものへ人的・物的資源を集中でき、プロジェクトの成果向上につながると考えられる。

■ マッチングファンド |

- 欧州や米国において、プロジェクト支援及び運営費支援に係る公的財政支援制度が、プロジェクト実施費用等の必要な費用全てカバーするのではなく、資金支援の受け手側も総費用の一定の割合を負担することが求められる。
※ この際、受け手側が拠出する資金をマッチングファンドやコファンドという。ただし、米国の Environmental Justice に係る財政支援制度においては、反対の声があがり廃止になった経緯はある。
- 欧州においては、運営費支援に関して、EU（LIFE）では、コファンドという考えの下、運営費の 40%以上は NGO が自ら調達する必要がある。またプロジェクト支援に関して、プロジェクト費用の一部（LIFE（EU）では 40%程度、ドイツでは 35%、

²⁰ JICA の草の根技術協力事業においては直接人件費も対象に含まれている。

DBU では 50%程度) を NGO 自身で資金調達しなければならない。この背景には、公的支援への NGO 等の依存度を抑え、NGO 等自身の活動として必然的なものを支援対象とすべきとの考えがある。

- NGO によるマッチングファンドの用意に関しては、既に財源が多様化されている欧州や米国の環境 NGO にとっては用意可能なものであると想定する。
- 日本においては、環境 NGO による個人や財団からの資金調達が十分に開発されていないことから、助成の条件としてマッチングファンドの用意を求めることは現段階では容易ではないと考えられる。
- 一方で、一定の助成実績のある環境 NGO に対しては、助成により組織開発（団体の独立・財源の多様化）が促進されるという前提に基づくなら、基金の助成を継続的に受ける場合は、ある程度のマッチングファンドを求めることで徐々に助成への依存率を下げ、団体の独立・財源の多様化を目指す方法もありうると考えられる。

■ 環境 NGO 等のファンドレイジング体制

- 米国においては、大規模 NGO を訪問したこともあり、専門の部署が設けられ個人や財団からの資金調達がなされている。これにより、Restricted な公的財政支援に加えて、Unrestricted な個人・財団等からの資金を得ることができ、組織開発、さらなるファンドレイジング強化、財源の多様化・安定化、公的資金に依存しない活動の実施等が可能となっている。
- 欧州においては、大規模 NGO は、EU、国、地域の各レベルで、活動の内容に応じたファンドレイジング活動を実施している。この結果として財源の多様化・安定化、unrestricted な活動の担保ができています。

- 環境 NGO 等の組織開発支援のひとつとしてファンドレイジングに係る能力強化支援を拡充することもありえるのではないかと。
- ファンドレイジングに関わる振興事業と組み合わせ、Unrestricted な運営費支援を行うことで、支援団体自身でファンドレイジング能力強化の活動を計画・実施することにつながると考えられる。
- また、マッチングファンドの要請に当たっては、ファンドレイジング能力強化支援と組み合わせで行う方法もあり得るのではないかと。
- 留意点としては、わが国と調査国における寄付に関わる文化的背景や税制等の特徴を踏まえる必要がある。

本業務では、わが国の環境 NGO 等に対する支援の考察の一助とすることを目的に、欧米における、環境 NGO 等に対する財政支援の実態について、中央政府の関係機関と、大規模な環境 NGO 等を中心に調査を行った。わが国の環境 NGO 等を巡る現状を踏まえ、検討委員会の委員より、以下のようなポイントについて追加調査を実施することで、財政支援のあり方や、わが国における環境 NGO 等の将来像について、更なる示唆が得られるとの提案があった。

- ◇ より小さな団体をターゲットにしたプログラムの調査
- ◇ 全国規模のプログラムに加え、州レベルのプログラムの調査
- ◇ 定性的な評価の詳細についての調査
- ◇ 環境問題解決にあたり、政府・政府補助金・公的基金・民間基金・銀行・金融・企業・公的私的財団・NGO など、さまざまなアクターにどうお金が回っているのか、ファイナンスフローやポジショニングマップについての調査

以上

別添資料

別添 1 : 委員提出資料

別添 2 : ヒアリング調査議事録

別添 3 : 調査機関概要

別添 4 : 検討委員会議事録

別添 1 : 委員提出資料

2017年3月12日

本年度調査について

大久保規子

1 本年度の調査全般に対するコメント

本年度の欧州調査では、助成の目的に応じ、さまざまな機関および資金が存在することが明らかになった。日本では、小さくて資金力のない環境団体が多いからその自立促進のために過渡的な財政支援が必要であるといわれることもあるが、EUでは、営利活動と異なり、公益的な活動にはその公益的機能に見合った財源を付与するべきであるという考え方を基礎としている。

とくに、NGOが健全な政策形成と執行に不可欠の存在であるという認識に立ち、その公的機能に応じた助成の一つとして、運営助成が行なわれていることは、日本と異なる大きな特徴である。EUのLIFEプログラムでは、「NGOのインボルブメントとすべてのレベルのガバナンスの向上」が主たる目的の1つとしてEU規則に明記され、プロジェクトベースの助成と、NGOの政策参画機能を担保するための組織運営費の助成（オフィスの賃料、スタッフの person 費、政策を議論するための会議旅費を含む）を両輪として実施している。また、ドイツにおいても、各種環境NGOのネットワーク団体であるDNRに対しては、同種の制度的助成がなされており、州レベルでも、共同オフィスの賃料の助成等を行なう州が存在する。さらに、財政助成のみならず、法律に基づく承認団体には、特別の参加権が付与されているなど、各種の法制度の組み合わせがなされている。政策の形成過程に環境利益等の公益を適切に反映するためには、NGOの意見集約とそれを可能にする制度的枠組みが必要であるという考え方は、環境分野に限られたものではなく、他の分野（開発援助、社会福祉等）においても同種の枠組みが存在するという事は、日本にとっても示唆に富むものであるといえる。

同時にプロジェクトベースの助成金も多様であり、ドイツのIKIのように、日本では途上国の開発支援の枠組みで行なわれているものから、ドイツ連邦環境基金のように、技術的なイノベーションを含め、元来はいわゆるソーシャルビジネスの支援を主たる対象としてきたものもある。EUレベルはもちろん、ドイツ一国で見ても、その予算額は、地球環境基金よりもずっと大きい。助成の評価についても、KPIのような一律の手法を採用するのではなく、定性的な手法も重視されている。それぞれの助成の目的に応じ、助成の対象、要件、評価方法は異なってしかるべきものである。日本においてもこのような考え方は参考になるものである。

以上のような欧州の特徴は、日本の環境団体助成の関係者に知られているとはいえ、今回の地球環境基金の調査は大きな意義があり、調査結果は、広く関係者の間で共有されるべきものである。また、ヒアリング調査等に、環境NGOや地球環境基金の若手を含む担当者が参加し、直接話を聞くことは、効果的な意見交換やキャパシティビルディングにもつなが

るものであり、調査結果の活用を図る上でも欠かせないものであり、この点でも、今回の調査は高く評価されるべきものである。

2 地球環境基金への期待や要望

地球環境基金は、国内外の環境NGOに広く助成を行なう日本で唯一の基金であり、さまざまな改善を行ないながら、環境NGO活動の促進に大きな役割を果たしてきたものであり、その基盤の確保と充実は、重要な政策課題であるといえる。

今回の調査結果を踏まえると、今後の基金のあり方については、第1に、環境NGOに対する助成の中で、健全な政策形成の促進という観点から、NGOの政策形成機能の強化という観点が、もっと重視されて良い。

第2に、自治体レベルではなく、全国レベルの仕組みであるという地球環境基金の特質を踏まえると、とくにNGOの全国レベルの政策形成機能強化は、基金に期待される固有の役割の1つであると考えられ、その一環として、欧州のような運営費支援も検討されるべきである。

第3に、欧州においても、米国においても、NGO助成のために、日本とは比較にならない規模の予算が確保されており、地球環境基金についても、安定した公的な財源を確保・充実することが望まれる。また、SDGsの考え方に立てば、途上国の開発支援、森林管理等、官庁横断的な予算（休眠預金、森林環境税等）において環境分野の予算を適切に確保することも重要であろう。

第4に、基金の運用については、従来も、適切にPDCAの考え方に立った見直しが行なわれてきているところであるが、予算を充実する前提としては、一層のアカウンタビリティや成果の評価も求められるところである。この点については、かねてより課題となっている定性的な指標の開発は重要であり、また、助成の目的に応じた多様な仕組みを担保しておくこと（自然調査のような場合の継続助成等）にも留意が望まれる。

3 次年度以降の調査の方向性

今回のヒアリング対象は、大規模なNGOを対象にしたプログラムや団体が多かった。日本の現状を踏まえると、より小さな団体をターゲットにしたプログラムの調査も必要であると考えられる。その場合、日本の自治体が独自の海外調査を行なうことができるとは考えにくいから、全国規模のプログラム（ドイツの連邦環境庁や自然保護庁等）に加え、州レベルの助成の調査も考慮されて良い。また、評価手法（とくに定性的評価）については、日本の現状の分析を踏まえ、これに特化した質問票を作成するなどして、意見交換を行なうことも考えられる。その種の調査を行なうことにより、目的・性質ごとの違いを踏まえた環境NGO助成の全体像が明らかになると考えられる。

「環境NGO等への財政支援に関する海外現地調査に係る検討委員会」におけるコメント

WWF ジャパン 渡辺

■本年度の調査全般に対するコメント

-現地ヒアリング調査を軸に、多様な公的助成機関とそれを受託する多様なNGOがどのようにして良好な関係性を保ち成果を出しているのか、特に Grants や Contract など一般用語に隠された契約内容が異なり助成内容も異なるようなものがいったいどのような背景や特徴を持ち、どのような活動内容と制度で実効されているのかを確実に捉えた有意義な調査であった。

-大阪大学の久保先生、日本自然保護協会の道家氏、環境再生保全機構の皆様のそれぞれの深い見識と洞察に裏付けられた調査となったこと、また、みずほ情報総研の皆様の精緻な調査はヨーロッパとアメリカという環境先進地域・国において、市場背景から支援制度のコンテンツに至るまで、網羅性と妥当性が十分に担保されており、大変有益な内容となっている。

■地球環境基金への期待や要望

-近年の地球規模での環境課題の解決には、その課題の大きさに沿ったかたちでのガバナンス・人材・資金が必要であることは自明の理である。想いや自己満足だけでは解決には至らず、戦略的な大型投資が必要不可欠である。本調査結果から見ても、民間団体のキャパビルに対する資金支援投資額はさらに数十倍の資金が必要であり、課題解決に最も有効と思われるものの資金がつけづらいアドボカシー活動などへの積極支援や、数年にわたり長期的に支援をしていくコミットメントや制度が必要である。NGOをはじめとする民間団体の基盤整備・人材育成・研修制度を推し進める国内最大級の環境基金「地球環境基金」として果たすべき役割は大きく、資金額の拡充と制度設計の見直しの推進だけでなく、資金的支援の裏側の課題としてある「人材不足（人員数としての数の不足、人員が持つスキルや経験の不足）」に関しては、付け焼刃的に各ステークホルダーが個別に実行するのではなく、各ステークホルダーが一体となって大きな体系的な枠組みをつくっていくことが求められており、そのリーダー的役割を環境再生保全機構が推進していくことを大いに期待したい。

■次年度以降の調査の方向性

-環境問題解決にあたり、政府・政府補助金・公的基金・民間基金・銀行・金融・企業・公的私的財団・NGOなど、さまざまなアクターにどうお金が回っているのか、ファイナンスフローやポジショニングマップを調査し、全体市場の中で、地球環境基金がとるべき貢献役割を明確化できるとさらに有意義なものになると考えます。

別添 2 : ヒアリング調査議事録

ヒアリング調査議事録（米国）

1. 米国環境保護庁（EPA）	2
2. IUCN.....	6
3. The Nature Conservancy（TNC）	10
4. Conservation International (CI).....	14
5. Environmental Defense Fund (EDF)	17
6. GrowNYC.....	20

（注）本議事録は先方の確認を経たものではない

1. 米国環境保護庁 (EPA)

日時 | 2018年1月23日(火) 10:00~12:00

場所 | EPA オフィス

先方 | Ms. Ginger Potter (Senior Education Specialist, Office of Environmental Education),
Mr. Jacob J. Burney (EJ Grant Programs Coordinator, Office of Environmental Justice),
Mr. Joshua Novikoff (International Environmental Program Specialist, Office of International and Tribal Affairs-ORBA), Daniel E. Gogal (Office of Environmental Justice)

当方 | 道家委員、佐藤氏・増渕氏 (ERCA)、滝見・西郡 (みずほ)、佐藤氏 (通訳)

(1) Environmental Education Grant Program

- 国家環境教育法に基づいて設立されたグラントプログラム。連邦政府以外のメンバーからなる環境教育に係る国家アドバイザー委員会が存在しており、EPA に対して環境教育に係る情報を提供している。予算のうち 36%程度が 2つのグラントプログラム (Environmental Education Small Grant Program (NPO も申請者) と National Teacher Educator Program*) に使用される。これらの予算は年間 700 万~1,000 万ドルの間であり、25 年間大きな変化はない。*Cooperative Agreement 案件¹であり、プロジェクト期間は 5 年間。
- Environmental Education Small Grant Program:
 - 1992 年に開始。環境教育を支援しているローカルの教育機関や非営利組織が対象になるグラントプログラム。
 - 実施体制としては、地域 (Regional) レベルでは、10 の各地域にコーディネーターがおり、彼らが地域向けのグラントを管理している。これらはシードマネーとしてコミュニティベースの組織に供与され環境教育を推進しており、1 件あたり 5 万ドル~10 万ドル。国レベルでは、本部で管理されており、1 件あたり 20 万ドル~25 万ドル。なお、環境教育法では、1 件あたり 25 万ドル以上の支援ができないこととなっている。
 - 各グラント受領者はグラント受領額の 25% (5,000 ドルかそれ以下) を地域の組織にサブグラントする必要がある。これは、環境教育法で規定されたルールであり、ローカルに資金が落とされるような仕組みとなっている。また、EPA は効率性の観点 (実務的でないこと) から直接的に 5,000 ドル以下のグラントを提供できないこととなっており、本仕組みで地域の小規模組織に資金支援を行っているともいえる。
 - プロジェクト予算総額の 25% は本政府グラント以外の資金で補う必要がある (Matching Funds が求められる)。Matching Funds について、特に Regional の案件は規

¹ 通常のグラント (請負契約のようなもの) 案件枠組み、実施プロセス、成果が決まっており、政府側が深く関与する形態のもの。

模が小さいため、自己資金による調達が多くを占める。

- 非常に競争の激しいグラントプログラムであり、10 の申請のうち 1 つがグラントを受けられるという状況。
- **グラントプログラムの必要性**
ロジックモデルに沿って長期のアウトカム（プロジェクト完了後の計測可能なインパクト）を提示している。例えば、短期的にはアウトプットとして「10 の研修がなされる」、中期的には教師が環境教育について教えることができるようになる、長期的には生徒がより環境問題に関心を持つようになるなど。
- 環境教育法は古く、現状に合致しないこと、またそれに反しない範囲でしかグラントを提供できないため、改定を期待している。

(2) Environmental Justice Program

- 1992 年にブッシュ政権によって設立されたプログラム。環境教育と同様にアドバイザー委員会があり、それは外部関係者（自治体や民族政府等）からなっている。Environmental Justice に関しても次の 2 つのグラントプログラムがあり、特徴としては、現場の環境課題などをよく理解しているコミュニティ組織が環境問題や公衆衛生に係る課題に取り組むプロジェクトを提案するというのが挙げられる。
- **Environmental Justice Small Grant Program (EJSG):**
 - 1994 年クリントン政権時に開始。通常のグラントプログラム。年間予算は国会により決定されるものであり、現状では年間 120 万ドル。1 件当たり 3 万ドルであり、10 の地域それぞれで 4 件を採択。現場に近い EPA の地域オフィスのアドバイザーがグラントの管理を支援している。
 - 大学や営利企業は応募不可。応募者の地域とのつながりが評価される。
 - 非常に競争の激しいグラントプログラムであり、大体 400 程度の申請から 40 を選定している。ただし、優秀な申請者でも本グラントを得られなかった場合、Applicant Pool という仕組みに登録することで、他のグラント機会が出た際に紹介することも行っている。
 - 以前はあったものの、反対の声を受けて、現在は Matching Funds を求めている。
- **Environmental Justice Collaborative Problem-Solving (CPS):**
 - 資金供与の形態は Cooperative Agreement。年間予算は 120 万ドルであり、1 件当たり 12 万ドル、2 年間のプロジェクトを支援。
 - 地域コミュニティベースの組織（実施者）だけでなく、少なくとも 3 つのステークホルダー（例えば州政府や学術界など）とパートナーシップを組み一緒に課題に取り組むこととしている。
 - Matching Funds を求めている。
- これらの Environmental Justice に係るグラントプログラムに関して、根拠となる法律は

ない。両政党や人々の支持の下で成立しているプログラム。

⇒ 本プログラムではコミュニティベースの組織が資金を得ていることもあるため、州に資金を持ってくることを重視している政治家に支えられているといえる。

- **グラントプログラムの必要性**

- 事業者が成果をレポートのテンプレートやロジックモデルに沿って、具体的数値を持って報告するなどし、国会への必要性アピールに活用している。
- また、受領者の声を聞いて制度の改善にも努めるとともに、受領者の声（成功）を担当省庁へのレポートに記載することは効果的（意義のある成果を追跡*し、担当省庁へ報告できるようにすること。ロジックモデルを活用して資金の価値を正当化し、持続性も提示すること）。

*以下に記載した 2 日間のワークショップで過去のグラント受領者が自身の成功体験についてこれからグラントを受領するものと共有する場を持つなど過去のグラント案件をトラッキングできるようにしている。

- EPA 以外のグラント提供者とも協働するなどクリエイティブにグラントの必要性を説明できるようにしている。
- 成果を広く知らしめるためウェブサイトも活用している。また、地図上にプロジェクトサイトをプロットし、その中にプロジェクトの概要も提示している。
- グラント供与が決定した組織に対し、グラントの手続き等への理解促進や、そのような組織間の交流、過去にグラントを受けた組織との経験共有のため、2 日間のワークショップを実施している。
- 本資金はシードマネーであり、本グラントで支援を得た組織に関しては、その後より大きなグラント資金に申請することを期待しているもの。よって、ルーティンワークに対してはグラントを行わず、先進性のあるプロジェクトの実施に対してグラントを提供している。
- グラント受領者は 6 か月ごとに報告書を提出し、ロジックモデルを更新することになっている。
- プロジェクト支援であるため、組織能力強化を直接的に支援しているわけではない。ただし、プロジェクトの実施を通して組織能力が強化されていると考える。

(3) 両グラント共通

- 申請時にプロジェクトコストの内訳表を求めているが、精算書類の提出は求めている。一方で、グラント受領者に対して、ランダムに会計検査がされることがあり、その際、グラント受領者は領収書などを提示することがあるため、会計書類をそろえておく必要がある。このような会計処理能力に関しても、申請時に評価される。また、こうした能力を評価するために、過去のパフォーマンスも参照している。
- ロビーイング活動を行う組織（501(c)4 団体）を除外している理由は、ロビーイングに

より自分たちに資金が入るようにすることもできるようになるため、公平性の観点から除外している。なお、501(c)3 団体でアドボカシーを行っている団体は応募できる。なお、申請書類には、「本グラント資金はロビーイング活動には使用しない」と誓約するところがある。

- 上述のような小規模なグラントプログラムへ、TNC のような大きな NGO が応募することはない。彼らはこれらプログラム予算より大きな資金を持っている。

(4) NGO 以外への支援プログラム

- **State and Tribal Environmental Justice Grant:** 州や民族政府の能力強化を行い NGOs と協働できるようにすること。
- **Community University Partnership Program:** 大学が地域の環境課題に取り組むことを推進するためのプログラム。具体的には学生が環境分野において実務的な経験を得られるようにしている。これは **Environmental Justice** とは逆のアプローチで、大学がコミュニティのニーズを理解し、プロジェクトを実施するというもの。
- **Technical Assistance Service for Community Program** の中では、資金支援ではないが、EPA が、コミュニティの環境課題等への理解を促進するため、現物支給として専門家をコミュニティへ送る技術支援も行っている。

(5) 今後の支援の方向性

- 新政権になり、方向性の変更に係る議論はなされているが、現状では大きな変更はない。EPA にも新しい戦略計画が策定され、それに沿ってグラントの提供も行われている。

2. IUCN

- 日時 | 2018年1月22日(月) 10:00~11:30
- 場所 | IUCN ワシントンオフィス
- 先方 | Mr. Frank Hawkins (Director), Ms. Deborah Good (Membership Focal Point US/Canada)
- 当方 | 道家委員、佐藤氏・増渕氏 (ERCA)、滝見・西郡 (みずほ)、佐藤氏 (通訳)

(1) IUCN

- IUCN の概要・組織体制 |
 - NGO ではない。各国政府、多国籍機関、NGOs や民族組織の連合体であり、小さい国際連合のようなネットワーク組織である。
 - スイスが本部。11 の地域事務所を持つ (ワシントンもその一つ)。その他にカンントリーオフィスもあり途上国に集中している。
 - 160 か国以上で活動をしており、各国政府・政府機関や NGOs 等 1,200 のメンバー組織 (1,100 は NGOs や民族組織) や 11,000 のボランティアの科学者や専門家を有する。
 - ボランティアの科学者や専門家からなる特定の分野※における 6 つの委員会を持っている。※生態系管理、教育とコミュニケーション、環境・経済・社会政策、種の生存、環境法に係る世界委員会、保護区に係る世界委員会
 - 事務局はこれらの委員会のコーディネーションも行う。本ワシントンオフィスも事務局の一つであり、担当地域の活動について IUCN 本部へ報告する役割を持つ。
 - なお、IUCN は国際的な組織で唯一、毎年 9 月に開催される国連総会でスピーチを行っている。また、CBD やラムサール条約など IUCN が主導して設置したもの。また、地球環境ファシリティ (GEF) の実施機関でもあり、途上国政府の生物多様性等に係るプロジェクトを実施している。
- IUCN の活動・アプローチ |
 - IUCN は以下の 3 つのアプローチをとっており、SDGs の達成を支援している：
 - 自然の尊重と保全
 - 自然資源の効果的で公平なガバナンスの促進・資源
 - 社会的課題への取り組むにおける自然に基づくソリューションの活用
 - 具体的には、メンバー NGO と協働し各委員会から得られた科学に基づくデータやナレッジ (レッドリストも含む) を各国政府、ビジネス・企業や国際的な政策・国際条約等へ提供、その他プロジェクトの実施等
 - 350 以上のプロジェクトを 160 か国・地域で実施、50% 以上のプロジェクトに IUCN メンバーが関与している。
 - さらに、IUCN は World Conservation Congress (2016 年はハワイにおいて) の開催や複

数の関係者間における特定課題に係る協定への支援も実施。

- IUCN の資金源
 - 多くはアメリカ、フランスやドイツ等の 2 国間ドナーから得ている。
- IUCN ワシントンオフィス
 - 35 人～40 人のスタッフにより運営
 - 活動分野は、ビジネスと生物多様性（ファイナンス時におけるスクリーニングやリスク評価/生物多様性プロジェクトを投資可能なものにする）、経済、生態系管理（途上国でのマングローブ保全）、森林（途上国での森林管理）、ジェンダー（途上国において USAID と協働）、社会政策、種の保存、海洋プログラム（小島嶼国における海洋管理の促進等）
 - 米国においては、120 の IUCN メンバーがおり、主に米国内で自然の保全活動を実施している。米国では、昨年 6 月に IUCN メンバーからなるが IUCN から独立した National Committee が設立された。現段階でまだ事務局がなく、IUCN が管理している。カナダでは、National Committee があり、事務局・予算もある。

(2) IUCN-US

- IUCN とは全く別の組織であるが、Dr. Frank Hawkins (IUCN ワシントン事務所の Director) が IUCN-US の CEO を務めている。
- 目的は、IUCN と同様であるが、機能としては、政府関連や慈善財団、個人から資金を獲得し、IUCN に sub-grant すること。背景には、IUCN は国際組織であり、米国内では政府からグラントを得ることができず、寄付金も免税対象にならない。よって、IUCN-US (501 (c) 3 団体) を設立し、本組織経由で、IUCN が米国政府からグラントを得ることができ、得られる寄付金も免税対象となるようにしている。
- 財源としては、連邦政府機関・USAID や財団（パッカード、マッカーサー、マンズフィールド等）があり、個人による寄付は小規模。USAID の資金は IUCN に直接供与されるものと IUCN-US 経由で供与されるもの。IUCN-US へ供与された場合、独立した理事会で、提案書等をもとにどの組織が実施するか検討・決定する。なお、USAID からの資金はグラントがほとんど、例外的にコントラクトもあるがあまりうまくいかない。
- 政府からの支援としては、情報やオフィス提供等はないが、研修の実施はある。例えば、政府機関の米国魚類野生生物局 (U.S. Fish and Wildlife Service) が、効率的な研修実施の観点から、IUCN メンバーを通してローカルパートナーに対してトレーニングを実施している。その他、環境教育やローカル NGO へのトレーニング（民間セクターと協働するためのもの）の支援がある。また、昔はコンサルタントを派遣するという支援もあった（今はあるか不明、NGO に知見の足りない分野の専門家を当該 NGO へ派遣しプロ

ジェクトの実施を支援するもの)。かつて EPA の職員が IUCN に 3 年ほど出向していたこともあった。

- 政府のグラントプログラムに関して、3 万ドルなど小規模なものは費用対効果も鑑みて応募しない。より大きな 10 倍規模のプロジェクトが応募対象。

(3) 米国の環境 NGO と IUCN メンバー NGO の財務状況

- 作成中の米国における環境 NGO への資金支援に係る報告書²によると、米国における環境 NGO は 623 あり、その年間予算は 98 億ドル。うち、IUCN メンバーは 117、そのうち IUCN がデータを保有する 91 の NGO の年間予算が 49 億ドルであり、米国の環境 NGO の年間予算の約半分を占める。その 49 億ドルのうち、40 億ドルは CI, TNC, NWF (National Wildlife Federation) 及び WWF が占めている。なお、TNC と WWF の予算の半分は会員によるもの。
- IUCN メンバー (データのある 91 組織) の平均年間予算は 4,300 万ドルに対し、非 IUCN メンバーの平均年間予算は 900 万ドル。
- データは持っておらず詳細はわからないが、IUCN メンバーの多くは米国内だけでの活動となっており、中央や州政府からの資金を (それなりに) 得ていると思われる。
- 米国政府から得ているものとしては、中央省庁、米国海洋大気庁 (NOAA)、International Parks 等。

(4) 今後の公的資金支援の動向

- 変わらないか、減少方向になるだろう。EPA や USAID に関して言えば、彼らは個別プロジェクトへのグラントの効果は限定的と考えており、より効果が広がり持続的にさせるため、①能力強化のためのトレーニングの実施⇒②民間参画を促すことにつながるような二国間資金の活用⇒③民間参入、といったカスケード型支援となってきた。
- この観点からも、他の資金を動員できるようにし、より大きなインパクトを達成するためのシード資金の供与は重要になるだろう。例えば、シード資金で NGO が密猟の経済的影響をコミュニティに教育して、密猟を減らすことで、民間参画 (例えばホテル、グリーンツーリズム等) が進み、密猟者がホテル等で働き給与を得ることで密猟の必要性をなくし、地域コミュニティへより大きなインパクトをもたらす等。

(5) その他

- 訪問予定の Environmental Defense Fund はよいファンドレイジング体制が整備されてい

² Conservation Biology (<https://conbio.org/publications/conservation-biology>) という論文誌に投稿。タイトルは”US Nature Conservation Organization invest 10 billion a year”, 半年後くらいに公開になる見通し。

る。

- TNC は米国内活動がメイン。

(6) 地球環境基金への質問・コメント

- 支援対象国の数は何カ国程度か。
- 幅広い分野を支援対象としているが、効率化の観点から分野を減らすことは考えているか。

3. The Nature Conservancy (TNC)

日時 | 2018年1月24日(水) 10:00-11:15

場所 | TNC オフィス

先方 | Ms. Kristin Clay, Director, International Institutions

当方 | 道家委員、佐藤氏・増渕氏 (ERCA)、滝見・西郡 (みずほ)、佐藤氏 (通訳)

(1) 公的資金 (海外事業向け)

- 米国政府 (国務省等)、Millennium Challenge Corporation、世界銀行、GEF、欧州の政府機関 (ドイツやノルウェー政府 (大規模ドナー) 等)、多国籍開発銀行 (IDB, ADB, IFC) などから資金を得ている。米国政府からは、EPA、内務省、US Fish & Wildlife Service、National Research など。また各州にあるオフィスへ申請することもある。今後、GEF や GCF の案件にも申請していく。
- 公的資金のうち8割が米国政府による支援。気候変動案件に関しては、米国政府以外の資金で実施。なお、活動国の割合も、8割が米国内であり、2割が諸外国となっている。1980年後半から海外業務を開始しており、公的資金のうち、3割が海外業務に使用されている。
- 毎年、公的資金を得て、外国において約30³のプロジェクトを実施しており、年間3,000万ドルの規模となっている。1件当たりの公的資金の規模は、50万ドル以上としている。理由としては、報告など手続きは規模に関わらず同量の負担になるため、一定規模以上の案件を実施することとしている。分野は、保全、能力強化、気候変動適応・緩和等。現地オフィスがある国における公的資金支援のプロジェクトを実施している。
- 資金申請プロセスとしては、毎回調達情報を確認して提案書を提出している。また、紹介などによって、公示前に案件の情報を得られ事前に準備ができることもある。
- 得ている資金はグラントがほとんど。理由は、何をどのようにするか提案することになっており、自分たちのアプローチを提案しアピールすることができるため。コントラクト形態は、資金管理方法も複雑であり慣れていないためあまり好まない。コントラクト形態の場合は、サブコントラクターとして案件に従事している。ただし、国際機関の場合、コントラクト形態しかない場合は、それを受ける。
- 国内政府機関からの支援について、大体50ドル以下の支出に対しては領収書がいらないなど規定がある。また、手続き効率化の観点から、間接費を計上できるように働きかけることもある。なお、USAIDは当初想定から費目間の資金移動について10%いないであればできることになっている。それを超える場合は協議が必要となる。
- 案件事例 | ⁴
 - 米州開発銀行

³ ヒアリング終了後にメールにて回答いただいたもの

⁴ 3件目以降はヒアリング終了後にメールにて回答いただいたもの

メキシコの水力発電案件。100万ドル規模の環境影響評価を実施。

- USAID
メキシコにおいて6年間のREDD (Reduced Emissions from Deforestation and forest Degradation) 案件を実施しており、今年が最終年。
- USAID
DAI (国際開発企業) からのサブコントラクト。グアテマラにおける気候変動の適応。
- USAID
タンザニア北部の生態系や野生動物の保護、Cooperative Agreement 案件。
- 国務省
中央アメリカ7カ国における気候変動と食料安全保障。
- NOAA
ミクロネシアにおけるサンゴ礁保全。
- ドイツ政府
ペルーにおける、気候変動に伴う水資源管理。
- オーストラリア政府
ビクトリア州の貝類の保全。
- 世界銀行
コロンビアの持続可能な牧畜を行う地域におけるカーボンのモニタリング。
- GEF/UNDP
ザンビアのカフェ国立公園における火災管理、野生動物の多様性。

(2) 公的資金 (米国内事業向け) ⁵

- 米国政府から出資された国内向けプログラムの数は、現在数百件程度と考えられる。
- EPA、農務省、内務省、土壌保護局 (NRCS)、NOAA 等。

(3) 投資

- 財務報告書の歳入にある投資について、メンバーから得た寄付金は、用途が定められていないため、投資資金としても活用しており、それらから得られたリターンとなっている。

(4) ファンドレイジング

- 個人のメンバーシップ
 - マーケティング部署が個人のメンバーシップを担当。メンバーシップは米国人がほとんど。TNCの米国内のローカルオフィスがコミュニケーションを通してTNCのプレゼンスを高めている。

⁵ ヒアリング終了後にメールにて回答いただいたもの

- 諸外国での知名度が低いことが課題であり、メディアやソーシャルメディアを活用してプレゼンスを高めていこうとしている。
 - また、ボランティアプログラムがあり、参加した人がメンバーになることもある。
 - 設立当初は、メンバーシップに年配の女性が多く、ある程度増加した後、会員数が一定になったため、新しい層の開拓を図り、会員数を増加させた。
- 民間財団
 - 民間財団からのファンドレイジング向けに開発部（以前はフィランソロピー部）がある。民間財団に加え個人の富裕層からの寄付を担当しており、**Relationship Management**を実施。
- (5) 資金の柔軟性
- 個人からの支援は資金用途に柔軟性がある。
 - 財団からの支援に関し、以前は容易に申請でき、年間報告も1回のみであったが、近年厳しくなっている。また、財団は、組織の人件費を払いたくないとしており、プログラムの実施費用しかカバーできない。
 - 一方で、政府からの支援のメリットは、大規模なグラントを得ることができる、人件費もカバーしてくれる、また政府のアジェンダに影響を及ぼすことができること。デメリットは、多くの報告を行う必要があること。人件費に関しては、カバーする政府機関としない機関がある。
- (6) 組織強化
- 政府やドナーは、彼らの資金を TNC の能力強化に使用してほしくないという考え。ただし、公園のレンジャーへのトレーニング実施など特定のものに関する能力強化に対しては支援を行っている。よって、自身の能力強化に関しては、財団や個人の資金を活用する。
 - TNC の組織成長のポイントは、現場中心の活動であること。現在はブランディングやマーケティングなども行っているが、昔は現場での活動のみで集中して行い実績を上げてきた。また、攻撃的でなく、両政党とも関係が良いため、活動が拡大したともいえる。
- (7) アドボカシー
- 政府への提言（自然関連の予算に関しどのように執行するか等）も行っている。よって、TNC は政策提言から政策実行（プログラム・プロジェクトの実施）までを行う組織となっている。アドボカシーに関しては組織運営費用と同じで、用途に制限のない資金を使っている。基本的には民間や財団からの資金によって実施している。

(8) その他

- 米国においては、保全のために土地の購入・保有を実施していた。外国では土地の購入はしないが、土地の管理や政策に関して、現地政府を支援する。なお、個人の富裕層が資金ではなく土地を寄付するということもある。
- 金融危機の際、個人財団からの支援が減少したが、政府からの資金支援は安定していた。政府には2年先くらいまでのパイプラインマネーがあるため、ある程度は安心できる。

4. Conservation International (CI)

日時	2018年1月23日(火) 14:00~16:00
場所	CIワシントンオフィス
先方	Ms. Wendy K. Mathia, Senior Director, US Government Funding US Government Policy, Mr. Justin Ward, Senior Director and Principal Deputy, U.S. Government Policy
当方	道家委員、佐藤氏・増渕氏 (ERCA)、滝見・西郡 (みずほ)、佐藤氏 (通訳)

(1) 公的資金

- 公的資金⁶の7割はUSAIDからの資金であり、残りは、米国魚類野生生物局 (U.S. Fish and Wildlife Service), 米国海洋大気庁 (NOAA), 国務省からによるもの。資金供与タイプとしては、グラント、コントラクトや Cooperative Agreement となる。現在の国務省の関心分野は野生動物の密売買。
- グラントは既に関わっている活動に対して供与され、コントラクトは大規模案件でサービスを提供する際に利用されており、供与元が結果を管理する。(例えば、USAIDの2,500万ドルの業務委託契約)。一方で、Cooperative Agreement では2、3か月に1回は供与元からの関与があり、業務プロセスと結果が管理される。担当者も供与元が選定する。
- 資金支援を受ける分野は、議会の関心によって変化する。現政権の関心分野は、生物多様性、自然環境保全、野生生物の保護であり、気候変動への関心度合いは下がってきている。
- 1件当たりの規模はそれぞれで大きくことなる。例えば、NOAA や US Fish & Wildlife Service の案件では、7万ドルから10万ドル程度の小規模案件であるが、USAID の Cooperative Agreement は250万ドルの大規模案件がある。
- グラントは小規模案件が多くあり全体資金の6割、コントラクトは1件あたりの金額が大きく3割程度、Cooperative Agreement は1割を占める。
- USAID からは、地上や海洋の景観関連の業務に対してグラントの供与を受けている。こうした業務は特定国におけるCIの現地オフィスで管理している。USAIDの業務分野は、議会などからある程度影響を受けるが、各現地オフィスへの分権が進んでいる(各現地オフィスがある程度裁量をもって決められる)。
- 公的資金の獲得方法としては、<https://www.grants.gov/>というサイトで政府機関が出す調達情報を確認し、CIの戦略・計画に沿った案件に応募している。基本的に、政府機関に対して案件を提案することはない。例外としては、USAIDのPPP関連事業であり、この場合は企業とパートナーを組んで、USAIDと企業の資金を活用して行う案件をUSAIDに提案している。例えば、ペルーではディズニーと組んで森林プロジェクトを実施している。

⁶2016年度に獲得している公的資金は全体の約3%

- 米国以外の国からも公的資金を得ているが、応募等のプロセスは同様。
 - 政府からグラントを多く獲得していることに対し、特に批判はない。
 - SDGs が公的資金に影響を与えていることはないと思料。
- (2) 公的資金支援に係るコメント
- 政府資金のメリットは評判・知名度（政府のお墨付き）が得られる点。
 - 公的資金のデメリットは、使い方に大きな制限があり、4半期ごとかそれより細かく報告しなければならない点。
- (3) ファンドレイジング
- （CI 担当者から配布された資料の）スライドの 2 ページは目指すべき財源構成（ファンドレイジングゴール）。公的資金の目標となる調達資金規模が全体の 51% と大きい主な理由は、CI が GEF や GCF の認証機関になったことによるもの。
 - 政権の方向性に同意していなくても、政府の資金によりできることがあれば政府と協働していくという考えを持っている。例えば、現政権は途上国支援の資金を削減するとしており、またその優先分野に関しても変化があると思うが、自分たちの途上国支援のコミットメントは変わらず、自分たちのミッションに沿っていれば政府資金支援プログラムに申請を行う。
 - ファンドレイジング（対個人や民間財団）に関し、30 名程度の特別の部で実施。
 - 企業からの資金調達に関し、CI の設立当初から担当部署が存在している。民間企業と交流して環境保全活動を実施している。協働方法としては、企業のリクエストによってさまざま。例えば、スターバックス案件のようにコンサルタントとして働くこともあれば、ペルーの持続可能なランドスケープ案件（森林破壊の停止）という特定の案件を実施することもある。
 - 民間財団の優先分野は公的資金の傾向に似通ったものとなる。また、有名人が何に関心を持っているかにも影響される。
 - 歳入の構成（2016-2017）は、過去 15 年のそれと大きな変化はない。
 - 米国において、人々の気候変動や環境問題に対する関心は高くなっているものの、どうすればよいかはわからないという人が多い。小規模でも大規模でも寄付する意欲がある人が多く、そういった人々が環境 NGO のメンバーになって寄付を行っている。例えば、NRDC は当初 3 万 5 千人程度のメンバー数であったが、現在は 50 万人へ増えている。米国には多くの環境 NGO があり、多くの人々の寄付に頼っている。その獲得方法としては、ダイレクトメール、オンライン（インスタグラム等の SNS やオンライン寄付システム等）。今後はオンラインでの寄付が多くなるだろう。
- (4) 組織強化

- 米国政府からの公的資金（グラント、コントラクト、Cooperative Agreement）はいずれも活用はかなり制限がある。フレキシビリティがなく、自己成長に活用することはできない。よって、個人から得た寄付金を自己成長のために活用している。
 - また、CI 自身の財政規模を大きくしていくというよりは、地域組織やアカデミックとパートナーシップを形成し、パートナー機関に予算を提供し、活動を発展させていくことが今後の方向性になるだろう。例えば、受け取っている USAID を含む公的資金に関しても、一部はサブグラントとして地域のパートナーに供与している。
- (5) アドボカシー
- アドボカシーについて、WWF や TNC と協働して、特定の課題に対し議会に働きかけることがある。例えば、GCF や GEF への支援実施の要請など。アドボカシーの実施に関しては、民間から得た資金を活用しており、政府からの資金は活用していない。
- (6) 資金の柔軟性
- 財団の資金の活用の柔軟性はそれぞれによって異なる。例えば何でも使えるものと、ペルーの森林案件など特定されているものがある。ただし、公的資金よりフレキシブルに活用できる。公的資金は、例えば、NOAA 等はここだけに資金を活用できる、という指定や 4 半期報告を行うことなどのルールがある。
 - 個人や財団から得られる民間の資金は、公的資金よりは活用に係る柔軟性が高い。よって、公的資金と民間の資金調達のバランスが重要。
- (7) その他
- スライド P2 の Board Funding とは、個人の理事会メンバーからの寄付であり、一人当たり 700 万ドル/年となっている。現状 15 のメンバーがおり、その中にハリソンフォードもいる。
 - CEPF (Critical Ecosystem Partnership Fund) は、CI、世界銀行、GEF の各機関が 250 万ドルずつ拠出し 18 年前に設立された。CI が事務局をホストし、生物多様性等に関して危険にさらされている地域において保全活動を行う現地の NGO やコミュニティに対して中小規模のグラントを供与している。おそらく日本政府も拠出していたと史料。フレキシブルに効率的にグラントを供与するための仕組みとなっている。現在では、マッカーサー財団やフランス関連の組織も資金を供与していると史料。
 - 失注した際場合によってはフィードバックを得られるが、よい提案書を作成したにもかかわらず失注してフィードバックがないこともある。また、米国政府とのコントラクトにおいて、価格は考慮され、競争性が確保されている（良い提案を最低価格で実施するという考えの下）。

5. Environmental Defense Fund (EDF)

日時 | 2018年1月24日(火) 13:30~14:30

場所 | EDF ワシントンオフィス

先方 | Mr. Joshua Beatty, Director, Global Operation

当方 | 道家委員、佐藤氏・増渕氏 (ERCA)、滝見・西郡 (みずほ)、佐藤氏 (通訳)

(1) 公的資金

- 政府から得ている資金は非常に少なく、メンバーシップ (unrestricted donor: 用途の制限のない資金を供与する者) から得ている資金が最も多い。
- 公的資金の供与元は、国務省、EPA、NOAA に加え、カリフォルニア州、モンタナ州やルイジアナ州からも得ていると思料。これらの資金は非常に用途が制限されている。なお、コントラクトが多い USAID からの資金は得ていない。
- このような公的資金は、1つのプロジェクトの一部となり、レバレッジをかけてより大きい案件ができるようになることは良い点。例えば、ミャンマーの案件では World Conservation Society (WCS)、スミソニアン (政府、国立博物館)、コンサベーションインターナショナル、いくつかの大学とコンソーシアムを組んで実施。なお、ゲイツやマッカーサーの財団から資金を得る際、案件の資金をすべて出さない、他の支援者も加えるようにとリクエストされる。
- 政府系機関で一番多いのは Norad (ノルウェー国際開発局) で、森林伐採防止の案件を複数年実施。
- 政府の資金が少なく、民間からの資金が多い構造はここ 10 年変化していないと思料。今後は EU での資金調達 (特に漁業や気候変動) に力を入れる予定。
- 公的資金のメリットは、少ない資金で大きな案件を実施できること、政府の資金を得ることで認知を得られること、デメリットは用途に制限があり、資金供与元がいくつもあある場合、みんなにレポートする必要があること、政府の焦点が変わると、支援の内容も変更される。活動の価値がないわけなく、政策に影響を受けてしまう点。またレバレッジの場合、自分たちの意見が通りづらいという短所がある。
- 政府からの資金はグラントのみであり、コントラクトはない。
- EPA や NOAA への資金申請は、専門性を持っている分野において公示されたものに提案書を出すパターンと、公示がなくても提案を行うパターンがある。
- 政府グラントで改善を求める点は、意味のある M&E を行うこと。意味のない M&E を何回も行うより、意味あるものを必要なだけ行うことがよい。計測できる指標で、科学に基づくもので定量的に評価するとともに、定性的な評価も必要。

(2) ファンドレイジング

- EDF は市民社会の運動により設立され、法律、科学及び経済※に基づき活動を行って

いる。よって、メンバーシップが多いと言える。

※ 経済に関しては、企業に対し企業にとっての環境保全を行うことの価値を説明することでインセンティブを与えるなどしている。例えば、ウォルマートに化学物質によるサプライチェーンのインパクトを理解してもらったり、マクドナルドとパートナーシップを組んで包装紙にポリエステルを使わないようにした。なお、これらの活動では利益相反の観点から民間からの資金は得ていない。

- マムズクリーンエアフォースという組織を設置し、環境に関し子供を心配する母親をまとめて立法者へ働きかけるということもしている。これもメンバーシップ獲得に貢献している。
- 2 か月前に所得税法が改定され、2 ドルや 80 ドルといった少額の寄付の控除がなくなるため、今後このレンジの寄付が少なくなる可能性がある。

(3) 組織強化

- 組織の能力強化は、業務を通して実施されている。例えば、自身の経験によると、オーシャンプログラムで働いていたとき、漁業ソリューションセンターという社内のコンサルティングファームや大学と一緒にリサーチを行い、それがトレーニングとなった。
- EDF がどの政府グラントを利用して大きくなったか不明。
- EDF にはメンバーシップフィーはなく、1 円でも寄付すればメンバーとなる。平均的な金額は 50~80 ドル程度だろう。
- メンバーシップ獲得の戦略は、キャンペーンの実施、インターネットやツイッターでの寄付の勧誘、イベントの実施（1 年に 1 回 300 人から 400 人を集めて実施）等。
- 財団や個人からのグラント獲得のための費用は、8%（2016 年）。トランプ政権移行時に、人々が環境問題に対して不安になったため、メンバーシップが増えた。これは、人々が政府が環境への取り組みを実施しないならば、NGO にその役割を求めようとしていたことによるもの。

(4) 資金の柔軟性

- 政府資金の用途は非常に制限されている。
- 財団はプログラムフォーカスである。マッカーサー財団はアジアフォーカスであり、ゲイツ財団は飲料水関連プログラムにフォーカスしている。大きい財団は資金の用途が限定されており柔軟性はない。
- 個人の寄付については、10 万ドル以下は資金用途の柔軟性が大きい、それ以上は小さくなる。

(5) その他 EDF について

- EDF Action Fund について、501(c)4 団体であり、政治的活動委員会のもと、政策立案者

ヘロビー活動を行う。EDFの資金に残余ができれば、EDF Action Fundへ渡すこともあるが、あまりそのようなケースはない。

- EDF Strategy Planは今後8年の投資計画。農家、漁業従事者、農場経営者と共通認識を形成し、当該国に合致する政策立案をファシリテイトすることに焦点を当てている。
- EDFの焦点分野は、海洋、生態系、保健、気候とエネルギー（クリーンエア、サプライチェーン、メタンなど）。生態系と保健はアメリカにおける活動、海洋と気候変動・エネルギーは世界中で実施。
- EDFの活動の8割は米国内、2割が外国になる。

(6) その他

- アメリカ政府が求める環境NGOの役割は、政策実施とイノベーションと考える。
- 一つの組織を長期間に渡り支援することに関して、投資とリターンの観点から考えるとよいだろう。つまりは、投資の効果をどのように計測するかということ。
- 米国における同一グラントの期間は通常2年～5年であり、個人的に地球環境基金の25年は長いと感じる。
- 米国において、国際開発への取り組みは、社会企業のように、非営利も営利組織も交じっているが、環境への取り組みに関して、非営利と営利組織の活動がきっぱり分かれている。日本の方が非営利と営利の協業は進んでいるだろう。

6. GrowNYC

日時 | 2018年1月26日(金) 14:00~16:00

場所 | GrowNYC

先方 | Mr. Dennis Conroy, Comptroller, Mr. Nathan B Patterson, Development Manager

当方 | 道家委員、佐藤氏・増渕氏(ERCA)、滝見・西郡(みずほ)、佐藤氏(通訳)

(1) GrowNYC

- 1970年にニューヨーク市の市長が、その市長条例により、前身の組織である **Council on the Environment Inc.** を設立。1980年に法人格を持ち 501(c)3 団体となった。その後、2010年に名称を **GrowNYC** に変更した。理由は **Council** の名前であると市の一組織と思われる、501(c)3 団体と認識されなかったりと、ファンドレイジングに支障が生じたため。このような歴史のある NPO は非常にユニークといえる。
- **GrowNYC** はニューヨーク市や市長オフィスと親しく、市が保有するオフィスは無償で借り受けている。その価値総額は年間 70 万ドル。また、**GrowNYC** の活動で使用する車両について半分の 15 両は市が保有し、無償で借り受けている。他の NGO が通常受けられない優遇である。
- **GrowNYC** の理事会メンバーについて、毎年市長が任命することになっている。生じる問題としては、理事会メンバーがタイムリーに選定されず書類の承認などが 8 か月~10 か月程度止まってしまうことがあること。理事会メンバーは 35 名おり、そのうち 5 名は特定の組織の特定のポジションの人が自動的に理事になることとなっている。残りの 30 名の出身組織は市長オフィス、農場のオーナー、法律家などさまざまである。理事会メンバーの流動性も高くはない。大体平均 7 年程度同じ人が留まっている。
- 正規スタッフ数は 100 名、パートタイムは年間 40 名、グリーンマーケットのハイシーズンなどにおいては、さらに 100 名追加され、**GrowNYC** 全体で 230 名から 240 名の給与が必要となる。
- 主な活動プログラムは、グリーンマーケットの開催(1980年半ばに開始)、ゼロ廃棄物の推進及びグリーンスペース(緑化プログラム)。具体的な例としては以下の通り：
 - グリーンマーケット例 | **Food Access** プログラムを通して、農家ネットワークへの技術支援し、卸売りの配送を実施(**GrowNYC** の倉庫を活用してレストランや学校等への販売を支援)。また、**Food Desert** というプログラムを通して、低所得層の家庭へフレッシュな野菜を市場より低い価格で届けるとともに健康的な食事の料理方法を教えている。本グリーンマーケットは、小規模事業のインキュベーション的役割に加え、当初人の集まらなかった地域をきれいにして人を集め安全でよい場所にしていくという役割もある。
 - ゼロ廃棄物の推進 | リサイクルの推進、公立校における生徒への教育
 - グリーンスペース | 土地の緑化事業。事例としては、民間企業(**Bank of America** や

UBS と協働して土地の緑化（公園）を実施。具体的には、彼らが 25 人から 200 人のスタッフに 1 日休暇を取らせて、ボランティア要員派遣するとともに、それらの企業がボランティア一人当たり例えば 100 ドルの寄付を行う。本業務を通じて、民間企業からのボランティアを得るとともに、民間からのファンドレイジングをしている。

(2) 予算とその推移

- **GrowNYC** は過去 10 年で大きくなっており、スタッフの予算も 2 倍に増加。特に過去 5 年では大規模契約の更新や大規模グラントが増加。また、他の資金提供者も増えた。
- **GrowNYC** は収入源を多様化させ、自身で稼いで得る所得もあり、政府からの寄付金に大きく依存しないようにしている。具体的には事業収入 52%、政府による資金支援 30%、企業からの寄付 5%、財団 8%、個人 3%。
- 予算のうち 3 割は政府関係機関からの予算であるが、数年前まで 41%であった。ただしこれは、政府機関からの資金は増加したものの、他の財源も増えたため、結果として全体に占める割合が低下したという状況。
- 直近の公的支援金額に係るデータに関して、政府から 500 万ドルの資金支援を得ており、内訳は、380 万ドルはニューヨーク市の様々な部署、ニューヨーク州 60 万ドル、連邦政府 60 万ドル。
- 最大の公的資金支援者はニューヨーク市の衛生局であり 180 万ドル（5 年契約）。これは長期で信頼のある資金源であるため、スタッフへの投資も可能ともなる。
- 上述の各活動プログラムにおいて関連する教育を実施しており、その資金源は、ニューヨーク市の教育部署からの資金（毎年 100 万ドル）。これは、2 番目に大きい公的資金源。それにより、リサイクル（75 万ドル）やスクールガーデン（25 万ドル）の教育を支援している。
- 3 番目に大きい公的資金源はニューヨーク議会からのもの。
 - ニューヨーク市には 51 地区あり、各地区から 1 名議会メンバーを送っている。それらのメンバーに対し、**GrowNYC** スタッフが面談しこれまでの活動の成果をアピールすることで、一人当たり 1 万ドルから 1.5 万ドルの寄付を得ており、ニューヨーク市議会から総計約 80 万ドル程度寄付を得ている。
 - また、各議会メンバーの課題と **GrowNYC** の取り組みが合致している場合はそれにプラス 3 千ドルから 1 万ドル程度得られる。こうしたファンドレイジングの活動をメール、電話や面談で毎年実施している。**Development** の部署が担当する。
 - 一方で、本資金が、活動に合意を得ても、契約締結までに時間がかかるもの。例えば、今年度について、活動は実施しているものの、2 月時点でまだ契約締結されていない。信頼関係があり、契約は通常問題なく締結されるため、大きな支障はないが、過去に、議会から資金供与の合意を得て活動を開始し、その後の契約締結段階で議会の契約担当課から本契約は妥当でないということになったこともある。よって、やはり契約締

結に時間を要することはデメリット。

(3) 公的資金支援の概要

- 主な公的資金供与元は、大きい順に、ニューヨーク市の衛生局、教育局や議会に加え、米国農務省 (USDA)、州農務省と環境保護庁 (EPA)、環境保全局、及び公園局になる。これらから資金を得る際、他の NPO とパートナーシップを組み、彼らにサブコントラクトすることもある。
- 公的資金に関し、グラントとコントラクトの割合は同程度。教育部署からの資金とリサイクル関連の活動はコントラクトであり、それ以外はすべてグラント。
- グラントとコントラクトについて、書類作成・手続きは同じ。一方で、グラントは、供与元と供与先がパートナーシップを組んで実施するものであり、グラント供与先が活動内容を提案するが、コントラクトは、供与元が活動内容・計画を決め管理を行うため活動に非常に制限がある。ただし、コントラクトの場合は複数年度契約 (1 年~3 年) が可能となることもある点はメリット。
- グラントの例
 - 米国農務省からの農家を支援するためのグラントプログラムがある。これは、GrowNYC が、地方の農家がニューヨーク市に進出することを支援するプログラムに対し、農務省がグラントを提供。他、州農務省も農家支援関連プログラムへグラントを供与。さらに、Empire State Development が雇用創出する経済関連のプログラムに対してグラントを供与。
 - 政府 (Empire State Development) が GrowNYC の倉庫建設に対して、多額の資金支援を行っており (Capital Funding)、2020 年まで完工する予定。なお、本事業枠組みに関して、ニューヨーク市が土地を無償で GrowNYC へ貸与し、GrowNYC は倉庫を NPO へ貸与し、レンタル費用を得て、倉庫運営費とするもの。本事業により、定常的な 250 名程度の雇用と建設時の雇用が生まれることから、Empire State Development の目的に合致する。
- 契約によって支払いのタイミングは異なる。
- ニューヨーク市議会の資金活用時の精算に関して、2、30 年前に汚職があったことからかなり厳しくなっており、領収書の提出が必要となっている。
- GrowNYC が受けているレベルでの現物支援はないが、例えばニューヨーク市の公園部門から生まれた GreenThumb (コミュニティガーデンのプログラム) は何らかの現物支援をニューヨーク市から受けているだろう。

(4) 公的資金支援へのコメント

- 政府資金の課題は、資金の入手に時間を要すること、後払いであること、多くの書類作成などが必要であること。また、1 年間のグラントプログラムであり、既に実施してい

ても、契約締結が大幅に遅れること。GrowNYC は大きい組織であるため、後払いでも対応できるが、小規模組織は銀行からローンが必要であり、実際に政府から受領できる金額がその利子分減ってしまうこと。

- 連邦政府からの資金について、採択されることは難しいが、一度採択されると、その後の支払いは、オンライン上で申請でき資金もすぐ口座へ入金される。一方で、州やニューヨーク市は支払いを受けるために多くのプロセスが必要。タイムシート管理、報告等多くの手続きがあり、人件費の 20%がこうした手続きに費やされている。特に衛生局から資金を得た場合、毎月、700 ページにもわたるレポートを提出する必要があり、本手続きのためだけに 1 人アサインしている。
- グラント獲得の競合は、グリーンゲリラ（ニューヨークを拠点とする NGO）など。その他の小さい組織はほとんどパートナーを組んでいる。グラント申請時に、競合がわからず採択されるかどうかわからない案件がある一方で、表向きは提案書の募集を行うものの、GrowNYC のためにグラント案件が形成されることもある。財団の資金は非常に競争率が高い。
- 政権によってグラントの内容などが変更されてしまう。

(5) 人件費の扱い

- グラントプログラムが人件費をカバーするかどうかは、プログラムによって異なる。基本的に公的グラントはプログラムのスタッフの人件費のみカバーしており、自分たちのような管理部門の人件費はカバーしない。一方で、一部のグラントは一般管理費（間接費）を例えば 7%や 10%などに入れることができる。
- 個人からの寄付は **unrestricted** であり人件費に活用できる。
- 財団からの資金はプログラム実施コストのみカバー。
- 企業からの資金は、特定のプロジェクトやプログラムを支援し、書類作成などはない。
- USDA の資金支援では、複数年のグラントで人件費をカバーするとともに、それが引き金となり財団資金が動員されプログラムを実施するというケースもある。背景としては、財団がプログラムの唯一の資金提供者になることを好まないことがあり、政府が支援しているものに対して追加的に資金供与することがある。
- なお、リサイクルチャンピオンプログラムはスタッフの人件費すべてはコントラクトでカバー。その他のグラントは、交渉次第で部分的に人件費がカバーされる。政府の資金使途は非常に制限があり、コントラクトの既定の範囲内の人件費となるため優秀な人材の獲得と維持が難しい。

(6) 公的資金の特徴・役割

- 財団は実績のない NPO を支援しないため、政府プログラムを実施することで実績が得られ、財団の資金が得られるようになる。

- 我々は、NGO とはいわず **Non-profit** という言葉を用いる。理由としては、政府のできないが不可欠のサービス（保健、グリーンスペースや低所得者へのサービス等）を提供する組織であり、政府の延長であるため。
- 政府は同じ組織を同じ目的で長期間に渡って支援を行わない。活動の拡大やパイロット事業の実施などを支援している。民間財団も同じ考えであり、大体、支援期間は3年であり、能力強化（自立）のための予算計画を求められる。このような状況に不満はある。なぜなら、必要なサービスであるのにだれもやらないということは収益が上がらないということ。
- **Food Box** では、市場価格が 22~25 ドルのものを 14 ドル程度で低所得家庭へ配達しているが、高所得家庭へはそれ以上の価格で販売することで政府支援なしに運営するなどのビジネスモデルの変更を検討中。
- 継続的な政府の支援は必要であると考えている。政府から得たグラントでプログラムを実施し、成功すればまた獲得できるということもあり、政府との関係づくりは重要。

(7) 組織強化

- 組織拡大の主な理由は、グリーンマーケットの拡大によるもの。ユースマーケットから始まり、フードボックス（低所得層へ低価格でフレッシュな野菜・果物を配達）、そしてグリーンマーケットへと発展。
- ゼロ廃棄物プログラムは、2006 年ころに衛生局から初めてコントラクトを得て開始され、12 人で開始しており、現在は 40 人体制。
- リサイクリングチャンピオンも、4 年前に政府のサービスコントラクトを得て 5 人程度で開始され、現在は十数名体制となっている。
- 政府資金が組織発展に貢献した度合いは非常に大きい。

(8) ファンドレイジング

- 用途に制限のない個人からの寄付が少ないことが課題。**GrowNYC** の活動は多岐にわたり、「子供への支援」といったように活動メッセージが明確でない。また、日常的な思考の中に含まれる活動であり、感情に訴えるものがないことも一因。よって、**GrowNYC** の理事会メンバーが法的にファンドレイジングに責任を持つようにした。また、理事会の中にファンドレイジング委員会を設立。
- 企業からスポンサーを得る際、企業の名前の出し方に気を遣っている。例えば、ユニオンスクエアのグリーンマーケットであまりスポンサー企業名を前面に出すと、人々に良い印象を与えないため控えている。一方で、低所得の家庭に配布する、グリーンマーケットで使用できるクーポン（企業からの寄付により無料で配布（2 ドル/枚））について、クーポンに企業名やロゴをプリントする。

以 上

ヒアリング調査議事録（欧州）

1. ドイツ連邦環境基金（DBU）	2
2. WWF Germany	6
3. ドイツ連邦環境省（BMUB）	8
4. Forum Umwelt & Entwicklung (Forum on Environment and Development).....	11
5. DNR.....	13
6. NABU	15
7. European Eco Forum	19
8. Birdlife Europe.....	21
9. 欧州委員会	24
10. WWF European Policy Office (EPO)	27
11. EEB	31

（注）本議事録は先方の確認を経たものではない

1. ドイツ連邦環境基金 (DBU)

日時	2018年1月31日(水) 13:00~15:30
場所	DBU オフィス (ドイツ・オスナブリュック市)
先方	Dr. Ulrich Witte (Head of Department Environmental Communication and Protection of Cultural Assets)、Mr. Michael Dittrich (Head of Department Finance and Administration)
当方	大久保委員、小川氏 (ERCA)、齊藤 (みずほ)、田口氏 (通訳)
資料	DBU “Jahresbericht 2016”

(1) 組織・活動

- 1990年に、国がザルツギッターAG社(鉄鋼)の払い下げに伴い得られた26億マルク(13億ユーロ)を拠出し設立した。
- 設立の目的は環境保護の推進。背景には、それ以前の大きな環境問題があった(例:チェルノブイリ原子力事故(1986年)、ライン川汚染事故(1986年))。
- 活動の精神は、ドイツがリベラルで開かれており、市民社会により発展してきた国ということにある。環境NGO等も市民社会のパートナーとして政府との間を取り持つ存在である。
- 登記上は民間企業である。一方、環境財団法において位置付けられている。
- 役員の半数は連邦政府の関係者である。
- DBUの従業員数は約150人であり、支援分野は100人(うち30人が高等学術教育を受けた専門家であり、残りがアシスタント・事務・人事等)。
- 子会社を2団体設けている。
 - 広報:従業員約30人、2002年~。
 - 特定の自然保護:従業員約20人、10年前~。7万haの地域の自然保護が主活動であり、そのうち5万haは東西ドイツ統一後に軍事基地が閉鎖され、国から受領したもの(管理費は受領していない)。70箇所程度に分散している。当初はマツ等の単一林だったが多様化のため一部を伐採し落葉樹を植林した。自然倒木は放置しキノコを生育させたり鳥類の餌を増やしたりするように計らった。また意図的に植林していない土地もあり、そこには鳥が地面に営巣したり、植物が自生したり、牛や羊を放牧したりしている。
- 同様の基金はドイツ国内で20-25団体が存在するが、連邦を名乗る環境関連の団体は本基金のみ。
- 他の類似する団体との協調事業はほとんどない。

(2) 財政状況

- 設立当初の国からの拠出資金(13億ユーロ)を投資により運用。投資先は国債、株、不

動産、インフラ事業（再エネ等）等。国債の信用も完全なものではないため、投資先を多様化している。

- 現在の資金は 22 億ユーロ。
- 配当金（2017 年は資金の 5%、1 億ユーロ程度）を、外部団体への供与（年間 5,500 万ユーロ、300-350 事業）、インフレ対応として資本の上積み（2017 年は 380 万ユーロ）等に充てている。
- 資金を供与する対象となる外部団体は、中小企業（半分以上）、環境 NGO 等、大学、研究所、公的団体、等。環境 NGO 等（下表 8 の一部）への供与割合は定めていないが 15-20% 程度である。なお NPO については税務署が認定するものであり、業界団体（ロビー団体）は NPO とは認められない。

資金供与先（2016/1/1-12/31）¹

	セクター	承認数	供与額（ユーロ）
1	Company, Inventor, Engineering / Planning offices, Company founder	79	16.988.296,00
4	Federal and state institutions	7	1.157.729,00
5	Municipality	6	617.944,00
6	Associations / public bodies	4	421.600,00
7	Research institutes / universities (i. d. in association with companies)	43	8.607.882,00
8	Associations / non-profit organizations	44	23.258.941,54
9	Church institutions	1	83.443,00
	合計	184	51.135.835,54

(3) 支援対象の環境 NGO 等の活動

- 環境問題のテーマを 13 種類設定しているが、毎年修正している。
- フィールド活動が多い（現実を変革したいという理由）。アドボカシー活動は対象ではあるが採択は少ない。学術研究も少ない。
- プロジェクトへの支援であり、組織運営への支援ではない。環境 NGO 等から毎年一定時期に運営費用を欲しいという要望はあるが、それは DBU の役割ではなく省庁の役割である。
- 供与する資金はグラントであり返還義務はない。
- 予算規模は平均 22 万ユーロ／年。5,000～100 万ユーロ超と幅が大きい。

¹ DBU “Jahresbericht 2016” <https://www.dbu.de/doiLanding1477.html>

- 決裁権限は 12.5 万ユーロ未満の場合に部署内、それ以上の場合に役員会。環境 NGO の場合にはほとんどが前者。
- 支援期間は 1-3 年間。
- 支援割合はプロジェクト総コストの 50%程度であり、条件により柔軟に変更する。例えば東欧でのプロジェクトでは通訳等の経費がかかることを勘案し、60%を供与した。
- 100%の支援でない理由は、支援団体数を増やしたい、自己資金によりプロジェクト実施の本気度を担保する、といった理由。自己資金が集められずプロジェクトを実施できなかった事例はほとんどない。なお自己資金の用途には事務所代や物品代が含まれてもよい。
- 人件費も出すが、その際には、支援対象のプロジェクトに使われたものであることをチェックする。そうしなければ、相手組織がその人員を継続使用することにつながってしまう。人件費単価は月次ベース。
- DBU 内部からのプロジェクトの提案申請もあり、この場合には外部 NGO 等が実施する。蜂の減少対策のプロジェクト事例があり、この際には内部のアイデアゆえ、70%を支援した。
- DBU が主体のプロジェクトの場合に 100%支援の委託的事例が例外的に存在する。例えば、DBU の事業目的に関する国際的な比較評価、バルカン地方の森林の保護地域特定等（その結果によりプログラムを策定する）。
- DBU 内部からのプロジェクトアイデアは役員ではなく現場発。
- 環境 NGO 等への教育等を実施することはないが、そのような活動の実施団体を支援した事例はある。

(4) 支援対象プロジェクトの評価

- 提案プロジェクトの評価に際しては基準ガイドラインを使っている。
- 定量評価だけでなく定性評価も重要であり、一律に KPI 等により評価比較することはできない。
- プロジェクト内容およびマネジメント体制の両方から評価を行う。
- 事後評価はプロジェクト完了時に行う。また大規模なプロジェクトの評価は外部専門家に委託し、場合によってフォローアップ評価を行う（完了から 10 年後に実施した事例あり）。
- 毎年 700-800 件程度の申請があり、そのうち 300 件程度を承認する。
- 申請は通年で受け付けておりいつでも良い。従来型の基金とは異なる方法を指向していることである。
- 支払はプロジェクトの開始時、6 ヶ月後、完了時・報告書提出時のように、3-6 回に分けて行う。分割の回数は規模によって異なり、例えば 5 万ユーロの場合には 2 回、100 万ユーロの場合には 12 回など。

- 精算は証憑によって詳細に行う。但し、大学については内部でチェックされているという理由により、使途のリストのみ提出すればよい。
- 環境 NGO 等への現物供与は行っていない。
- 支援プロジェクトの実施組織の倒産、進捗状況が悪いといった理由でプロジェクトを中断した事例がある。
- 支援金額の不正使用の事例はない。

以 上

2. WWF Germany

- 日時 | 2018年2月1日(木) 9:30~11:00
- 場所 | WWF Germany オフィス (ベルリン市)
- 先方 | Ms. Tilli Reuter、Ms. Katjuscha Dorfel (programme Officer Policy and Public Sector Partnerships)、Mr. Günther Mitlacher (Director International Biodiversity Policy WWF Germany) (※テレビ会議にて参加)
- 当方 | 大久保委員、小川氏 (ERCA)、齊藤 (みずほ)、佐藤氏 (通訳)
- 資料 |
- WWF Germany “Interview ERCA & Osaka University”
 - 開発省・環境省 ”Committed to Biodiversity”
 - 環境省 “Achieving Aims Together”

(1) 組織

- 1963年設立。ベルリンの本社を中心として、フランクフルト、ハンブルグ等に事務所を設置している。またプロジェクトオフィスも複数設置。
- 従業員は約300人。
- ボード、管理部署の下に、①生物多様性、②エコロジカルフットプリント、③コミュニケーション・キャンペーン、④マーケティング・ファンドレイジング、⑤財務の各部署を設けている。
- 部署④は民間企業を対象としている。公的機関へのファンドレイジング部署は生物多様性関係の部署の下に設置されているが、適宜、他の部署と協力して活動している。
- 「WWF Standards of Conversation Project and Programme Management (PPMS)」および「Policy & Advocacy Tool Kit」をポリシーとして活動。前者は公開している。

(2) 財政状況

- Private Donation (収入の45%) は使途の制約がないため、自社で判断できる重要な財源。
- PSP (Public Sector Partnership) (収入の27%) は主にドイツ連邦の環境省 (BMUB) および開発省 (BMZ) の予算であり、また、食糧省 (BMEL) やEUの予算も含まれる。分野は気候変動の緩和・適応、生物多様性、吸収源、泥炭地、REDD+等幅広い。
- 制約なし予算はロビー活動・アドボカシー活動に用いる。これを公的予算から充てることは難しい。
- 新たな環境問題の分野を公的支援の対象とすることは困難 (事例: 海洋のプラスチックごみ、野生生物捕獲)。
- 使途と予算とのマッチングが大きな課題であり、重要。

(3) 公的支援 (PSP)

- 政府とは長く密接な関係を持っている。NGO等は政府にとって信頼できるパートナー

であり、予算をきちんと有効活用することをチェックする存在である。

- PSP は使途を特定したグラントが基本形。公募に応じて提案 (concept note、full proposal の 2 段階) を行う。
- IKI (International Climate Initiative)
 - ドイツ環境省の予算だが、開発省も意思決定に関与。予算管轄は約 6 : 4。
 - 2008 年のボン宣言 (生物多様性条約締約国会議) を受けて政府が開始した。それまでに同種のドナー予算はなかった。検討過程では環境省と他の省庁との間のコンフリクトもあったが、今は解消されている。
 - 3 分野が指定され、優先リストが準備されている。
 - 実施内容の検討は各省内部で行われている。しかし concept note の審査を行う際に外部委員会の意見が入る。
 - プロジェクトアイデアのコンテストにもなり、とても良い枠組みである。
 - 本予算により、環境 NGO 等も ODA 予算を使うことができる。
 - ほとんどがグラントの形。これまでの総額 20 億ユーロ超。
 - 環境 NGO 等の他に GIZ (ドイツ国際協力公社) や KfW (ドイツ復興金融公庫)、IUCN といった機関も応募できる。GIZ が最大の執行機関であり、IKI の運営にも関与している。
 - 他団体とのコンソーシアムを組んで大規模プロジェクトにし、間接コストの割合を低くしたい。協業にあたっては、WWF には市民との関係という強みがある。
 - 公募は「Thematic Call」または「Country Call」の形でなされる。また政策との連関が重視されている。二国間協定に基づくものもある (事例: ブラジルとの協定によるアマゾンの森林保護)。
 - WWF にとっては 12.5% のオーバーヘッドコストを取得できるメリットがある。GIZ はもっと多くのオーバーヘッドコストを取得しているだろう。
 - 採択の審査には 1 年間以上を要することがある (協議、再申請等を含め)。
- 教育研究省 (BMBF) の予算には科学関係者のみが申請可能な枠組みがあるが、それは例外であり、多くの公的支援に環境 NGO 等が申請できる。
- 開発省において、環境 NGO 等や財団を招待し、開発現場の状況をフィードバックする場が設けられている。効果は不明だが働きかけていきたい。
- 公的支援の透明性についてロビー活動を行ったことがある (COP 予算の使途等)。オックスファム等も強く同様の活動を行った。
- 開発省・環境省 “Committed to Biodiversity” プロジェクトにおいて、予算の使い方やアカウントビリティについて報告を行った。
- 環境省 “Achieving Aims Together” プロジェクトにおいて、IKI のレビューを行った。

以 上

3. ドイツ連邦環境省 (BMUB)

日時 | 2018年2月1日(木) 14:00~16:00

場所 | BMUB 会議室 (ドイツ・ベルリン市)

先方 | Mr. Matthias Sauer (Head of Division)、Mr. Harald Neitzel (Policy Officer)、Ms. Stefanie Pfahl (Head of Division)、Ms. Dr. Nicole Grunewald (Expert, International Climate Initiative Programme Office)、Ms. Marlene Micha (Policy Officer)、Mr. Stephan Härtel (Assistant Desk Officer)、Ms. Dagmar Lutz (Policy Officer) 他 1 名

当方 | 大久保委員、小川氏 (ERCA)、齊藤 (みずほ)、佐藤氏 (通訳)

資料 |

- Agenda
- Public Financial Support Scheme for Environmental NGOs/NPOs
- The International Climate Initiative (IKI)
- The National Climate Initiative
- Joint Statement between BMUB (Germany) and MoE (Japan)

(1) Cooperation with Civil Society and Associations, Tourism and Sports

- プロジェクト実施について環境 NGO 等に支援を実施。
- 毎年 8 月までに提案書を提出し審査を受ける形。
- 環境 NGO 等の活動内容の知見について公的に提供する内容とする必要がある。
- 環境 NGO 等は問題を特定する専門性を有した存在であり、環境政策を変えていくものとして期待。従来の政策を非難し反対してもよい。
- 予算総額は年間 450 万ユーロ。1 件あたり最大 15 万ユーロ。年間 40-50 件を採択。
- 事業期間は最長 2 年。
- 採択の審査に際しては、プロジェクトのレベルを 3 段階に分け、それに応じた専門家のレビューを行っている。KPI 等は設定していない。
- 進捗の評価は半年に 1 回行う。進捗が良くない場合にはそれに応じた対策を取るよう要請する。

(2) The International Climate Initiative (IKI)

- ドイツの気候変動政策のひとつであり、国際的なプロジェクトが対象。
- 2008 年以降、52 件のプロジェクトに対して総額約 2.2 億ユーロを供与。2017 年は 10 件のプロジェクトを実施し、1 件あたり 2,000-3,000 万ユーロ程度。
- 複数省庁の予算プラットフォーム的な側面があり、環境省の他に開発省 (BMZ) や GIZ 等も関与。それらの調整機能がある。
- 環境 NGO 等の予算枠は特に設定していないが、概ね 10% 程度で推移している。
- 環境 NGO 等の中では WWF が最大 (資料 p.18)。一方 Greenpeace は独立性を担保するためまったく本予算を得ていない。

- 環境 NGO 等にとって申請が困難な点があることは認識しており（例：グラント金額に対する申請者の売上高の制限）、サポート体制を改善していきたい。
- 大規模プロジェクトを指向しており、その場合には、申請者はコンソーシアムを組むことになる。
- 公募は「Thematic Call」または「Country Call」の形でなされる。2018 年の実施に向けて同 call の内容を検討中。
- 一部のプロジェクトに関しては、審査に際し外部専門家の意見を仰ぐ。
- 進捗の評価は半年に 1 回行う。場合によっては実施内容の変更申請が必要となる。
- GIZ が IKI の執行機関であり実質的に政府機関であった。この契約はやがて終了し、ZUG（財団）がその機能を受け継ぐことになる。

(3) The National Climate Initiative

- ドイツの気候変動政策のひとつであり、ドイツ国内のプロジェクトが対象。
- 「National Climate Initiative (2008)」に沿って主に草の根的な気候変動対策をサポートしている。また「Climate Action Plan (2015)」に沿って国レベルの削減インパクトがあるものを指向している。
- これまで（2008-17 年）、約 25,000 件のプロジェクトに対し、総額約 7 億 9,000 万ユーロを供与した。金額規模は当初から 3 倍程度になっている。
- 事業期間は 2 年間。
- プロジェクトコストの一部を補助するものであって、実施主体も自ら資金調達・投資をしなければならない。プロジェクトのコスト総額は約 25 億ユーロ。
- 最重視する審査基準は CO2 削減効果である。審査はその科学的観点から専門家が行う。またプロジェクト完了時にも評価を行う。
- 本枠組の実施により、合計 100 万 t-CO2/y 程度の排出抑制を達成した（55,000 世帯程度の排出量に相当）。
- トレーニング・教育のプログラムも含まれる。
- 申請者は南ドイツに集中している（経験がある）。国際 NGO には経験がないと難しいだろう。

(4) Research

- これまでに約 800 件のリサーチプロジェクトを実施した。
- 関与した人数は、省庁 1,200 人、調査の実施機関 3,600 人。
- 報告書は公開されている。

(5) その他

- ドイツの環境関連法制のもとでは、国内に 250-200 程度の環境 NGO 等が登録されてい

る。非公式な団体を含めれば 2,500-3,000 程度が存在する。

- 州レベルの気候変動対策のグラントはおそらく存在しない。
- 「Green Nature Cycle」という情報提供・共有の枠組があり、環境政策の情報を小さい環境 NGO 等に伝えている（特に EU レベルとドイツレベルの政策の関係が複雑）。逆に地域の環境 NGO 等の活動をドイツ・EU に伝えていく役割もある。特定のプロジェクトや政策に資金を拠出するものではない。
- アドボカシー活動に対する予算は用意していない。しかし、政策決定・執行等の過程において市民や環境 NGO 等に参加、情報交換、議論の場を設けている。テーマは常に具体的なトピックである。批判に対してもオープンであり、予算を得ると中立的な批判やフィードバックが難しくなるかもしれない。また批判したからといって予算の取得に向けてマイナスにはならない。これは市民社会において評価されている。
- 団体が一定基準のもとで公益性を有すると承認されれば、メンバーシップフィー、個人の寄付、グラントが所得税の対象から控除される仕組みがある。
- 環境 NGO 等の組織的成長を、環境省が直接支援するわけではない。長期でのサポートではなく、短期のプロジェクトを通じてサポートする。この形はドイツではうまく機能しており、環境 NGO 等は民主主義的な市民社会の活動のなかに位置付けられる。
- ドイツでは環境 NGO 等のネットワーク団体が多く作られている。

以 上

4. Forum Umwelt & Entwicklung (Forum on Environment and Development)

日時	2018年2月1日(木) 16:30~17:30
場所	Forum Umwelt & Entwicklung オフィス (ベルリン市)
先方	Mr. Jürgen Maier (director)、Ms. Marie-Luise Abshagen
当方	大久保委員、小川氏 (ERCA)、齊藤 (みずほ)、佐藤氏 (通訳)

(1) 組織・活動

- DNR の内部組織として 1992 年に発足。
- DNR が組織として大きすぎて硬直化しているため、より柔軟な活動を行う機能として設置された。
- スタッフは 16 人。但し、その時期に実施しているプロジェクトによって異なる。
- 環境・開発分野の NGO 等のコーディネートを行う。
- メンバーにとってのメリットは、環境への対処方針についての意思決定、情報共有、ロビー活動への参加など。新たなトピック (生物多様性等) についての情報提供も、メンバーにとっては嬉しいはずである。
- 大規模なメンバーが活動を支配することは望ましくない (ネットワークを殺してしまう)。公平にインスピレーションをもらい合い、知見を共有する場にすべきである。それにより win/win の関係が生まれる。
- 理事会は隔月で実施している。
- WG を 8 程度運用している。
- 政府の政策により評価も異なってくるが、行うべき活動はさほど変わらない。
- フォーラムはネットワーク団体であるから、特定のプロジェクト活動よりも、セミナー運営やアドボカシー活動の方をこそ行いたい。
- 政府へのロビー活動も実施しているが、効率性の観点から弱い活動についての働きかけであり、なかなか難しい。

(2) 財政

- 財政は DNR の中で運営しているが、収入源が異なっている。
- メンバーシップフィーは団体の規模等によって定めるが、例えば小規模な団体であれば金銭の代わりにスタッフが協力するなど柔軟に対処している。
- 特定の産業等に収入源を依存すると活動に影響してしまうため、望ましくない。
- 環境省 (BMUB) から 30 万ユーロの制度助成を得ている。また IKI (International Climate Initiative) の予算によって国際プロジェクトを 10 年前に 1 件だけ行ったことがある。IKI 対応は各メンバー単位で主に行っている。
- 環境庁 (UBA) の予算により、メンバーではなくフォーラムが主体となって、2 件のプロジェクトを実施した (SDG、森林保全)。なお UBA は以前に地域貢献等の意図からデ

ツサウに移転したが、あまり成果を残せなかった。

- 経済技術省（**BMWI**）から3年間の予算を得て、**EITI (Extractive Industries Transparency Initiative)**のプロセスに関する調査を実施したことがある。当初は市民団体からの批判があったが、政府、市民、産業といったステークホルダーと協議して進めた結果、問題は起きなかった。

以 上

5. DNR

日時	2018年2月2日(金) 10:00~11:30
場所	DNR オフィス (ベルリン市)
先方	Ms. Helga Inden-Heinrich (CEO)
当方	大久保委員、小川氏 (ERCA)、齊藤 (みずほ)、福田氏 (通訳)
資料	“Jahresbericht 2016”

(1) 組織・活動

- ネットワーク団体として約70年前より活動。メンバーは約90団体。
- 環境NGO等のネットワーク団体だけではなく自然愛好団体や財団等のネットワークも含まれる。法人でなくてもよい。ネットワークのネットワーク団体である。
- メンバーに占める環境NGO等の割合については分類が難しく即答できない。
- メンバー間で関心や意見が異なる場合があり、その調整を行う。特にEU域に広がる場合にはメンバー団体では調整ができない。状況によってはメンバー間の協議に委ねる。
- IUCNやEEBに類似する側面もある。しかし、DNRにはネットワークのネットワーク団体であること、地域レベルの活動をまとめる機能があること、といった特徴がある。
- ロビー団体と言ってもよいが、それはネガティブなものではない。環境省等とのつながりを維持しており、政策への意見交換の場も設定されている。
- Forum Umwelt & EntwicklungはDNRの内部組織であって法人格はない。理事会はないが、リーダーを8人設けており、分野として開発と環境に4名ずつ。うち1名がDNRの枠であり、残りはフォーラム内の公選。

(2) 財政状況

- メンバーの会費は、大規模団体(10万人以上):~15,000ユーロ、中規模団体:1,700~7,500ユーロ、小規模団体(400~500人):350~600ユーロ。
- 環境省から、1980年以降、用途を特定されない制度的助成(operational grant)を受けている(Forum Umwelt & Entwicklungの分を含め運用)。毎年政府に対し申請している。それ以前は環境分野については農業省(BMEL)および内務省から得ていたが、財務省がその予算を抑えようとしていた。他のネットワーク団体も同様に助成を受けている。
- 上記助成の予算は、毎年支出と一致しなければならない(費目の20%は変更可能)。すなわち、当該年に使わない分については返還しなければならないが、貯金に回すことはできない。したがって、用途の執行時期が異なることもあり、年末の精算が非常に大変である。
- 上記助成の予算計画は1年半前に立案し、環境省、連邦、議会の順に承認される。
- 上記助成では活動費が不足するため、プロジェクトベースの助成も得ていた。しかし、ロビー活動の成果があつて、2017年に、2018年からの助成金額が3倍になり、それに

伴いプロジェクトベースの活動は停止する方針。スタッフの調整は部署異動等により対応した。

以 上

6. NABU

日時	2018年2月2日(金) 14:00~16:30
場所	NABU オフィス (ベルリン市)
先方	Mr. Tilmann Disselhoff (project coordinator LIFE ELCN)
当方	大久保委員、小川氏 (ERCA)、齊藤 (みずほ)、福田氏 (通訳)
資料	<ul style="list-style-type: none">● NABU structure● 財務報告書 (後日メールにて受領)● 公的支援リスト (後日メールにて受領)

(1) 組織・活動

- ドイツ最古・最大の環境 NGO であり、119 年前に設立。
- メンバーは 66 万人。
- 組織は大きく国、州、地域レベルに分かれている (すべて法人格がある)。どのレベルでも予算を持っている。
- 最初は地域レベルのメンバーになり、その後、州の代表を経て国の代表になる形。
- 訴権は国レベル・州レベルにある。
- 全体の定款があり、また協議も行っているため、レベル間の活動内容の大きな食い違いはない。但し、地域レベルの方が具体的な問題を抱えているために原理的になる傾向はある。
- プロジェクトによっては環境省の意見を訊く。(例：ブランデンブルグ州の森を購入する際に、州の Landesbank の支援を受け、その内容について州の環境省と事前協議)
- 人数的にも政党などよりも多く、また、会員はメンバーシップフィー以上のことをしてくれる。波及効果も大きく、自然保護への投資はリターンが倍になるような良いものである。但し、それを数字で示すことは難しい。

(2) 財政状況

- 概要は以下の通り²。

² NABU Annual Report 2016

yield	2016
Membership fees	20,123,162.20
donate	5,357,111.23
finer	108,510.00
inheritances	2,692,207.67
grants	9,193,412.96
Other statutory Income	381,195.82
asset management	708,801.63
Business cooperation: sponsorship, licensing	1,562,302.17
Business cooperation: Consulting	2,150,348.49
Other Income	2,336,625.92
Income in 2016	44,613,678.09

Figures in Euro

- メンバーシップフィーは年間 50 ユーロ（若者は 25 ユーロ）。地域レベルで徴収し、国レベルの組織に移される。
 - かつてはメンバーシップフィーに収入を依存していた。
 - 地域レベルでもメンバーシップフィー収入を得るほかにプロジェクト活動を行い、そのための予算を独自に取得している（例：州立銀行、州政府）。
 - 「grant」は公的支援。
 - 「donation」は使途を決めない、「sponsorship」は使途を決めるという違いがある。
 - 企業等は寄付が免税対象となり、それが寄付を促進する面もある。
 - 企業に対するデューデリジェンスは一定の基準のもと実施している。たとえばフォルクスワーゲンの排ガス偽装問題が発覚したため契約を打ち切った。（WWF や TNC は企業との関係をより重視している。）
 - 「fine」は課徴金。
- (3) 公的支援
- 公的支援（グラント）は変動し、安定性が損なわれる面がある。対応策として、プロジェクトが終わってきたところに次のプロジェクトを開始するようにしている。
 - 使途が決まっているからといって、自立性が失われることはない。むしろ活動領域が広がることにつながっている。
 - 公的支援は以下を得ている。

- 欧州委員会：(1)が中心
 - ① LIFE
 - ② Rural Development Programme (implemented in Germany by the federal states)
 - ③ Structural Funds (European Fund for Regional Development, European Social Fund)
 - ④ European Fisheries Fund
- 連邦政府：(6) (IKI) が中心
 - ① Bundesprogramm Biologische Vielfalt - Federal Programme for Biological Diversity
 - ② Umweltforschungsplan - Environmental Research Programme
 - ③ Erprobungs- und Entwicklungsvorhaben - Trial and Development Projects Programme
 - ④ Naturschutzgroßprojekte - Large-scale conservation projects
 - ⑤ Verbändeförderung - NGO Funding Programme
 - ⑥ Internationale Klimainitiative - International Climate Initiative
- IKI では大規模プロジェクトの場合に外部評価がなされる。また LIFE ではすべてのプロジェクトが外部評価の対象となる。BfN 予算はおそらく内部評価。
- どの支援にも人件費が含まれている。
- どの支援にも O.H.コストが含まれている。
- LIFE
 - プロジェクトコストの 60%程度を補助として受けられる。それ以外の 40%は自己資金。
 - オーバーヘッドコストは7%である。
 - 支払いはプロジェクト開始時に 30%を受けられるが、2 回目の中間払い（40%）を受けるためには、当初支払い（30%）の 40%分を別途使った後でなければならない。
- 支払いについては、プロジェクト開始時に 100%受領できるプログラムや、立替払いが可能なプログラムなども存在する。
- 評価については、プロジェクトの内容により、手段、outcome、output のいずれかのフェーズで行う。それにより定量評価、定性評価等の方法が異なる。
- プロジェクト終了後のフォローアップ評価は output の指標が明確でなければ無意味。LIFE では 5 年後の評価を行う事例が多い。
- 公的支援に対する要望
 - 申請の簡易化：LIFE の場合には 100-150 頁もの提案書を要請され、その準備コストで 1 万ユーロ程度かかっている。なお、概要版、詳細版と 2 段階になって多少は緩和された。
 - 報告の簡易化：LIFE の場合には 100-150 頁の報告書を要請される。必要十分な分量にしてほしい。
 - 管理の簡易化：特に小規模プロジェクトについて、交通費等の経費精算が煩雑で予算とのバランスが取れない。検査側の負担も大きい。O.H.の割合を大きくして人件費を

確保することが重要。

- 審査の簡易化：プログラムの運用が長くなればなるほど審査が複雑になっていく（申請者からのクレームに対応）。LIFE では最大 6 名が審査に参加する（外部委員 2 名が評価を行い、3 人目がその違いをチェックし、大きな評価差があればさらに 3 人目の評価者が評価を行う。加えて欧州委員会の 2 名が確認する）。透明性を過度に担保している例である。
- 土地の購入：土地購入費を経費として認めてほしい。
- 欧州委員会が LIFE 申請のやり方についてワークショップを開き、申請者にノウハウを教示するプログラムがあるが、NABU は公的なキャパシティビルディングを受けることは必要としていない。なお、逆に NABU がボランティア促進プログラム（かつて兵役拒否者に課せられていたもの）に沿って一般市民のインターンを受け入れ、意識喚起する活動は行っている。

以 上

7. European Eco Forum

日時	2018年2月4日(日) 14:00~16:00
場所	Pullman Brussels Centre Midi Hotel (ブリュッセル市)
先方	Ms. Mara Silina (co-chair)
当方	大久保委員、小川氏 (ERCA)、齊藤 (みずほ)

(1) 組織・活動

- 欧州全域を活動領域とする環境 NGO 等のネットワーク団体。
- 経緯は以下の通り。
 - 1974年 EEB 設立。当時は中東欧が活動領域に含まれていなかった。
 - 1991年 チェコにおいて NGO 会合が開かれ、中東欧にも環境保全活動を広げること
で合意した。
 - 1993年 ジュネーヴにおいて NGO 会合が開かれ、その公式会合の半年前に、UNECE
(国際連合欧州経済委員会) に対してこの活動を組み込むよう要請、UNECE も合意
した。しかし、国や NGO による違いがあり、また予算不足から、実現しなかった。
 - 1995年 ソフィアにおける NGO 会合で、本団体のガイドライン (エネルギー問題に
対する取り組み等) に合意した。ドキュメンテーション等の予算は複数の政府が出し
た。
 - 1998年 NGO 会合において、Pan-European NGO Coalition を European Eco Forum に改
名した。このとき、会議への市民社会参加を目的にスイス政府が予算を拠出した。
 - 2004年頃以降 中東欧諸国の EU 加盟に伴い、各国政府から環境 NGO 等への支援が
激減した (EU から受けるべきという考えによる)。それにより予算がコーカサスや中
央アジア地域へと流れるようになった。本来は EU 内の中東欧の環境 NGO 等が予算
を必要としていた。
 - 2009年 オーフス条約の会合のサポートのために、OECD のカザフスタン事務所が予
算を拠出した。
 - 2016年 ジョージアにおいて NGO 会合が開かれた。その前にファンドレイジング活
動としていくつかの政府に活動の提案書を提出した (調査、ワークショップ等)。ファ
イナンシャル・エージェントとして EEB がマネジメントを担当した。会合の 1 ヶ月
前に、イタリア政府から 35,000 ユーロのグラントが得られた。
 - 2016年 ジュネーヴにおいて UNECE 主催の PRTR プロトコル第 5 回参加国 WG
(WGP5) が開かれ、スイス政府が会議支援の予算を UNECE 経由で拠出した。
- 国際的には有名だが、各国レベルではさほどでないこともある。
- 法人格はない。そのメリットは構造が硬直化せず柔軟に対処できることであり、UNECE
内の環境条約 (オーフス条約、エスポー条約等) をフォローすることが可能。問題別に
「issue group」を設置しており、容易に参加できる仕組み。

- ゆるやかな団体だからこそ現在まで存続できた。しかし、その一方で、法人格があるほうが望ましい状況も増えてきており、将来どのような形にするかを検討中。
- 活動の意義は、学習（learning process）および意識喚起（awareness raising）。政策をウォッチしているだけではない。
- UNECE 内の環境問題の状況を市民に知らせることには意義がある（例：オーフス条約の執行過程）。そのためには環境 NGO 等や専門家、科学者等との議論が必要。
- 中東欧の環境 NGO 等は当該国の政府から支援を得ることが最良だが、実態的には少ないだろう。また他国が中東欧に置いている大使館を介して環境 NGO 等に予算を出すこともあるが、せいぜい 1,000 ユーロ程度と少ない。
- 最近では移民問題が大きくなり、従来協力的だった国々の政府（オランダ、スイス、イタリア、ノルウェー、ドイツ等）が環境対策予算を移民対策予算に回そうとしている。
- 中国主導のグリーンシルクロード構想に対する EU 域外の国（ジョージア、ベラルーシ等）における環境対策は今後の課題である。
- オーフス条約の重要な会合を 2021 年に計画しており、それに向けて活動する。

(2) 財政状況

- メンバーシップフィーは得ていない（法人格がなく、銀行口座もないため）。
- 財団からの収入は以下のようなもの。ただし取得は困難で、総額も多くない。
 - Sigrid Rausing Trust（ロンドン、IKEA が出資）
 - ロックフェラー財団関連の基金（エネルギー等特定の分野に対して供与。10 万ポンド／年×3 年間）
- 公的資金
 - 各国政府からの援助が依頼に応じて得られる（上記経緯参照）。
 - 欧州委員会からも得たことがある（かなりの過去）。その場合にも事業全経費を提示した上で一部を取得する。
 - UNECE からはプロジェクトベースの予算ではなく、会合への NGO 等の参加サポートがなされることがある（旅費等）。
- 社会からの寄付等の可能性もあるが、ほとんど得ていない。
- 企業からは寄付等は得ない。理由は、その活動を広報に間違った形で使われるリスクがあること（例：モンサントから寄付を得たらレピュテーションに悪影響がある）。
- European Foundation Center (EFC)（ベルギーで設立された財団や企業ファンダーの非営利の国際組織）が、助成の情報を提供してくれる。

以上

8. Birdlife Europe

- 日時 | 2018年2月5日(月) 8:30~10:00
場所 | Birdlife Europe オフィス (ブリュッセル市)
先方 | Mr. Ariel Brunner (senior head of policy)
当方 | 大久保委員、小川氏 (ERCA)、齊藤 (みずほ)、佐藤氏 (通訳)

(1) 組織・活動

- グローバルオフィスの下に地域オフィス (欧州オフィスはそのひとつ)、その下に各地域内の国オフィスがある。
- **Green 10** のメンバーである。**Green 10** のメンバーシップフィーは会員数や売上によって決められるが、それを固定額とするかどうか協議中。現在は事務局において会議などの調整を務めている。
- **EEB** のメンバーではない。

(2) 財政状況

- 収入(1) パートナー
 - パートナー収入 (メンバーシップフィー) は団体の会員数 (1ドル/メンバーが基準) に応じて検討し、4つのトランシェに分類している (3万ユーロ、2-3万ユーロ、2千ユーロ、それ未満)。
 - それらが直接グローバルオフィス (イギリス) に入り、各地域・国のオフィスに配分される。欧州では総額 10万ユーロ規模。
 - EU 非メンバー国 (スイス、ノルウェー等) の団体もメンバーシップフィーを支払っており、それも **Policy Office** で使われている。EU での環境方針は、EU メンバー国に加え、ウクライナやアイスランド等の域外にも適用するようになった。
 - 用途が制限されない (**unrestricted**) 収入はパートナー収入のみ。
 - 個人からの寄付は原則としてない。個人は国に帰属しており、当該国の団体に寄付して、その団体がメンバーシップフィーを **Birdlife** に支払う間接的な形。(ただし、グローバルオフィスでは一部存在する。また富裕層を対象にしたファンドレイジングもあるが非常に少ない。)
 - 支出の一部は組織運営以外にプロジェクトの実施に充てられる。実施主体は国オフィスまたは欧州オフィスであり、相互にサブコンとして機能することがある。
- 収入(2) 助成金と寄付
 - すべて用途が定められている (**restricted**)。
 - ドイツ環境省の **IKI** も含まれる。
 - 国によって状況は異なるが、各国政府はあまり国内の環境 **NGO** 等をサポートしていない。例えば、フランスでは **NGO** 補助金を拠出し政府の機能をアウトソースしてい

るが、ドイツや **operational grant** は拠出せずほとんどプロジェクト物を行い特定の作業をアウトソースし、イギリスではやはり特定のプロジェクトに限って経費の一部をコファンドとして拠出する、といった違いがある。

- 最近の欧州における政治の動向として、開かれた社会モデルではなく、中央の政治とビジネスにのみ集中し、NGO を敵として見る傾向がある（ポーランド、ハンガリー、ブルガリア等）。このような国々では NGO へのグラントをカットしてしまった。そのため欧州委員会の予算（主に LIFE）への依存度が増した。もはや欧州は環境 NGO 等にとっての天国ではない。
- ロシア・プーチン政権において、他の収入源がある NGO への予算の拠出を規制するようになり、東欧もそれに倣っている傾向がある。
- 収入(3) 欧州委員会
 - LIFE
 - 欧州委員会からの収入は主に LIFE の **operational grant** である。環境 NGO としての業務をサポートするためにとっても重要である。
 - 使途は **unrestricted** ではないが、組織の作業計画に応じてその収入の一部をコファンドしてもらい、柔軟性がある。
 - 予算期間が 2 年間になったことは高く評価する。これによりじっくり準備することができ、また、ワークプランのアップデートにも対応できる。より長期間の方が望ましいこともあるが、①長期計画が失敗することによる悪影響（倒産等）がある、②政策は短期的に変化する、といった理由もあり、2 年間で適切な長さだと考える。
 - Birdlife としてのグローバル戦略に基づき欧州オフィスの戦略を策定し、3 年計画（**work program**）を定める。それによって 2 年計画を作成し、欧州委員会にグラントを申請している。
 - 予算付与の審査はとんでも厳しい。また、毎年作業計画や詳細な報告書を提出しなければならない。しかしこれにより、活動内容と課題を把握し、財務の透明性を担保し、ガバナンスの強化を行うことができ、高く評価する。
 - 精算の検査は定期・不定期の両方によりなされる。2 人の検査官が 2 日間にわたり検査を行う形。非常に細かく、間違いの金額の限度は設けられていないため、倒産リスクもある。現場仕事ばかりしていると管理がおろそかになるものであり、このようにアカウントビリティを担保すべきである。その一方で、過度に細かく検査することによる業務効率の悪化とのバランスを取るべきである。
 - 予算は安定的ながら年々漸減している。背景には、環境 NGO 等の活動のスタートアップに多くの予算を割き、その後自立に向かって欲しいとの欧州委員会の考えがあるだろう。しかし、活動は継続してこそ意味があり（基礎調査等）、この考え方はうまく機能しない。

- 他組織との協力や会議の運営などのコーディネーションは、LIFE の用途には含まれていない。しかし、必要な機能である。
- 他の欧州委員会の予算
 - 用途がとても restricted である (Horizon 2020 science funding 等)。
 - 同予算からのコンサルへの発注は入札により決定しなければならない。
 - 欧州の Birds Directive や The Habitats Directive のサポートや、レッドリストの作成のサポートも行っている。
- 収入(4) 企業からの助成金
 - 戦略的な大規模プロジェクト実施予算。
 - ハイデルベルグセメントから助成金を得た事例がある。
- 収入(5) その他
 - 前年度からの繰越、為替変動による調整等、会計処理に関するもの。
- 欧州オフィス、国オフィスのそれぞれでファンドレイジング活動を行う。
- 国によっては政府の腐敗度が高く、そのために税務当局が財務の明細を確認するなど煩雑な場合がある。

以 上

9. 欧州委員会

日時 | 2018年2月5日(月) 14:00~15:30

場所 | 欧州委員会オフィス(ブリュッセル市)

先方 | Ms. Eva Paparatti (project officer, evaluation and monitoring unit 4- network operations)、Ms. Ivona Malbasic (LIFE NGO grants & good governance sector coordinator)

当方 | 大久保委員、小川氏(ERCA)、齊藤(みずほ)、佐藤氏(通訳)

資料 | ● 質問への回答(EU operating grants for NGOs (LIFE Programme))

● 予算供与先リスト

(1) LIFE

- operational grant(予算の20%)とaction grant(予算の80%)の2種類を用意。
- 1997年に開始した。
- DG Environment および DG Climate Action の両方が管轄している。また、DG Employment, Social Affairs and Inclusion、DG Justice and Consumers、DG Education and Culture といった他のDGが関与することもある。
- 申請する団体は少なくともEU域内の3カ国に拠点を持つ必要がある。また、独立性を持っている必要がある。政府や地域と密着した団体や、偏った政治的団体は認められない。
- 2020年までのLIFEプログラムの詳細について、「LIFE Multiannual Work Programme (MAWP) for 2018-2020」がまもなく発表される。Operational grantの仕組みにはあまり変化がない見通しであり、新たなaction grantが出される可能性がある。評価基準を簡単なものにした意向も汲まれている。
- LIFEとメンバー国の政策とに齟齬が生じる場合がある。この場合、欧州委員会はメンバー国政府に警告することが可能だが、決定はメンバー国が行う。(例：ブルガリアにおいて自然公園に高速道路やスキーリゾートを開発する計画があり、地域の環境NGOが反対し勝訴した。)(例：一部の環境NGO等がアグレッシブすぎてDGから反対意見があった。)
- operational grant
 - 概要
 - 環境NGO等の機能をカバーするもの。これにより、環境NGO等は年次報告書の作成、メンバー会合、サイドイベント、職員増員等を行うことができる。
 - EUの政策形成に貢献するものでなければならない。一方、地域レベルの活動である必要はない。
 - EUレベルの活動である以上、ほとんどの団体が大規模な環境NGO等である。
 - 適用される団体数は、かつての25から35へと増えた。

- 2015年から予算期間が2年間となった。目的は活動の安定性担保。受ける側にとっては報告書等の負担が減る。一方で法的に2年単位での予算執行は不可能であることから、1年ごとの手続きを設けている。2年間について **partner agreement**、1年ごとに **grant agreement** を締結する。
- 継続する年数の限定はない。

- 予算

- 年間予算総額は当初700万ユーロ、2011年より900万ユーロ。今回増額し、1,120万ユーロとなった。
- 原則は活動のコファンドである(2016年より上限が90万ユーロから活動費の60%に下げられた)。概ね、活動費の20-40%程度が認められる(表参照)。上限を下げた理由は、小規模な環境NGO等が取得機会を要望したからである。コファンドとする背景には、環境NGO等に財務的に自立してほしいという考えがあり、もらうことを当然と考えてほしくない。一方環境NGO等の側でも、本グラントに依存することはリスクであり、財源を多様化したがつている。
- 平均は1団体あたり30万ユーロ程度。
- 支給対象の経費として、人件費、管理費、賃料、機器購入費、旅費、サブコン(外注費、再委託費)等が認められる。サブコンについては全体額の35%が上限であり、これには環境NGO等が活動のキャパシティを持つべきという考えが背景にある。管理コストの中にはオーバーヘッドコスト(間接コスト)は認められず、これは **operational grant** が元来そのような性質を持つからである(一方、**action grant** では7%のオーバーヘッドコストが認められる)。

- 審査

- 審査はビジネス目線で行うわけではなく難しい。民間営利企業的ではない自由度をもって出したい。
- 提案書の分量は最大50頁(年間ベースのものは最大10頁)。
- 審査基準(以下)に沿って採点するとともに、提案書の質も勘案する。

<u>Award Criteria</u>	<u>Maximum score (pts)</u>
Policy relevance	20
Enabling framework	20
Coverage	5
Sensor Function	5
Channelling	20
Needs to goals	10
合計	最高 80

- 外部の専門家パネルの2名が別々に評点付けを行い、その結果に大きな違いがあれば3人目がさらに評点付けを行い、パネルメンバーで議論を行う。欧州委員会

内部でもすべてを確認し、評価に加わる。

- 最低は 55 点だが、昨年の採択結果では最低が 70 点だった。
- 最低点以下の提案については、reserve list に入れる。採択事業者が辞退したり予算に余剰が生じたりする場合に使うことがある。
- 事後評価
 - 何らかの指標による事後評価は行わない（但し action grant については実施し、それが LIFE 全体での評価を図る上で重要になる）。
 - 追加の質問を行うことにより（活動への貢献度等）、質の評価を行う。また、訪問を行うこともある（約 30 団体のうち 5 団体程度）。
- 相互のコミュニケーション
 - 環境 NGO 等との対話の機会をさまざまに設けている。

以 上

10. WWF European Policy Office (EPO)

- 日時 | 2018年2月6日(火) 12:00~13:00
場所 | WWF オフィス (ブリュッセル市)
先方 | Mr. Dale Chadwick (operations director)、Ms. Sally Nicholson (head, development policy and finance)、Dr. Andrea Kohl (director (acting))
当方 | 大久保委員、小川氏 (ERCA)、齊藤 (みずほ)、佐藤氏 (通訳)

(1) 組織・活動

- ベルギー法人。WWF の 100%子会社の形。
- 複数国の地域を取りまとめる EPO のような組織は欧州だけでなく、アフリカ、ラテンアメリカ、ドナウ・カルパチア地方 (DCPO) にも設置。なお、ラテンアメリカの地域オフィスは米国のブランチのような位置付けである。
- EPO は EU としての政策に対応したものであるため、他の地域とは性質が異なる。
- 各国の WWF オフィスはフランチャイズ的な位置づけであり、それぞれに当該国において法人格を持っている。なお、スイスの WWF は EU 非加盟のため欧州委員会の予算を使うことができない。
- 役員会の半数は国際オフィス、半数はメンバー国オフィスからなる。
- ネットワークは市民の声と政策形成とをつなげるために重要なものと捉えている。
- Green 10
 - EPO は事務局はやっていない。
 - 団体ごとに代表を交替する形だが、そのキャパシティがない団体もある。
 - 最近では、メンバー組織からパートタイムで対応する形とした。3 団体が推薦し、運用や会議などのリソースを提供している (現在 EPO も対応)。そのために各メンバーが予算を出している。
 - 法人格がないため、欧州委員会からの予算は得られない。

(2) 財政状況

- 2016 年度の収入

	収入 (EURO)	
WWF ネットワーク	2,474,563	(53.8%)
信託と財団	1,259,483	(27.4%)
企業	15,000	(0.3%)
EU	787,200	(17.1%)
ノルウェー開発協力局	65,100	(1.4%)

(出典) WWF Annual Review EU 2016

- 収入(1) WWF ネットワーク

- WWF 国際オフィスから 3%、メンバー国の WWF オフィスから 50%を得ている。
- 各オフィスからの拠出額は協議を踏まえた自主的なものであり、年によっても異なる。概ね大規模なオフィスは多額であり、4,000~40 万ユーロ（オランダ）と差が大きい。

- 収入(5) EU

- 最近の実績は以下の通り（単位：千ユーロ）。

LIFE (operational grant) (DG Environment)	620
LIFE (project grant) (DG Environment)	200
Horizon 2020 (1) (DG Research)	40
Horizon 2020 (2) (DG Research)	40
合計	800

新たな予算：

DEAR (※) (DG Development)	250
---------------------------	-----

※Development Education and Awareness Raising

- LIFE では少なくとも 3 カ国の EU 内の拠点があることが必要。それぞれに予算を再配分する場合には、その内容について欧州委員会から質問される。特に 5,000 ユーロを超える場合には、その意味や価値を問われる。最近では、1,000 ユーロずつをメンバー国オフィス 10 箇所に再配分した際にも、欧州委員会の検査官からその価値について問われた。従って、煩雑ゆえあまり再配分の形を取りたくない。
- LIFE (operational grant)
 - 用途を定めた収入ではなく (unrestricted)、4-5 年や年間の計画を協議した上で定めるバスケット的な予算である。
 - 他の地域オフィス (DCPO) でもルーマニアやブルガリア等のオフィスと協力し運用している。
 - EPC が受けている operational grant は過去 10 年間約 624,000 ユーロ/年で一定。
 - 運用コストの 70%も使えるファンドは他にないため高く評価。スタートアップ団体にとってはとても貴重なものだろう。
 - 経年的に依存度を下げていくように要請されているが、それができるかどうか疑問である。
 - 活動内容の報告は大変であり、年間で 6-8 万ユーロかかっている（検査対応、コーディネート、申請など）。
 - Work plan における経費の変更は 20%まで認められる。但し、リスクを避けるため、事前報告を行うようにしている。
 - 予算期間
 - 最近 2 年間に変更された。
 - 予算確保という価値の他に、年間ベースの場合には会計年度が始まって

からグラントの予算期間が始まるまでの間に何ヶ月ものギャップがあり、資金計画上苦慮していたこともあり、良い変更である。

- 一方、申請・報告は2年に1度ではなく、2年物が1回と各年物が2回（合計3回）。従って1年あたり1.5回対応しなければならず煩雑。9月は申請（work plan）および報告で非常に忙しい。
- 理想的には3年間の予算が良い。但し、受けられなかった場合に組織基盤に打撃を与えるリスクがあり、リザーブを準備しておかなければならない。

- このグラントがゼロになることはないだろう（その場合には組織基盤が揺らぎ、財団等を含め他の収入源を探すことになる）。オックスファムも予算は継続されるとの報告を出している。なお、DG HealthがあるNGOに対するoperational grant（12年間継続していた）を活動内容が不十分という理由で突然カットした事例がある。
- このグラントに対するロビー活動を行ってきている。

- LIFE (project grant)

- 魅力的なグラントであり、毎年受けている。競争が大きく、毎回しっかりと実施し結果を出さなければならない。
- しかし、プロジェクトのもとになる政策は短期的に変わり、3年後まで予見することは困難であり、活動が無駄になってしまうこともある。したがって、project grantに焦点を当てることはない。
- 持続的漁業のプロジェクトをWWF オーストリアが受けて、EPOがサブコンとして入った。なお、サブコンが5.6万ユーロ以上の場合には入札を実施し、最低3団体からの提案を受けなければならない。
- 提案当初からサブコンを含めたコンソーシアムを組成しておくアプローチもあるが、その場合には事前の準備にコストがかかってしまう。欧州委員会はコンソーシアムを推奨している。
- DG Developmentでは旧ソ連、アフリカ、アジア等でのプロジェクトにグラントを抛出している（合計20億ユーロ程度）。担当者はMr. Rosalio Bento
- このグラントに対する間接的なロビー活動を行ってきている。メンバー国で10年以上活動しているスタッフを集め、プロジェクトを必要とするキャンペーンを展開している。

- DG Homeの予算取得も狙っている。

- 欧州委員会は市民社会の活動による政策決定・実施プロセスへの関与を望んでおり、多くのサポートを環境NGO等に出している。一方、最近では、欧州議会やメンバー国において、市民活動や海外での活動に予算を抛出することへの異論が出てくる現象があり、懸念される。今は状況が落ち着いているが、今後も問題となることだろう。
- 予算源を多様化し、個々のドナーからの予算割合を25%以内に抑えたい（組織基盤が

固い WWF の贅沢であるとも言える)。それがネットワークの強化にもつながる。

- WWFEPO は独立的な組織であり、メンバー国のオフィスにも責任がある。従って、ドナーも選ぶ必要がある。(例：European Climate Foundation が以前にドナーだったが、活動内容への介入が多かったこともあり、受けることを中止した。)
- ファンドレイジングの効果はあるが、時間と負担が必要であり、どこまで行うのかについてバランスの検討が必要である。

以 上

1 1 . EEB

日時	2018 年 2 月 6 日 (火) 15:00~16:00
場所	EEB オフィス (ブリュッセル市)
先方	Mr. Jeremy Wates (secretary general)
当方	大久保委員、小川氏 (ERCA)、齊藤 (みずほ)、佐藤氏 (通訳)

(1) 組織・活動

- 1974 年からブリュッセルで活動。ネットワーク団体としてもっとも古い。
- 30 カ国 140 の団体 (1,500 万人に相当) が参画。各国から 1 人の代表を選び理事会を組成。スタッフは 38 人。
- 環境問題のトピックごとに 18 の WG を組成している。
- 政府や民間の営利団体と並ぶ市民社会を代表するセクターが必要であり、それが EEB の存在意義である。すなわち営利のためではなく社会的機能のために活動している。
- 意思決定は EU レベルで行う。
- 環境 NGO 等は数少ない専門家集団だが、その育成のためには公的な資金が必要である (民間の営利企業とは異なる)。
- 法制度は民間企業のニーズにあったものとなっており、当局は問題を十分には解決できない。例えば、EU 指令で産業からの排出基準を定める際には、政府、産業、環境 NGO 等の 3 つが必要だが、実質的には産業によって主導されている。環境 NGO 等は隅に追いやられてはいるが、プロセスの中に居ることに意味がある。そのために特定のプロジェクトに紐付けない公的資金が必要である。
- 特定のプロジェクトにおいて、EEB がサブコンに入る場合、サブコンに発注する場合の両方がある。(前者の例: ドイツの環境 NGO の Deutsche Umwelthilfe (DUH) が大気汚染に関する公的なグラントを得て、EEB が EU 代表としてサブコンで参加)
- メンバーに対して資金取得の機会に関する情報を伝え、協働での活動をもっと行いたい。
- 最近では環境 NGO 等に対してネガティブな意見が出てきており、大きな問題として懸念している。これまでも、EU の EPP (European People's Party) 等の右派政党や、TTIP (Transatlantic Trade and Investment Partnership) の関連団体等から、NGO への予算をカットするべきとのクレームがあった。彼らはビジネス目線しか持っていない。

(2) 財政状況

- 最近数年間は総予算が増えてきており、310 万ユーロ (2016 年)、325 万ユーロ (2017 年)。増加は LIFE の Project grant を受けたことによる。
- 公的資金を使う場合にもコファンディングが必要であり、そのためにもファンドレイジング活動が重要。

- Operational grant とメンバーシップフィーのみが使途が特定されない予算である。

Income

€3,123,000



Expenditure

€3,243,000



Total reserves end 2016 = € 466,205

(出典) EEB Annual Report 2016

- 欧州委員会 (LIFE)
 - 拠点が EU 内に 3 拠点以上あれば申請可能。
 - ドナーとしては地味でなく興味深い活動に投資したいのだろう。しかし、重要な環境政策は一見地味であり、EEB はそれをカバーしている (例: EU の action policy)。従ってコファンディングが必要となる。
 - オーバーヘッドコストは請求できるが大きくない。コンサルティング会社であれば多くのプロジェクトを行っておりオーバーヘッドコストは比較的少ないが、EEB は 3,000 万人のメンバーへの情報発信などを実施しており、オーバーヘッドコストが大きい (これをコンサルで行うとしたらどれほどの額になるか)。
 - LIFE operational grant
 - 40 年以上、欧州委員会から core grant (operational grant) を受けている。
 - EU レベルの活動運営のためにのみ使っている。メンバーに経費を出すこともあるが、それは会合の旅費や食事代等のみ。
 - 前年度以上の金額は受けられない仕組みであり、また、団体あたりに供与される予算の上限が 90 万ユーロから 70 万ユーロに減らされた。一方、新規の団体は 20 万ユーロを申請できる。これはおかしいシステムであり、活動がまだしっかりしていない団体にアンバランスに予算を配分していることになる。本来は大規模 (国数、メンバー数、代表する市民数、扱う環境問題の数、インパクトの大きさ等) な環境 NGO 等が多く受けるべきである。小規模な団体には政策に与える影響力を持たず、

また政府へのアクセスもない。

- EEB は上限 90 万ユーロを受けていた唯一の団体だった。2016 年にそれが 70 万ユーロに減らされ、とても困った。欧州委員会にクレームも付けたが遅かった。それゆえに総会で承認を得て、**project grant** を増やした。
- 補助割合の上限は 70% から 60% に減らされた。背景には公的資金への依存度を下げていくべきという考えがあるが、それはうまく機能していない。環境 NGO 等の活動はスタートアップよりも継続のほうこそ重要なのであり、営利事業のモデルとは異なる。
- 欧州委員会における **operational grant** の担当が、3 年前に DG Environment から EASME に変更されたことも悪く影響している（変更の理由は不明）。EASME は専門家でなくコンサルティング会社を雇っており、専門家でないことを逆に良しとしている。その結果、政策自体よりも提案書の出来で左右されることがある。専門性をもっと重視すべきである。
- また、EASME は **project grant** と同様の考え方を持っている（報告や経費の使い方など）。しかし、それは間違いである。
- 審査に際しては環境政策の専門家が入るが、彼らは過去に環境 NGO 等に批判されたトラウマを持っており、その点をチェックすべきである。批判は健全な市民社会における権利である。
- グラントの金額は環境問題の大きさに比してまだまだ少ない。
- LIFE **project grant**
 - 毎年必要経費というロスが発生する（12 万ユーロ程度）。
 - そのことを考えると、例えば 40 万ユーロの **project grant** よりも、10 万ユーロのコファンドを得るほうが有用かもしれない。
- 各国政府
 - ルクセンブルグ政府から、少額の **operational grant** を得ている。
- 財団
 - この 3-4 年で増えてきた。
 - 財源の多様化のためにファンドレイジング活動を行った成果。
 - 常にプロジェクトベースの予算であり、用途は定められている。
- メンバーシップ
 - メンバーシップフィーは売上規模に応じて決める。

以 上

別添 3 : 調査機関概要

調査機関概要（米国）

1. 米国環境保護庁	2
1.1. 組織概要	2
1.2. 活動概要	2
1.3. 財政支援制度	2
2. IUCN	6
2.1. 組織概要	6
2.2. 活動概要	6
2.3. 財務状況	6
3. The Nature Conservancy (TNC)	8
3.1. 組織概要	8
3.2. 活動概要	8
3.3. 財務状況	9
4. Conservation International (CI)	10
4.1. 組織概要	10
4.2. 活動概要	10
4.3. 財務状況	10
5. Environmental Defense Fund (EDF)	12
5.1. 組織概要	12
5.2. 活動概要	12
5.3. 財務状況	12
6. GrowNYC	14
6.1. 組織概要	14
6.2. 活動概要	14
6.3. 財務状況	15
7. Natural Resource Defense Council (NRDC)	16
7.1. 組織概要	16
7.2. 活動概要	16
7.3. 財務状況	16

1. 米国環境保護庁¹

1.1. 組織概要

- 環境汚染への懸念の高まりを受け、環境保護の堅固な実行のため、各組織で行われていた研究、モニタリング、基準設置、その執行等の機能を一つに纏め上げ、1970年にEPAが設立された。
- EPAのミッションは、人間の健康と環境の保護である。

1.2. 活動概要

上記のミッションの達成のため、以下の活動を行っている。

- 環境関連法に基づく規制の策定及び執行
- グラント（補助金）の供与
 - ※ 約半分のEPA予算は州の環境プログラム、非営利組織、教育機関等への補助金となっている。補助金は、様々なプロジェクトに活用されるが、全体として、EPAのミッションの達成に貢献するプロジェクトに使用される。
- 環境問題の調査
- パートナーシップの後援
- 環境関連事項に係る啓蒙
- 情報提供

1.3. 財政支援制度

毎年、EPAは40億ドル以上の補助金やその他の援助契約として資金を供与している。小規模の非営利組織から大規模な州政府まで、明確なビジョンを持つ多くの組織に対し、彼らの環境目標の達成を支援している。

- The Environmental Justice Collaborative Problem-Solving (CPS) Cooperative Agreement Program²
 - 地域の環境問題や公衆衛生問題に対応するプロジェクトを実施している、または計画しているコミュニティベースの組織に対し、資金支援を行うプログラム
 - 具体的な対象者は、非営利組織（IRS上の501(c)3団体または州などにより認定された非営利組織）、連邦政府によって認められた部族政府、米国先住民の組織
 - （応募のあった）地域で1プロジェクトまで採択し、支援上限額は12万ドル。予算総額は120万ドル。よって、10地域を支援することを想定。
- The Environmental Justice Small Grants Program (EJSG)³

¹ <https://www.epa.gov/>

² <https://www.epa.gov/environmental-justice/environmental-justice-collaborative-problem-solving-cooperative-agreement-0>

³ <https://www.epa.gov/environmentaljustice/environmental-justice-small-grants-program>

- 地域の環境問題や公衆衛生問題に対応するプロジェクトを実施している、または計画しているコミュニティベースの組織に対し、資金支援を行うプログラム
- 具体的な対象者は、法人組織の（有限責任の）非営利組織（IRC の 501 (c) 3 団体または州などにより認定された非営利組織）、連邦政府によって認められた部族政府、及び先住民組織
- 2017 年度予算は 120 万ドル。EPA から 1 年間の連邦グラントとして、1 件あたり約 3 万ドルを上限として供与される。よって、40 件の支援を想定。

● Environmental Education grants⁴

(Environmental Education Local Grants Program)

- 環境への意識や責務を促進し、環境保全のための責任ある行動をとるために必要なスキルの習得を支援する特定の地域に特化した環境教育プロジェクトを行う組織に対し資金支援を行うプログラム
- 具体的な対象者は、地域の教育機関、大学、州立の教育や環境機関、非営利組織（IRC の 501 (c) 3 団体）、非営利の教育放送機関等
- 2018 年度予算は、300 万ドル。EPA の 10 の管轄地域において、各地域 3 から 4 件の資金支援（グラント）が提供される。1 件当たりの規模は、5 万ドル～10 万ドル未満であり、全国で 30～35 の案件を採択することとなっている。事業期間は 1～2 年であるが、2 年であってもグラント額は増加されない。
- 過去 1992 年から 2016 年までグラント供与が行われた組織タイプ毎の統計（件数と総額）

Types of Organizations		
College/University	642	\$16,909,210
Local government agency (county/city)	252	\$2,891,849
Non-commercial broadcaster	15	\$687,147
Non-profit organization	1,985	\$39,828,074
School/school district/school board	591	\$6,686,485
State government agency	162	\$4,097,349
Tribal education or tribal non-profit organization	68	\$900,702

(出典) EPA ウェブサイト

- 過去 1992 年から 2016 年までグラント供与が行われた分野毎の統計(件数と総額)

⁴ <https://www.epa.gov/education/environmental-education-ee-grants>

※ 分野横断型はダブルカウントされている。

Environmental Issues*		
Air/Climate	221	\$8,249,266
Biodiversity/ecosystem/habitat/species	1,048	\$18,699,330
Human health	296	\$5,930,794
Pesticides	65	\$1,451,301
Soil/agriculture	187	\$3,027,007
Solid waste/recycling/redevelopment	319	\$5,442,934
Toxic substances	179	\$4,871,987
Water	1,268	\$27,362,272
General environmental literacy	1,353	\$27,080,649
State, tribal, and local partnerships	18	\$1,857,850

(出典) EPA ウェブサイト

● Clean Diesel National Grants⁵

- ディーゼルエンジンやディーゼル排気による何トンもの汚染物質の観点からモバイルソース（バス、トラック、機関車やカーゴ等）からのディーゼル排気を大幅に削減するプロジェクトへの資金支援を行うプログラム。
- 具体的な対象者は、地域、州やローカル機関、部族政府（または部族間のコンソーシアム）、ネイティブの村であり、運輸交通や大気の質の管轄を行うもの、及び非営利機関（a. 汚染物質の削減やディーゼル車両を保有する個人や組織に対し教育サービスを提供するもの、または b. 組織の主要な目的として、運輸交通や大気の質向上の促進があるもの/ ただし IRC の 501 (c) 4 団体は応募不可）
- 2017 年度においては、3,400 万ドルのグラント供与を想定するが、支援資金総額や各グラントの規模・数は、予算の確保状況、提案書の数や質、その他の検討事項による。

● Office of Land and Emergency Management Grants and Funding⁶

(Environmental Workforce Development and Job Training Grant Programme)

- 廃棄物施設、荒廃資産、汚染サイトやその他の環境問題によって影響を受けている

⁵ <https://www.epa.gov/cleandiesel/clean-diesel-national-grants>

⁶ <https://www.epa.gov/grants/office-land-and-emergency-management-grants-and-funding>

コミュニティ住民のうち失業者や潜在的な失業者に対してトレーニングを行う組織に対してグラントを供与。本トレーニングにより、環境に関わる仕事に就けるようにする。

- 具体的な対象者は、自治体の **General Purpose Unit**、土地開墾機関、自治体のもとで運営される準政府機関、州議会により設立された政府組織、非営利組織（IRC の 501(c)(4)団体を除く）等。
- 2017 年度においては、300 万ドルのグラント供与を想定するが、予算の確保状況、提案書の数・質、2018 年度に向けたその他の検討事項による。1 件当たりの規模は、20 万ドル以下であり、15～16 の案件の採択を想定。事業期間は 3 年間（2 年間でトレーニング完了、3 年目は卒業生の雇用獲得に費やす）

2. IUCN⁷

2.1. 組織概要

- IUCN（国際自然保護連合）は、生物多様性保全に関する世界最大のネットワークで、創設は1948年。スイス・グランに本部事務所を構える⁸。50カ国以上に約950名のスタッフを擁す。
- ワシントン DC オフィスは、米国内及びカナダの120の団体を代表する組織。IUCNが持つ見識を政策担当者や民間部門と共有し、自然保護や持続可能な開発に関するプログラムの策定に協力。IUCN と別に、IUCN-US (501(c)(3)) という組織が存在。

2.2. 活動概要

- IUCN ワシントン DC オフィスの活動内容として、以下が挙げられている。
 - レッドリストの作成
 - 投資に伴う生物種の絶滅リスクの減少の評価
 - 気候変動の適応における生物多様性、エコシステムの活用
 - 森林伐採による温室効果ガスの増加を予防
 - 男女平等に向けた技術支援、キャパシティビルディング等
 - 島々の天然資源や文化等の保護
 - 海洋に関する非公式のプラットフォーム
 - IBAT for Business（企業がプロジェクト計画の際に生物多様性を考慮するためのツール）
 - 国連総会のオブザーバー
 - サルガッソ海の調査

2.3. 財務状況

(1) IUCN

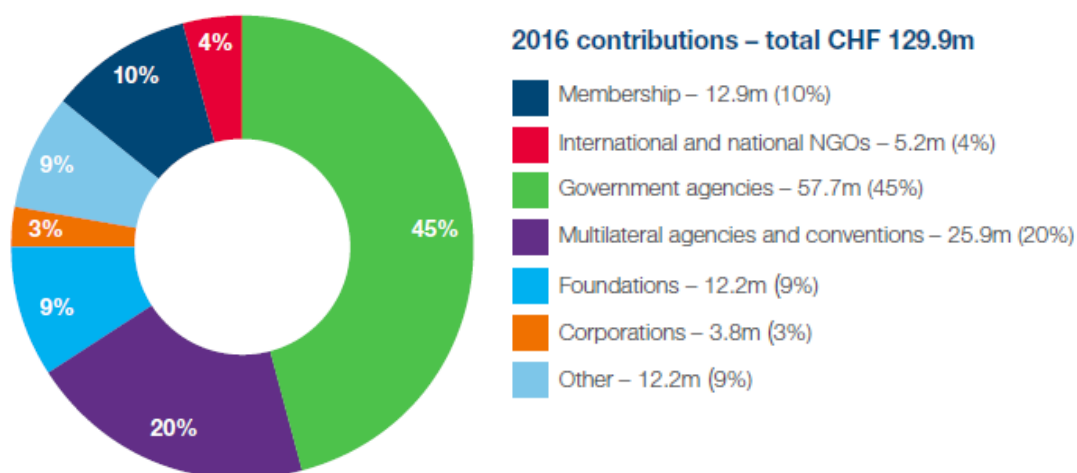
- IUCN 全体の2016年の拠出金（contributions）は1億2,990万スイスフラン⁹であり、このうち45%を政府機関が占める（オーストラリア、オーストリア、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、オランダ、スペイン、アラブ首長国連邦/アブダビ、英国等）。このほか、多国間機関（Multilateral institutions）として、欧州委員会らが挙げられている。ドナーの一覧をウェブサイト¹⁰に掲載。

⁷ <https://portals.iucn.org/library/sites/library/files/documents/2017-001-v.1-En.pdf>

⁸ IUCN 日本語版パンフレット

⁹ 2018年1月現在、1スイスフランは約114円。

¹⁰ <https://www.iucn.org/about/donors-and-partners>



(出典) IUCN 2016 Annual Report

(2) IUCN-US

- IUCN-US における 2015 年の収入は約 130 万ドル。

Annual revenue, expenses, and end-of-year net assets (USD), 2013-2015:

	2013	2014	2015
Grants and contributions	\$732,116	\$1,345,567	\$1,271,334
Interest income	\$551	\$396	\$351
TOTAL REVENUE	\$732,667	\$1,365,379	\$1,271,685
Conservation programs	\$513,099	\$1,166,699	\$1,348,438
General and administrative	\$63,275	\$81,214	\$82,942
TOTAL EXPENSES	\$576,374	\$1,247,913	\$1,431,380
Change in net assets	\$156,293	\$117,466	(\$159,695)
NET ASSETS, END OF YEAR	\$555,128	\$672,594	\$512,899

(出典) IUCN-US 2015 Annual Report

3. The Nature Conservancy (TNC) ¹¹

3.1. 組織概要

- ミッション | 全ての生命が依存する土地と水資源を保全すること
- 設立背景 | 脅威に晒されている自然地域の保全のため直接的アクションを取るとして小規模な科学者集団 (Ecologist Union) が米国のコロンビア地区の非営利組織として 1951 年に設立 (法人化) された。
- 慈善団体の監視機関によって高いレーティングを獲得
 - Better Business Bureau (BBB) Wise Giving Alliance の全基準を満たしている。
 - Harris Interactive®が実施した米国内での Harris Poll ® (アンケート調査) では、12 の主要な NPO のうち、最も信頼できる NPO 第 2 位。
 - American Institute of Philanthropy で B+評価。
 - SP レーティングサービスで AA-
 - Moody's Investors Service で Aa2など Standard and Poor's Rating Services has assigned to the Conservancy a AA- rating
Moody's Investors Service has assigned to the Conservancy a Aa2 rating

3.2. 活動概要

- 活動の優先分野 | 水資源の保全、気候変動へのアクション、海洋の保護、土地の保全、及び都市の変革
- 活動アプローチ | 世界各国において生態系上重要な土地や水資源を自然や人類のために保全するプロジェクトを実施。焦点分野としては、土地、水資源、海洋、都市、気候の 5 分野となる。
- 活動成果 | 1 億エーカーを超える土地の保全、数千マイルの河川の保全、100 を超える海洋保護プロジェクトの実施などが挙げられる。活動国は 72 カ国。

¹¹ <https://www.nature.org/>

3.3. 財務状況

- 国、州、地域機関から、特定のプログラム遂行または土地の購入のため、グラントや契約を獲得している（ほとんどは実費精算契約）。ただし、具体的な内容は不明。
- 2016年の収入は合計 8 億 400 万 USD。このうち政府グラントは 14%を占め、1 億 1,000 万 USD 程度。

	支援と収入 USD (in thousand)	割合
会費・寄付金	602,854	75% 【内訳】 財団 (39%) 個人 (27%) 遺産贈与 (22%) 企業 (10%) その他組織 (2%)
政府グラント	109,744	14%
投資収益	-59,345	-7%
その他の所得	45,601	6%
土地売却・寄付	105,096	13%
合計	803,950	100%

(出典) The Nature Conservancy 2016 ANNUAL REPORT

4. Conservation International (CI) ¹²

4.1. 組織概要

- ミッション | 科学、パートナーシップ及び現場活動に基づき、人類の安心と健康のために、社会が自然、生物多様性に配慮できるようにエンパワーメントを行う。
- 設立背景 | 1987年に設立。
- 日本支部 (コンサベーション・インターナショナル・ジャパン ¹³) が存在。

4.2. 活動概要

- 活動の焦点分野 | 世界における生態系、生物多様性、人類の健康と安全
- アプローチ | 現場でのプロジェクトの実施、保全活動への資金提供、企業への支援 (環境影響最小化に向けた)、コミュニティとの連携 (原住民や地域コミュニティと資金・トレーニングや技術をつなげ、土地所有権の確保を支援する。それにより、自然が保護され彼らの生計を守る)、人々の権利尊重のための能力強化の実施
- 活動成果 | 1000人以上を雇用し、30カ国で2000以上のパートナーと協働している。これまでに、77カ国において1200エーカーの保護地域への支援や活動を支え、6億ヘクタール以上の土地、海洋や沿岸地域を保全。

4.3. 財務状況

- 2016年の収入は合計2億1,000万USD。このうち公的資金は3%を占め、600万USD程度。

	支援と収入 USD (in thousand)	割合
寄付金 (個人)	80,143	38%
寄付金 (財団)	56,608	27%
寄付金 (企業)	3,283	2%
寄付金 (その他)	603	0%
グラント・契約 (企業)	30,043	14%
グラント・契約 (NGO、多国籍)	16,693	8%
グラント・契約 (財団)	15,707	7%
グラント・契約 (公的資金)	6,226	3%
ライセンス契約、製品販売、その他	908	0%
投資収入	1,316	1%
総収入	211,530	100%

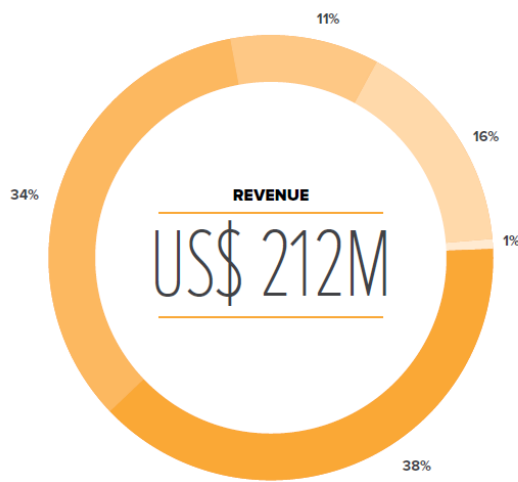
(出典) Conservation International 2016 Annual Report

¹² <https://www.conservation.org/Pages/default.aspx>

¹³ <https://www.conservation.org/global/japan/Pages/partnerlanding.aspx>

	Unrestricted	Temporarily Restricted	Permanently Restricted	2016 Total
REVENUE				
Contributions				
Individuals	\$3,149	\$76,994	—	\$80,143
Foundations	7,659	48,949	—	56,608
Corporations	1,797	1,486	—	3,283
Other	20	583	—	603
Grants + Contracts				
Corporations	13,090	16,953	—	30,043
NGO/multilaterals	673	16,020	—	16,693
Foundations	346	15,361	—	15,707
Public Funding	1,519	4,707	—	6,226
Licensing Agreements, Product Sales + Other Income	908	—	—	908
Investment Income	(284)	1,600	—	1,316
Net Assets Released from Donor Restrictions	122,941	(122,941)	—	—
Total Revenue	151,818	59,712	—	211,530

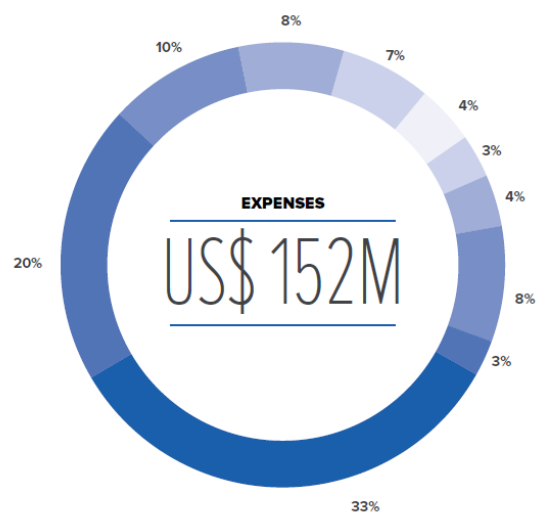
(出典) Conservation International 2016 Annual Report



REVENUE

In fiscal year 2016, Conservation International raised a total of US\$ 212 million in revenue from deeply committed supporters from around the globe.

- 38% Individuals
- 34% Foundations
- 16% Corporations
- 11% Public Funding, NGOs + Multilaterals
- 1% Other Income



EXPENSES

CI closed fiscal year 2016 with expenses totaling US\$ 152 million.

- 33% Country + Regional
- 20% Ecosystem Finance
- 10% Operations
- 8% Moore Center for Science
- 8% CELB
- 7% Fundraising
- 4% Policy
- 4% Communications
- 3% Center for Oceans
- 3% Other Programs

(出典) Conservation International 2016 Annual Report

5. Environmental Defense Fund (EDF) ¹⁴

5.1. 組織概要

- ミッション | 全ての生物の拠り所である自然のシステムを保全すること。
- 設立背景 | 1967年に少数の科学者らにより設立。現在、スタッフ数は世界全体で700名。メンバー数は200万人。

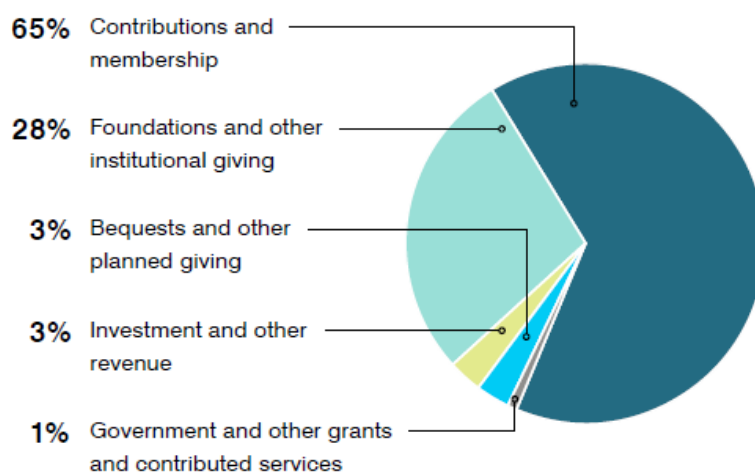
5.2. 活動概要

- 活動の焦点分野 | 気候変動、海洋、エコシステム、健康の4つの分野
- アプローチ | アドボカシー活動、フィールド活動。アドボカシー活動を中心に行うEDF Action という団体も存在。
- 活動成果 ¹⁵ | カリフォルニアの温室効果ガス排出量の上限を定める法律制定への貢献（2006年）、野生動物を保護するインセンティブプログラム（1995）、大気浄化法における提案の採用（1990年）等。

5.3. 財務状況

- 2017年の収入は合計1億6,000万USD。このうち公的資金は1%、200万USD程度。

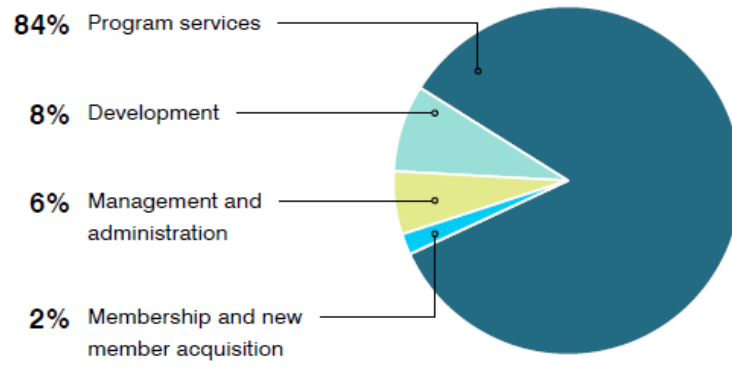
SOURCES OF SUPPORT AND REVENUE



¹⁴ <https://www.edf.org/>

¹⁵ <https://www.edf.org/success-stories/past>

EXPENSES



(出典) EDF 2017 Annual Report

6. GrowNYC

6.1. 組織概要¹⁶

- ミッション | 環境プログラムを通じてニューヨーク市の生活の質を向上させること
- 設立背景 | 1970 年に、ニューヨーク市環境審議会 (CENYC : Council on the Environment of New York City) として創設。当初は政策ベースの組織であったが、現在はサービス組織 (Service Organization) へと変容。組織の現在の正式名称は Council on the Environment, Inc。

6.2. 活動概要

- グリーンマーケット¹⁷
 - 1976 年に開始。小規模な家族経営農場に対して地元産の製品を直接消費者に販売する機会を提供すること、全てのニューヨーク市民が、その地域で提供される、最も新鮮で、栄養価が高い、地元産の食品を入手できるようにするという 2 つを目的とする。Greenmarket Co.、ユースマーケット (Youthmarkets)、フレッシュフードボックス (Fresh Food Box)、ホールセールグリーンマーケット (Wholesale Greenmarket) などがある。
- 廃棄物ゼロプログラム¹⁸
 - NYC 公衆衛生局が資金提供する。住民や管理人向けのワークショップ、教育を中心とした地域イベント、週に一度の生ごみや布地の収集、リユースイベントなどを実施。
- ガーデンプログラム¹⁹
 - 1975 年に開始。ニューヨーク市全体のコミュニティガーデン、都市農場 (urban farms)、スクールガーデン (school gardens)、雨水採取システムを構築と維持を行う。これまでに、100 以上の庭園を建設し、リノベーション、グリーンインフラプロジェクト、技術支援、ボランティアデー (volunteer days) 等を実施。
- 環境教育プログラム
 - リサイクル及び持続可能性プログラム、スクールガーデンのイニシアチブとサポート、栄養教育、グリーンマーケットスクールツアー、学校内カリキュラム (in-school curricula)、環境教育などを通じて、3 万人以上の若者にプログラムを提供。

¹⁶ <https://www.grownyc.org/about>

¹⁷ <https://www.grownyc.org/greenmarket>

¹⁸ <https://www.grownyc.org/recycle>

¹⁹ <https://www.grownyc.org/education>

6.3. 財務状況

- 2017 年の収入は合計 1,600 万 USD。このうち公的資金は 31%を占め、500 万 USD 程度。

	支援と収入 (USD)	割合
公的資金	5,026,486	31%
財団	1,120,995	7%
個人・企業	1,546,820	10%
その他	8,418,233	52%
合計	16,112,534	100%

(出典) Council on the Environment, Inc d/b/a GrowNYC and Affiliate (2018) 「Consolidated Financial Statements with Supplementary Information」

7. Natural Resource Defense Council (NRDC) ²⁰

7.1. 組織概要

- ミッション | 地球上の全ての人々が持つ、空気、水資源や自然環境に対する権利を確保すること。
- 設立背景 | 1970年に、環境運動の先頭に立つ法学生や法律家のグループにより設立された。
- レーティング | Charity Navigator にて 4-star rating を獲得。その他、雑誌等でも高い評価を獲得。
- その他 | 200万人のメンバー及びオンラインの活動家を保有。また、500人の科学者、弁護士や政策提唱者と協働。

7.2. 活動概要

- 活動分野 | 気候変動、コミュニティ、エネルギー、食料、保健、海洋、水資源及び自然環境
- アプローチ | アドボカシー（訴訟も含む）を中心とした活動を行う。

7.3. 財務状況

- 2016年期の収入は合計 1億4,000万USD。このうち政府からのグラントは0.1%であり、20万USD程度。

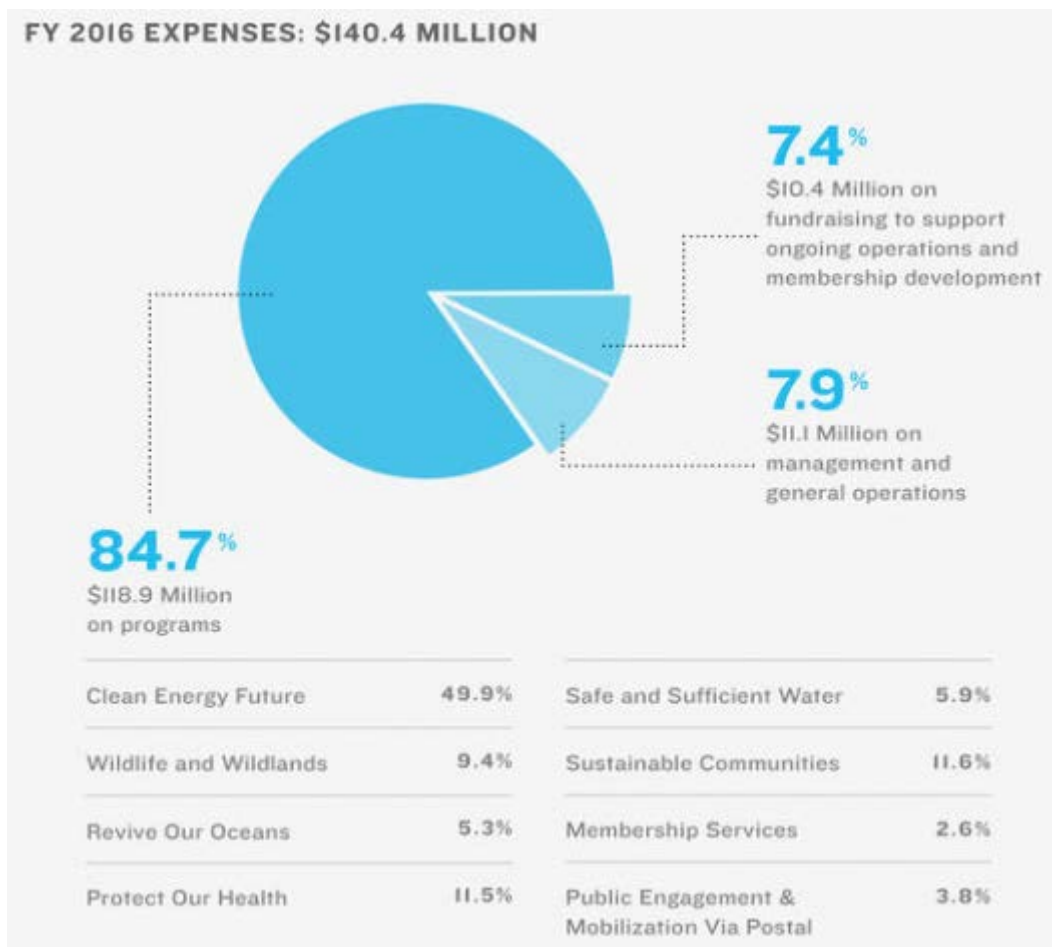
	支援と収入 USD	割合
会費・個人の寄付金	55,095,888	38.4%
財団グラント	1,197,050	0.8%
政府グラント	208,644	0.1%
遺産贈与	7,548,232	5.3%
現物寄付	4,116,643	2.9%
弁護士フィー	981,848	0.7%
投資収益	4,828,729	3.4%
その他	920,226	0.6%
Net asset released from restriction	68,521,728	47.8%
総収入	143,418,988	100%

(出典) Consolidated Financial Statement

²⁰ <https://www.nrdc.org/> ※今回の現地調査では先方の都合により面談が叶わなかった。

	Unrestricted		
	Operating	Designated	Total
REVENUES			
Memberships and individual contributions	\$ 53,793,343	\$ 1,302,545	\$ 55,095,888
Foundation grants	1,197,050	-	1,197,050
Government grants	208,644	-	208,644
Bequests	-	7,548,232	7,548,232
In-kind contributions	4,116,643	-	4,116,643
Awarded attorneys fees	981,848	-	981,848
Investment return appropriated for operations	-	3,973,502	3,973,502
Investment return from operating reserves	855,227	-	855,227
Other revenue	920,226	-	920,226
Net assets released from restrictions	76,965,080	(8,443,352)	68,521,728
Total revenues	139,038,061	4,380,927	143,418,988

(出典) Consolidated Financial Statement



(出典) NRDC ウェブサイト²¹

²¹ <https://www.nrdc.org/finances-and-annual-report>

調査機関概要（欧州）

1. 欧州委員会（EC）	3
1.1. 組織概要	3
1.2. 活動概要	3
1.3. 財政支援制度	3
2. ドイツ連邦環境省	6
2.1. 組織概要	6
2.2. 活動概要	6
2.3. 財政支援制度	6
3. ドイツ連邦環境基金（DBU: The Deutsche Bundesstiftung Umwelt）	7
3.1. 組織概要	7
3.2. 活動概要	7
3.3. 財政支援制度	7
4. NABU	9
4.1. 組織概要	9
4.2. 活動概要	9
4.3. 財政状況	9
5. DNR	10
5.1. 組織概要	10
5.2. 活動概要	10
5.3. 財政状況	10
6. WWF European Policy Office および WWF Germany	12
6.1. 組織概要	12
6.2. 活動概要	12
6.3. 財政状況（European Policy Office）	12
7. Birdlife Europe（または Birdlife Europe and Central Asia）	14
7.1. 組織概要	14
7.2. 活動概要	14
7.3. 財政状況	14
8. Forum on Environment and Development	15
8.1. 組織概要	15
8.2. 活動概要	15

8.3.	財政狀況.....	15
9.	European Environmental Bureau	17
9.1.	組織概要.....	17
9.2.	活動概要.....	17
9.3.	財政狀況.....	17
10.	BUND.....	20
10.1.	組織概要	20
10.2.	活動概要	20
10.3.	財政狀況	20

1. 欧州委員会 (EC) ¹

1.1. 組織概要

- 欧州連合 (EU) の政策執行機関。1951 年の欧州石炭鉄鋼共同体の最高機関が組織としての出発点である。
- EC のミッションは、EU の日常の連合の運営である。

1.2. 活動概要

上記ミッションのため、以下の活動を行っている。

- 政策の執行
- 法案の提出
- 法律の執行
- 基本条約の支持

1.3. 財政支援制度

- The LIFE Regulation²
 - 2013 年 12 月 20 日に「The LIFE Regulation」が施行（環境対策または気候変動対策の NGO に対してグラントを供与するための法的根拠³）
 - 2014～2020 年において、34 億ユーロ（現在価値換算）の支出が決定
 - EU の環境・気候変動政策の発展と実施のために、開かれて幅広い全ステークホルダーとの対話が必要という考えのもと、他のアクターの利益とうまくバランスを取るため、NGO をその対話の相手として計画
 - NGO には、意思決定プロセスにおいて、国の組織と市民との間を調整し、それぞれの視野をつなぐ役割を想定
 - そのため、ワーキンググループや専門家グループへの参加、調査・研究の実施による EU の政策へのフィードバック、意識喚起、環境・気候変動対策の教育等を実施
 - 具体的なプログラムが「DG Environment Action programme」および「DG Climate Action programme」
 - 応募要件：①非営利法人、②政府・公的機関から独立で、政治的・商業的利益を得ない、③環境または気候変動の分野で活動（公共性、持続可能性、EU の環境・気候変動の政策・法規制を発展・実施・強化）、④EU メンバー国において法人登記、⑤EU の 3 か国以上で体制を組み活動
 - 最近の公募は 2017 年 4 月に締め切られた。次回公募は 2019 年の予定

¹ <http://ec.europa.eu/>

² <http://ec.europa.eu/environment/life/funding/ngos/index.htm>

³ Article 21: "Operating grants shall support certain operational and administrative costs of non-profit making entities which pursue an aim of general Union interest, are primarily active in the field of environment or climate action and are involved in the development, implementation and enforcement of Union policy and legislation."

- 毎年 25-30 程度の組織を採択（下表参照）

2016-17 年の助成団体

Name	Acronym	Start date	End date	Total Eligible cost requested (2016 + 2017)	Max. EU Financial Contribution approved for financial years 2016 and 2017
Nature Code - Centre of Development & Environment	Nature Code	1/01/2016	31/12/2017	€1.610.000	€410.000
Umweltorganisation WWF International Danube-Carpathian Programme	WWF-DCPO	1/01/2016	31/12/2017	€1.061.300	€380.800
NGO Shipbreaking Platform	NGO Shipbreaking Platform	1/01/2016	31/12/2017	€610.000	€328.000
WWF European Policy Programme	WWF EPO	1/07/2016	1/07/2018	€6.244.675	€1.243.006
European Federation for Transport and Environment	T&E	1/01/2016	31/12/2017	€4.904.550	€975.000
Health and Environment Alliance	HEAL	15/03/2016	15/03/2018	€1.379.998	€759.398
European Cyclists' Federation	ECF	1/01/2016	31/12/2017	€2.000.000	€750.000
European Environmental Bureau	EEB	1/01/2016	31/12/2017	€5.092.867	€1.400.000
Health Care Without Harm Europe	HCWH Europe	1/01/2016	31/12/2017	€1.362.316	€817.386
Seas at Risk	SAR	1/01/2016	31/12/2017	€1.630.000	€800.000
European Litter Prevention Association asbl	ELPA	1/01/2016	31/12/2016	€280.300	€167.653
Climate Action Network Europe	CAN Europe	1/01/2016	31/12/2017	€1.648.000	€519.524

Federation of Associations for Hunting and Conservation of the EU	FACE	1/01/2016	31/12/2017	€1.454.000	€320.000
Friends of the Earth Europe	FoEE	1/01/2016	31/12/2017	€2.700.000	€1.400.000
International Federation of Organic Agriculture Movements European Regional Group	IFOAM EU Group	1/01/2016	31/12/2017	€2.212.748	€992.748
Pesticide Action Network Europe	PAN Europe	1/01/2016	31/12/2017	€479.000	€231.022
Association Justice & Environment z.s.	J&E	1/01/2016	31/12/2017	€620.084	€372.050
CEE Bankwatch Network	Bankwatch	1/01/2016	31/12/2017	€1.182.990	€700.464
Carbon Disclosure Project gGmbH	CDP Europe	1/04/2016	31/03/2018	€2.700.000	€1.000.000
EUROPARC Federation	EUROPARC Federation	1/01/2016	31/12/2017	€1.244.358	€364.224
Fundacion Oceana	OCEANA	1/01/2016	31/12/2017	€7.625.000	€1.400.000
2 Investing Initiative	2 II	1/01/2016	31/12/2017	€1.114.200	€533.925
CEEweb for Biodiversity	CEEweb	1/01/2016	31/12/2017	€582.500	€348.839
Slow Food	Slow Food	1/01/2016	31/12/2017	€2.500.000	€575.000
Stichting BirdLife Europe	BirdLife Europe	1/01/2016	31/12/2017	€3.505.000	€765.998
Eurosite	Eurosite	1/01/2016	31/12/2017	€278.352	€167.010
Stichting Fern	Fern	1/01/2016	31/12/2017	€2.000.000	€249.998
Stichting Zero Waste Europe	ZWE	1/01/2016	31/12/2017	€1.155.751	€689.794
European Association of Zoos and Aquaria	EAZA	1/01/2016	31/12/2017	€2.346.824	€385.876
Wetlands International - European Association	Wetlands International	1/01/2016	31/12/2017	€1.528.916	€885.408
Coalition Clean Baltic CCB	CCB	1/01/2016	31/12/2017	€1.216.518	€729.345
Third Generation Environmentalism	E3G	1/01/2016	31/12/2017	€984.000	€590.309

(出典) 欧州委員会ウェブページ

2. ドイツ連邦環境省⁴

2.1. 組織概要

- 省の名前の通り幅広い政策を担当する省。30年以上にわたり、環境被害からの国民の保護、原材料の効率的・効率的な使用の促進、気候アクションの前進、生物多様の保全や生息地の保護に資する自然資源の利用の促進を行ってきた。
- 2013年12月に、法令により、都市開発、地方インフラ、公共建物法、建物、建築産業、連邦建物の責務について、交通・建物・都市開発省（BMVBS）からBMUBへ移管された。また、構造エンジニアリング、建築技術や建築材料の質の更なる向上により、住宅基準が遵守される環境整備やきれいな都市の構築もBMUBの責務の1つとなっている。

2.2. 活動概要

- 2.1で記載されている分野における法規制の策定とEU指令を国内法への導入
- 研究・開発への資金支援、革新的な技術のマーケットへの新規導入の支援
- 国内及び国際協力（環境・気候課題に関して、EUや国際的な枠組み（UN, OECDやWTO）においてBMUBがドイツ代表する）
- 広範囲な人々の巻き込みと受容のための広報

2.3. 財政支援制度

- International Climate Initiative (Internationale Klimaschutzinitiative, IKI)⁵
 - パートナー国（途上国、新興国）における UNFCCC 及び CBD の実施に不可欠な対策（気候変動緩和策と生物多様性のプログラム）を支援するもの。
 - 支援対象者は、ドイツ連邦政府の実施機関、ドイツまたは海外をベースとする NGO、民間企業、大学、研究機関、パートナー国における組織、国際・多国籍組織・機関（開発期間や UN 機関）
 - 採択件数や 1 件当たりの支援上限額の記載はないが、適切な資金管理を前提として、プログラムの目標を達成するために必要な全ての費用に対しグラントを提供することができるとしている。ただし、コストベースでグラント額を決めるのではなく、申請者も適切な貢献をすること、パートナー国からの適切なインプット、や追加的な資金の動員を行うという前提でグラントが供与される。

⁴ <https://www.bmub.bund.de/en/>

⁵ https://www.international-climate-initiative.com/fileadmin/Dokumente/2017/2018_2017-07-20_IKI_Funding_Information_Selection_Procedure_2018_1.pdf

3. ドイツ連邦環境基金（DBU: The Deutsche Bundesstiftung Umwelt）⁶

3.1. 組織概要

- 1990年創設。
- ザルツギッターAG社（鉄鋼）が民営化したときの払い下げ価格13億ユーロを環境対策の基金として使うため、当時の財務大臣テオドール・ヴァイゲルが主導、ドイツ議会にて関連法を成立。
- 重要事項を決定するボードメンバーは16名（ドイツ連邦政府により指名）。

3.2. 活動概要

- 中小企業の環境問題解決に向けたインセンティブ付与
- 環境にやさしく健康的な製品・製造方法を促進することにより、環境保護の予防的・総合的な形に焦点を当て、持続可能な製造技術を導入しようとする企業のリスクを軽減
- 現実的・直接的に環境保護を行う手段を助成
- 産学官での環境分野の知識交換をサポート
- 価値ある国家資産の模範的な形による保護・保全
- 生態系や野生生物を保護し、それにより自然・地域固有の多様性と持続可能な種とエコシステムの利用につながるような自然保全事業をバックアップ

3.3. 財政支援制度

- 1991年以降、9,200以上の事業が総額約16億ユーロの財政支援を得た。
- 環境技術、調査、自然保護、環境コミュニケーション、文化資産等の分野が対象（下表）。

分野	内容
I. Environmental Technology	
1. Ecological and health-friendly procedures and products	1. Ecological and health-friendly products 2. Ecological and health-friendly procedures
2. Climate protection and energy	1. Climate protection 2. Energy efficiency and renewable energies
3. Architecture and building and construction	1. Integral planning and land protection 2. Resource-saving building methods and products
II. Environmental research and nature conservation	
4. Applied environmental research	1. Scholarship programme

⁶ <https://www.dbu.de/english>

分野	内容
	2. Sustainable chemistry-procedures and products 3. Biotechnological procedures and products
5. Ecological land use	1. Agricultural procedures and produce 2. Sustainable forest use 3. Re-growing raw materials
6. Nature conservation	1. Nature conservation in cultivated landscapes 2. Regeneration of degraded habitats 3. Nature conservation in populated areas 4. Nature conservation in natural landscapes and protectorates
III. Environmental communication and protection of cultural assets	
7. Communicating of environmental information	1. Methods and instruments 2. Testing and use of new media formats 3. Electronic media 4. Eco-management systems for small and medium-sized enterprises
8. Environmental education	1. Interdisciplinary exchange and communication of knowledge about environment and nature 2. Education for sustainability 3. Professional environmental education and environmental consulting
9. Environment and cultural assets	1. Protection of cultural assets under environmental aspects 2. Protection of historic cultural landscapes and nationally important gardens 3. Co-operation in protection of cultural assets and nature conservation

(出典) DBU ウェブサイト

4. NABU⁷

4.1. 組織概要

- 1899年に野鳥保護を目的とし、シュトゥットガルトで設立。ベルリン本部に加え、国内全16州にオフィスを構える。
- 会員と出資者の合計56万。アクティブ会員3万7,000人、ユース会員7万5,000人。

4.2. 活動概要

- 活動分野：動物、植物、自然、景観、環境、資源
- 活動アプローチ：フィールド自然保護分野等で16のフィールド活動を実施

4.3. 財政状況

- アニュアルレポートに以下の記載あり。インタビュー時に確認。

yield	2016
Membership fees	20,123,162.20
donate	5,357,111.23
finances	108,510.00
inheritances	2,692,207.67
grants	9,193,412.96
Other statutory income	381,195.82
asset management	708,801.63
Business cooperation: sponsorship, licensing	1,562,302.17
Business cooperation: Consulting	2,150,348.49
Other Income	2,336,625.92
Income In 2016	44,613,678.09

Figures In Euro

(出典) NABU Annual Report 2016

⁷ <https://en.nabu.de/>

5. DNR⁸

5.1. 組織概要

- 1950年に設立、87の自然、動物及び環境保護団体、自然スポーツ団体、生産者団体、財団、機関の集合体、会員数は約1千万人
- Forum Umwelt & Entwicklung は DNR の傘下の組織

5.2. 活動概要

- 活動アプローチ：政治的なロビー活動、広報活動及びキャンペーン
- 活動分野：生物多様性、景観、資源と気候保護、持続可能な開発、農業等
- 原子力や農業遺伝子工学などのリスク技術は反対の立場

5.3. 財政状況

- アニュアルレポートの以下の記載あり。インタビュー時に確認。

⁸ <https://www.dnr.de>

institutional household	Revenue in €	institutional household	Spending €
Publications	18013.69	volunteering	3,067.92
miscellaneous income	23800.39	staff	366,628.68
Purpose-free donations	176.13	Administrative and business needs	163,230.90
Specific donations	3,955.00	Rents and leases	74739.55
Carry from revenue designated donations	-179,539.49	Traveling expenses	23640.58
Promoting BMUB	375,900.00	Events	13269.57
Refunds of administrative expenditure	48552.93	Posts clubs, societies	800.00
Membership fees	163,100.00	Posts International Organizations	1,952.79
finances	0.00		
total	633,505.13	total	647,329.99
projects	Revenue in €	projects	Spending €
Grant from the Federal	636,153.12	the Federal Projects	763,293.50
grant third parties	64720.00	third party projects	42070.60
total	700,873.12	total	805,364.10

(出典) DNR Annual Report 2016

6. WWF European Policy Office および WWF Germany⁹¹⁰

6.1. 組織概要

- ミッション | 生物多様性の保護、再生可能である自然資源の持続的な利用の確保、及び汚染物質と無駄な消費の削減の推進により、地球の自然環境の劣化を止め、自然と調和の取れた生活がすごせる未来を構築すること。
- 設立背景 | EU はメンバー国における環境法の約 80%、及び農業・水産業・地域支援・気候とエネルギー、貿易と開発協力などの政策に対して責任を負っている。また、EU は、SDGs、CBD、UNFCCC やパリ協定など国際環境と開発協定においても主要なプレーヤーとなっている。よって、WWF European Policy Office は、人々及び地球のより持続可能な将来のために、EU レベルにおいて、アドボカシーを行っている。

6.2. 活動概要

- 活動分野：分野としては、農業と食糧、生物多様性、気候とエネルギー、森林、海洋、持続可能な開発、持続可能な経済、水資源、野生生物の密漁や不法取引
- アプローチ：アドボカシー（欧州及び世界の環境に影響を与える EU の政策形成を支援）

6.3. 財政状況（European Policy Office）

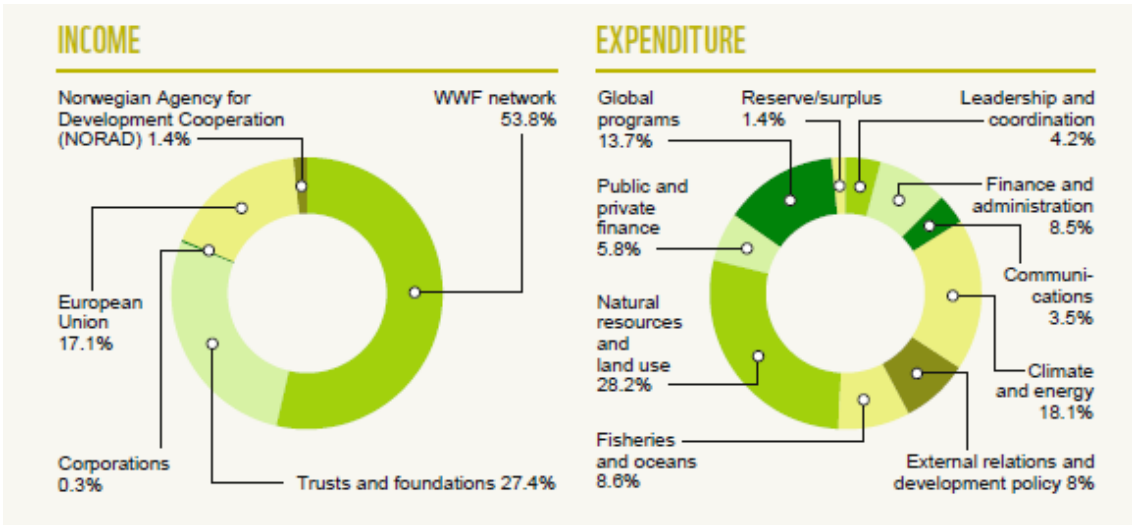
- 2016 年期の収入は合計約 460 万 EURO。このうち EU からのグラントは、17.1% を占め、約 79 万 EURO。

	収入（EURO）	
WWF ネットワーク	2,474,563	(53.8%)
信託と財団	1,259,483	(27.4%)
企業	15,000	(0.3%)
EU	787,200	(17.1%)
ノルウェー開発協力局	65,100	(1.4%)

（出典） WWF Annual Review EU 2016

⁹ <http://www.wwf.eu/>

¹⁰ <http://www.wwf.de/>



(出典) WWF Annual Review EU 2016

7. Birdlife Europe（または Birdlife Europe and Central Asia）¹¹

7.1. 組織概要

- 1922年に The International Council for Bird Preservation (ICBP)として設立。
- BirdLife Europe and Central Asia は、Birdlife International を構成する 6つの地域事務局の内のひとつで、スタッフ数は 4,100 名。200 万人のメンバーと数万人のボランティアを抱える。
- Birdlife International のミッションは、野鳥、生息域、世界の生物多様性の保全。

7.2. 活動概要

- 活動分野 | 絶滅の防止、持続可能な農業、鳥類生息地域の保護、移動性鳥類の保護、海洋生態系の保護、気候変動、外来種への取り組み等

7.3. 財政状況¹²

- 2016年アニュアルレポートによると、収入は 280 万ユーロ、このうち欧州委員会によるものが 62 万ユーロと約 23%を占める。

収入 (ユーロ)		支出 (ユーロ)	
パートナー	803,855	スタッフ費用	1,290,40
助成金と寄付	1,000,354	出張会議イベント	61,727
欧州委員会	621,233	レンタル機器及び施設	98,646
企業からの助成金	331,664	支援助成金	655,537
その他の収入	1,804	専門サービス	342,316
		その他の費用	215,964
		オーバーヘッド	94,317
総収入	2,758,910	総支出	2,758,910

(出典) Birdlife Europe and Central Asia Highlights 2016

¹¹ <http://www.birdlife.org>

¹² http://www.birdlife.org/sites/default/files/attachments/annual_report_2015_0.pdf

8. Forum on Environment and Development¹³

8.1. 組織概要

- ミッション | 持続可能な開発にコミットする環境と開発のための NGO の間の協力を調整すること。
- 設立背景 | 1992 年 12 月に設立

8.2. 活動概要

- 活動内容 |
 - 環境と開発分野における政策に係る活動の協力と調整、共通戦略や収益の開発
 - 持続可能な開発に係る国際政策プロセスのモニタリング等を行うことでメンバー組織の事業支援と共に情報提供の実施
 - 共通課題、運動やその他の活動におけるメンバー組織の調整、必要に応じた利益相違に係る議論の調整の実施
 - 独立した活動の実施（メンバー組織が活動的でない、またはメンバー組織特定のタスクをフォーラムに委任した場合）
- アプローチ |
 - ドイツの NGO の調整
 - ※ 国内、欧州や国際レベルの全てのレベルにおいて Rio フォローアッププロセスやその他の関連する持続可能な開発政策プロセスの活動やトピックスに取り組む。EU レベルでは DNR-EU の調整に係る活動及びその他の EU のアクティブなネットワークの補佐を行っている。

8.3. 財政状況

- DNR のアニュアルレポートに記載あり。インタビュー時に確認。

¹³ <http://www.forumue.de/en/>

Forum on Environment and Development	Revenue in €
Publications	322.97
Contributions by the BMUB	143,100.00
Membership fees	59194.18
Grant from the federal government for projects	157,368.38
grant third parties	744,966.86
total	1,104,952.39
Forum on Environment and Development	Spending €
staff	138,357.44
Administrative and business needs	38894.77
Rents and leases	11089.87
Travelling expenses	5,740.02
Events	8,542.63
the Federal Projects	149,251.95
third party projects	638,738.66
total	990,615.34

(出典) DNR Annual Report 2016

9. European Environmental Bureau¹⁴

9.1. 組織概要

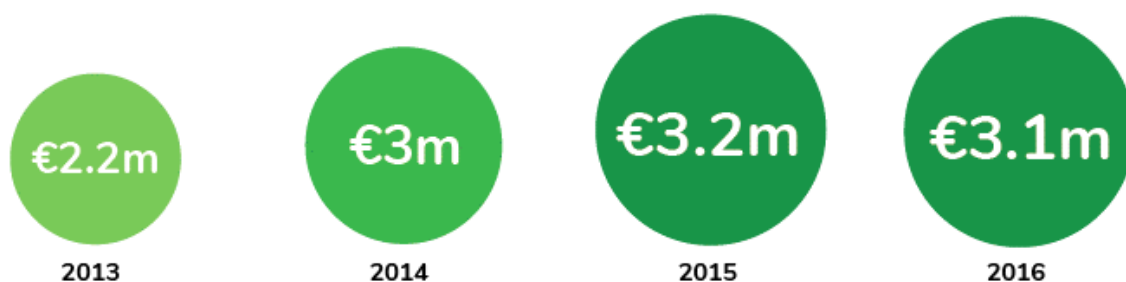
- ミッション | 持続可能な開発、環境正義、グローバルな公平性、透明性、参加型の民主主義、共通だが差異のある責任、予防原則、汚染者負担の原則を推進する。
- 1974年に設立。環境に関する市民団体のネットワークとして欧州最大。30カ国140の団体（1,500万人に相当）が参画。

9.2. 活動概要

- 活動分野 | 気候変動とエネルギー、循環型経済、自然と農業、健康と産業、グローバル政治と持続可能性
- アプローチ | アドボカシー（欧州が抱える環境問題に関して、課題設定、モニタリング、アドバイス等を行う）

9.3. 財政状況

- 2016年の収入は 312万ユーロであり、このうち欧州連合からのものが約 29%、各国政府からが 10%などとなっている。なお、LIFE 補助金の上限が90万ユーロから70万ユーロに引き下げられたことなどから、2016年は2015年に比べて収入が10万ユーロ程度減少した。
- 「LIFE operating grants 2015」¹⁵によれば、2015年のLIFEプログラムからの出資は90万ユーロ。7th EAP（Environmental Action Program）の効率的な実施に貢献。



（出典）EEB Annual Report 2016

¹⁴ <http://eeb.org>

¹⁵ http://ec.europa.eu/environment/life/publications/lifepublications/ngos/documents/ngo_compi15.pdf

Income

€3,123,000



Expenditure

€3,243,000



Total reserves end 2016 = € 466,205

(出典) EEB Annual Report 2016

- ドナーとして以下が挙げられている。

欧州連合 (European Union)
<ul style="list-style-type: none"> - DG Environment LIFE Programme - DG Climate Action - DG International Cooperation and Development through Christliche Initiative Romero - DG Research & Innovation through Universitat Autònoma de Barcelona - DG Enlargement through Punto Sud - Intelligent Energy – Europe (IEE) through Energy Saving Trust - Horizon 2020 programme through The Austrian Energy Agency - Horizon 2020 programme through The Instituto Tecnológico Del Embalaje, Transporte Y Logística
国際機関
<ul style="list-style-type: none"> - FAO - Food and Agriculture Organization of the United Nation - OECD - The Organisation for economic Co-operation and Development - UNECE - The United Nations Economic Commission for Europe - UNEP - The United Nations Environment Programme
各国政府
<ul style="list-style-type: none"> - The Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management

- The Belgian Ministry for Public Health and Environment
- The Danish Ministry of the Environment
- The Dutch Ministry of Infrastructure and the Environment
- The Finnish Ministry of the Environment
- The French Ministry of Ecology and Sustainable Development
- The German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety
- The Government of the Federal Republic of Germany
- The Irish Department of the Environment, Community and Local Government
- The Italian Ministry for the Environment Land and Sea
- The Luxembourg Ministry of the Environment
- The Norwegian Ministry of Climate and Environment
- The Swedish International Development Cooperation Agency through SSNC - The Swedish Society for Nature Conservation
- The Swedish Ministry of the Environment and Energy through Swedish Environmental Protection Agency

財団・その他の機関

- BIO Intelligence Service
- CEEweb for Biodiversity
- The Climate Works Foundation through Deutsche Umwelthilfe
- Consumers for Dental Choice
- The David and Lucile Packard Foundation through Birdlife
- ECF - European Climate Foundation
- The Jennifer Altman Foundation through the European Environment and Health Initiative
- MAVA Foundation
- Mercury Policy Project / Tides Center
- Quantis
- Regional Environmental Center (Turkey)
- The Royal Society for the Protection of Birds
- The Sigrid Rausing Trust

(出典) EEB ウェブサイト¹⁶

¹⁶ <http://eeb.org/homepage/donors/>

10. BUND¹⁷

10.1. 組織概要

- ミッション |
 - 生態系に係る知識が国や地方の開発の評価の基礎としての活用の促進
 - 環境保護・保全、特に環境災害に係る関連する情報の提供
 - 生活や自然環境の効果的な保護の実施
 - 市場により提供される製品・サービスに係る健康や環境関連の効果についての情報提供と消費者教育
- 1975年に設立。既に存在していたセクションと呼ばれる16の地域組織からなる連合組織。最も古いセクションはBavaria (1913)とBremen (1914)。一方で、東部のセクションはベルリンの壁の崩壊後に設立された。
- 年1回11月に開催される代表者会合は最も重要な組織制度の一つであり、予算や戦略等を策定している。本会合には、各地域セクション等が参加する。
- メンバーや資金支援者の総計は58万5千。ベルリン本部におけるスタッフ数は120人（正社員及びパートを含む）。各セクションのスタッフ数はそれぞれ異なる。
- 3万人以上のボランティアを有しており、組織の社会的役割を果たすための重要な要素の一つとしている。

10.2. 活動概要

- 活動分野 | 多くの活動は環境や自然関連のもの。例えば、廃棄物と資源、原子力エネルギーと放射線保護、土壌の保全、再エネ・省エネ、気候保全、健康、農業、海洋、自然保全、環境教育、環境倫理、運輸交通、森林、水資源 等
- アプローチ |
 - フィールド活動 | BUND 本部（連邦オフィス）またはセクションにてプロジェクトの計画・調整が行われる。プロジェクトの実施は通常、大部分の業務はボランティアによって実施される。
 - アドボカシー | 政治家、政党、政府や省庁に対して、自身の見解や主張を用いて働きかけを行う。政治的独立は維持。
- 活動場所 | 主に国内で、地方から中央レベルまで全てのレベルで活動を実施。

10.3. 財政状況

- 2016年度における総収入は2,710万ユーロ。公的資金支援は、210万ユーロと約8%を占める。

¹⁷ メールでのヒアリングによるもの

- ファンドレイジングは民間の資金支援者に焦点を当てて実施しており、1,920万ユーロの資金を集めている。また、その割合は71%を占めて、メインの資金源となっており、(公的資金に依存しない) 組織の独立を可能としている。
- 上記のような、公的資金と民間からのファンドレイジングの金額の割合はここ数十年において変化はない。

収入 (ユーロ)		支出 (ユーロ)	
メンバーシップフィーと寄付	1,920 万	地域セクション、地域のボランティアグループへの配分	930 万
相続	170 万	フィールドワークやロビー活動等の実施	860 万
公的資金支援 (プロジェクト支援) (州グラント：社会奉仕活動の調整機能に対するもの)	210 万 (150 万) (60 万)	新規メンバー獲得等	320 万
自組織の積立金	100 万	運営費用	170 万
国内組織のサービスに対する各セクションが支払った費用の償還	260 万	公的資金支援によるプロジェクトの実施	160 万
その他	50 万	積立金	90 万
		上記の異なる団体や組織への資金供与	60 万
		メンバーや寄付者へのサービス	60 万
		社会奉仕活動の参加者に対する支援・教育・調整	60 万
総収入	2,710 万	総支出	2,710 万

(出典) メールでのヒアリング

別添 4 : 検討委員会議事録

平成 29 年度「欧米の環境 NGO・NPO に対する政府からの財政支援に関する調査」第 1 回検討委員会 議事概要

日時 : 2017 年 12 月 6 日 (水) 16:00~18:20

場所 : みずほ情報総研 会議室

事務局 : みずほ情報総研株式会社

1. 調査の全体方針について

(1) 調査先

- (渡辺委員) 調査先をドイツと米国に絞っているが、WWF は世界 100 カ国以上に事務所を持っており、各国での公的支援受領額のデータは共有することができる。
 - (ERCA) 調査先については、昨年度調査を踏まえて決定。特に大きな理由はない。WWF の世界的なネットワークから得られるデータを頂戴できればと有益と考える。

(2) 調査の対象

- (渡辺委員) ERCA は今後アドボカシーに特化した NGO・NPO を支援しようとする大きな方針があるのか。
 - (ERCA) 今のところそういった方針はない。欧米に比較すると日本はフィールド事業への支援が多い状況にある一方で、欧米はアドボカシーへの支援も多いことから、政府関係機関からそのための資金が流れる基本的構図を確認することで今後の参考にしたいと考えている。
- (渡辺委員) 国によって、政府資金支援が多い国や財団が強い国などある。調査方針の 1 ページ図にあるように、資金の流れの全体像を把握しようとしているのか、それとも政府機関と NGO 間の資金の流れに焦点を当てているのか。
⇒ (ERCA) 国によって、政府資金支援が多い国少ない国などあるかと思うが、主眼は国と NGO の資金の流れとなっている。
- (渡辺委員) 各 NGO・NPO によって、個人、政府関係機関や財団など財源 (の割合) が異なっている。こういった財源について、どのようなモデルを作ろうとしているのか。もし、モデルがあれば、それにそってアイデアを提示できると思料。

(3) 調査の背景

- (永見室長) 本調査の背景として、財務省から「NGO を一定期間支援すれば自立できる想定であるが、なぜ 10 年、20 年支援しているのか。なぜ自立できていないのか」と問題提起があったことがある。ここでの“自立”の定義について、NGO にとっての“自立”は企業などの自立と異なるのではないかと想定している。他の国では政府が

ら何も支援を得ず業務を行っているのか疑問に思っている。よって、本調査を通し、財務省に対して「世界の NGO では政府などから大体これくらいの資金が入って運営されている。NGO の自立と企業などの自立は異なっており、NGO に関しては ERCA のような政府関係機関がある程度の資金支援を行うという前提となっている。」といえることができればよいと考えている。

- (渡辺委員) 欧米の政府関係機関などからの支援資金規模は日本よりはるかに大きい (ゼロ 1 や 2 つ程度大きい)。例えば、WWF では世界 50 カ国において資金調達を行っており、日本でのその調達額は 24 位となっている。よって、欧米における資金支援額の規模との比較において、ERCA の存在意義を示すことができるのではないか。欧米でもどこからも資金支援を受けていない NGO は少ないと思われる。
- (ERCA) 欧米での政府関係機関による資金支援に関して、助成金はあると考えるが、委託金の規模感やどのような形で資金供与しているのかも調査で確認したいと考えている。委託金の規模感でも NGO の自立の度合いが確認できるかもしれない。
- (渡辺委員) 委託金のように政府の関与の度合いも理解できれば、NGO の自立が明確にわかるかもしれない。なお、今年度 WWF Japan は環境省から 2,000 万円の委託業務を受託している。

2. 調査対象機関について

(1) 欧州 | 新規追加検討

- European Habitat Forum (道家委員)
 - IUCN 欧州オフィスに相談したところ、European Habitat Forum という様々な NGO が集まるネットワーク団体がある。本フォーラムは EU に対して環境政策や環境ファイナンスのあり方等に係る提言を行っている組織。本フォーラムへは、NGO として EU の資金メカニズムに係る考えを聞くことができるのではないかと史料。
 - 本フォーラムでは、特定イシューごとにワーキンググループ (WG) を形成し、EU に対して政策提言を行うとともに、NGO 間の連携を促進している。その WG の一つに EU の「Natura 2000」政策に関するファイナンスの WG がある。ブリュッセルで直接の WG の担当者とは面談できるか不明であるが、IUCN が本フォーラムの総事務局をしていることから、運営状況などは IUCN へ聞くことができると史料。
- WWF@ベルリン (渡辺委員)
 - WWF はドイツのベルリンに事務所があるため、ヒアリング先に追加してもよいのでは。
- GIZ (道家委員)
 - GIZ は調査先に含めるべきか。途上国において活動を行う NGO に対して資金支援を行っている。(本調査対象としないことになったが) 別件のモントリオール出張に

において、GIZの方がいた場合ヒアリングを行い、その結果をレポートすることもできるかもしれない。

(2) 欧州 | 資料3に掲載の調査候補先

- ドイツの訪問先全般について（永見室長）
 - ドイツのシュトゥットガルトは調査行程上訪問することは困難であるとする。ブランデンブルグ州環境省に関しては、ベルリンからすぐに訪問できるが、余裕があれば訪問するという感じになるかと思料。また、アドボカシー系の団体としては、BUND、NABU 及び WWF といったところか。グリーンピースは日本における受容が偏っており、報告書に書いても説得力はないかもしれない。
 - ⇒ (ERCA) ブランデンブルグ州環境省に関しては、元東ドイツであり NGO が強くなかったこともあり NGO の成長過程がわかるのではないかという大久保先生のご提案を踏まえたもの。大久保先生に再度確認したい。
- ノルトライン=ヴェストファーレン州政府（大久保先生）
 - ドイツ連邦環境基金と場所が近いため立ち寄ることができるかもしれない。10年ほど前には、意見を出した NGO に対して資金供与を行うというユニークな取組などを実施していた。
- ブランデンブルク州環境省（大久保先生）
 - 旧東ドイツであり、NGO が強くなかったため、政府から過去に集中的な支援を受けた経緯がある。よって、その成長過程が参考になるのではないか。場所はポツダムにあるためベルリンとセットで訪問することができるかもしれない。
- DNR（大久保先生）
 - ドイツの環境保護 NGO であり、NGO の連合体である。国レベルで各 NGO の意見を取り纏めている。
 - ドイツ政府（ドイツ環境省）は通常プロジェクトベースで NGO を支援しているが、環境利益を代表するものは NGO という考えから、DNR に対しては、NGO の意見取り纏めを政府へインプットを行うという公的機能を踏まえ、運営資金も含めて助成金を出している。
 - なお、DNR には BUND や NABU も加盟している。
- Landesnaturschutzverband Baden-Württemberg（大久保先生）
 - Baden-Württemberg 州で設置されている、同州の NGO の連合体であり、DNR のアンブレラ組織である。
 - ドイツでは、小規模の NGO が州レベルで連合体を組織し、さらにそれが国レベルでまとめられている。
- ドイツ連邦環境基金（大久保先生）
 - 企業向けの支援が多い（企業の自主的な取組への支援や企業の表彰など）。

- 本基金は、国の資金供与だけでなく、民間から資金も調達している（地球環境基金も同様）。2,656 の団体から資金を得ている。よって、その財源と調達方法などの確認も必要。
- NABU と BUND（大久保先生）
 - 主に寄付金と会費により資金調達を行っている。政府関係機関からプロジェクトベースの支援を受けているが、その割合は低いと考える。日本と異なる点は、NGO へのオフィスの提供を行っているところ。
- European Environmental Bureau（EEB）（大久保先生）
 - 各国の NGO メンバーの集合体からなるが、加盟していない大規模な NGO もある。1,500 万人の会員が NGO メンバーを補足している。

(3) 米国 | 資料 3 に掲載の調査候補先

- CI（道家委員）
 - CI は助成金の運営事業（Critical Ecosystem Partnership Fund）も行っている。助成金の効果のある場所やプロジェクトスコープなどを調べた上で、支援ポートフォリオを作成し支援金の配分先を決めている（ホットスポットでの予算規模を踏まえて応募の広告をしている）。よって、NGO の立場だけでなく助成金の運営団体という観点からもヒアリングができるのではないかと考える。
- GrowNYC（大久保委員）
 - ニューヨーク市の活動に特化したローカルな NGO。当初はニューヨーク市によって設立された半官半民のような団体であった。フリーマーケットの開催やガーデン造りなど小規模な活動を実施。当時ヒアリングした際、日本企業が上位ドナーであった。
- Sierra Club（渡辺委員）
 - 調査先として適切と考える。

3. 調査項目について

- （道家委員）財政支援制度に係る質問に関して、支援の時期も含めたほうがよい。期間限定の募集であるのか、通期で募集を受け付けておりフレキシビリティがあるのか等。また、だれが応募できるのかという点も含めるとよい。例えば、欧州の LIFE Plus の対象は NGO に限らず自治体等も含めかなり広範にわたっている。
- （渡辺委員）助成金、個人や企業など NGO の各財源の過去の推移についてはヒアリングを行うと思うが、各 NGO が今後どの財源に注力するのか調査項目に含めてもよいのではないかと考える。各 NGO（CI、グリーンピースや WWF など）は今後の収入源やその規模・割合など戦略的に考えている。例えば WWF ではアジアにおける資金調達方針を検討し、その中での各国の役割を議論する（例えば、中国では、人口増加が進ん

でいるため個人からの資金調達を増やすなど)。ファンドレイジングの調査項目について、米国やドイツにおいて、各 NGO のネットワークとしてどのように資金調達を行っているのかという視点もあるかと史料。本観点から、国際 NGO と国内 NGO と分けて話を聞いたほうがよいかもかもしれない。

- (道家委員) IUCN に関して、IUCN 本体ではバジェットプランを作成しているが詳細は確認が必要。各リージョナルオフィスでは年報とバジェットレポートを作成していると思料。IUCN 本体では、詳細の歳入構造についてはウェブ上で公開している。
- (渡辺委員) 制度の趣旨について、NGO の自立性の担保 (自立支援やキャパビルがどのように設計されて運用されているのか) や継続的支援の意義についても聞けるとよい。
- (ERCA) ERCA では、助成制度の枠組みとして、基本 3 年、大規模な支援で 5 年の期間継続的に助成金の供与を行っている。
- (永見室長) 異なる事業で同じ NGO に継続的に資金供与を行うこともあり、25 年間で 20 回の資金支援を受けている NGO は十数団体ある。
- (ERCA) 継続的に支援を受けている十数団体があることから、このような継続的な支援がよいのか、最近財務省から問われている。よって、6 年間継続的に資金支援を受けた NGO の場合、2 年間は資金支援制度を受けられないようにするなど制度的な対応を行っている。一方で、このような一律な対応がよいものなのか、何かヴァージョンを持って行うべきではないのか、と考えている。
- (渡辺委員) NGO がキャパビルのために資金支援を受けていて、中断されてしまうと、人材が流出し、事業の継続性も確保できないことから、問題となるのではないか。
- (大久保先生) ドイツでは NGO の能力強化支援は行っていない。EEB については前述の通り、NGO の意見取り纏めという公益性を持つ役割を鑑みて、運営資金の何割かを EU が継続的に支援している (ドイツの場合も同様)。アドボカシーだけでなくフィールド (地域活動) を行っている BUND や NABU に関して、ドイツ政府がプロジェクトベースで支援 (助成か委託かは要確認) を行っているものの、政府からの支援がなくても財政的に問題ない状況。よって、本調査の目的の観点とずれるかもしれない。
- (永見室長) 日本では NGO を一くくりにして支援枠組みを作っているが、EU やドイツのように、NGO の意見取り纏めの役割を担う団体には、継続的な資金支援が必要ということもいえると思うため、EEB などについては、ヒアリング先となっても調査目的とずれていないと考える。また、委託というと行政と直接契約し、助成というと ERCA のような基金から支払うというイメージである。
- (道家委員) そもそも政府が NGO という存在をどのように認識しているかについ

ても調査したほうが良い。

- (大久保先生) 助成に関し、州政府では供与を行っているのではないか。

4. 最終報告書目次案について

- (大久保委員) 資金支援制度の位置付け・趣旨は独立して項目立てしたほうが良い。

5. 現地調査スケジュールについて

- 1/21 (日) ~27 (土) | 米国現地調査を実施。専門家として道家委員または渡辺委員にご同行いただく。大久保先生も自費で一部ご参加頂く可能性あり。
- 1/31 (水) もしくは 2/1 (木) ~7 (水) | 欧州現地調査を実施。専門家として、大久保先生にご同行いただく。 ※大久保先生は 2/8 (木) 朝までに大阪着必須。エコフォーラムなど大久保先生の個人的なネットワークがある組織は土日に面談できる可能性もあり。

6. その他

- (永見室長) ドイツの訪問都市、ブリュッセルやワシントン D.C.の大使館には環境省からの出向者がいるため、いざとなったら支援してくれる可能性もある。

以 上

平成 29 年度「欧米の環境 NGO・NPO に対する政府からの財政支援に関する調査」第 2 回検討委員会 議事概要

日時 : 2018 年 2 月 21 日 (水) 09:30~12:00

場所 : みずほ情報総研 会議室

事務局 : みずほ情報総研株式会社

1. 開会

開会にあたり、事務局より委員紹介及び資料確認があった。

2. 環境再生保全機構による挨拶

環境再生保全機構 福井光彦理事長より挨拶があった。

3. 米国調査の報告

(1) 事務局からの報告

事務局より、米国調査についての報告があった。

(2) 道家委員からの報告

道家委員より、提出資料沿って米国調査に関する報告があった。

- (ポイント 1) 米国で面談した NGO はコンサルタント会社のようなイメージであり、自分たちのミッションにあう数十万ドル規模のグラントを得ている。政府グラントの事業であっても自分事化して業務を実施している。
- (ポイント 2) 政府グラントの契約方法は様々。中でも、複数年度契約を締結できるものもあることから、人材確保・育成ができるとのコメントがあり、NGO の組織発展のポイントになっているという印象を受けた。
- (ポイント 4) CI や IUCN は GEF や GCF の実施 (認証) 機関となり、気候変動関連の活動資金を獲得し、多国籍機関からの資金調達戦略を有している。
- (ポイント 5) 政府による NGO の認識としては、政策の実施機関とイノベーション (の担い手) である。また、GrowNYC では様々な省庁・部局から資金を得ており、省庁・部局横断的な活動の実施者になっている。さらに、政府は NGO に対して他財源からも資金を獲得するように促しており、政府が資金を NGO へ供与することで、NGO が他財団等から更なる資金調達を行い、活動規模や公益性を高めている。
- (ポイント 6) 米国政府においては、NGO は国が支援・応援する対象ではなく、国を補完・代替するもの。
- (ポイント 8) NGO の同様な活動を継続的に支援することには否定的。政府グラント

の投資効率や運用効果を見て判断し、内容を改善していくという考えを政府・NGO ともに持っている。

- 地球環境基金の方向性として、①団体成長のために使えるようにする、②組織成長のためのサポートを提供する、③会費収入や収益を高める事業を優先的に支援する、④多様なセクターからの支援を呼び込むことを支援する、などが考えられる。
- 地球環境基金の広範性は稀有な特徴である。米国調査の示唆としては、日本における理想とする NGO は何かを検討する必要がある。

(3) 質疑応答

NGO の役割

- (ERCA) 米国の NGO は政策の実施機関という認識を持っていることに関し、詳細に伺いたい。
⇒ (道家委員) 米国政府にとっての NGO の役割について EDF にかがった際、**Policy Implementation** という言葉が初めに出てきた。背景としては、米国 NGO のメンバーシップには当該 NGO と一緒に活動を行うメンバーも含まれていることから、コンサルタントに投資するより NGO に投資したほうが、効率的に人々を動員できるという認識・自信を (NGO 自身が) 持っていることがあるのではないか。
- (大久保委員) 前の質問に関連して、NGO のレベル (国際、全国、地域等) によって、政府グラントの位置付けは異なるのではないか。おそらく EPA の小規模グラントが対象とする小規模な NGO に関しては、(政策の実施機関というより) 自立を促すグラントというものになるのではないか。
⇒ (道家委員) 今回の米国調査での訪問先の多くは、EPA の小規模グラントを得ているところではない。

NGO の成長過程・能力強化

- (ERCA) NGO の成長に着目したいと思っている。今回の訪問先は大規模な NGO であるが、成長の段階はあり、EPA 以外の政府機関からも (組織の成長に資する) グラントを得ていたと史料。
⇒ (事務局) **GrowNYC** へのインタビューでは、市や政府から新規プロジェクトを受注できたことにより、活動の幅が広がり組織の成長につながったというコメントがあった。
⇒ (大久保委員) なお、**GrowNYC** はもともとニューヨーク市の外郭団体である (ため少し特殊であると考え)。
- (渡辺委員) 政府グラントは用途が制限され、供与期間は 1~2 年であり、事業の実施を通して組織のキャパビルを行っているということであるが、供与期間 1~2 年程度で組織のキャパビルができるのか。

⇒ (道家委員) NGO は財団等の 2~3 年に渡る財源もある (ためそれによりキャパビルも行っている)。

⇒ (事務局) EPA の Grant では、Grant 受領前にセミナーを開催し、過去の Grant 受領者も招待し、彼らのフォローアップも行っている。また、EPA には小規模 Grant に加えてさらに大きい Grant もあり、小規模 Grant を得て活動成果がよければより大きい Grant の獲得に進むという流れになっている。

米国 Grant プログラム全般

- (ERCA) Grant と Contract の違いについて聞きたい。

⇒ (事務局) Grant は請負契約で、NGO が特定の目的に沿って、活動内容・手法を提案できるもの。一方で、Contract は、既に活動内容は決まっており、NGO が提案できる範囲がより狭くなっているもの。

⇒ (道家委員) Grant は請負契約。Contract は政府の業務を NGO へ委託しているものであり、委託業務に近いもの。
- (大久保委員) 資料 1-1 の P9 に契約形態 (Grant、Contract 等) が書かれているが、Grant は NGO 側から活動内容を提案できるという特性から、NGO に求める役割 (イノベーションの担い手) と親和性があると思料。また、同資料 P4 に EPA の Grant プログラムの (ア) ~ (ウ) があるが、テーマがどれだけ絞られているかということもポイント。日本の Grant と比較してももう少しテーマが広いように思われる。ただし、本 Grant は地球環境基金の Grant に近いイメージ。
- (大久保委員) 米国政府の Grant は NGO を支援するというよりは、地域を助けるという公益性に対し資金を拠出しているというイメージである。一団体あたり何回まで受領可能なルールはあるか。

⇒ (道家委員) 特にはなかったと思料。ただし、EPA は同様な活動への継続的な支援に対しては否定的。一方で、自然保護などは継続的な活動を行わないと意味がない。
- (道家委員) 米国の政府資金のメリットに関し、USAID は NGO の海外展開に係るシードマネーを提供している。
- (大久保委員) TNC も USAID の資金を得ているのか。

⇒ (事務局) インタビュー後に得た情報では、USAID からも資金を得ているということであった。

NGO の資金調達

- (大久保委員) 米国では民間財団の存在が大きいですが、背景には寄付税制がある。

(EDF のコメントで) 税制の変更がなされる旨言われているが、詳細を伺いたい。

⇒ (事務局) 今後詳細を確認する。
- (ERCA) 調査対象 NGO は国務省などからも Grant を得ているが、それらの機関

が NGO へどのような資金支援を行っているかも調べて欲しい。以前 TNC や CI を訪問した際、TNC の歳入は 300 億円程度、CI は 60 億円程度であったが、現時点ではそれぞれ 1000 億円程度、200 億円超となっている。やはりこのような NGO の成長過程が知りたい。

⇒ (道家委員) 1990 年代はリオサミットを経て、(NGO の活動の) 拡大の傾向が見られた。

4. 欧州調査の報告

(1) 事務局からの報告

事務局より、欧州調査についての報告があった。

(2) 大久保委員からの報告

大久保委員より、提出資料沿って欧州調査に関する報告があった。

ドイツの制度的特徴

- ドイツにおいては、様々な機関が助成金を出しており、それぞれ目的が異なる。例えば、DBU (もともとは中小企業への資金支援から環境関連支援へ拡大)、IKI 及び連邦環境庁・自然保護庁の助成金の役割分担ははっきりしている。
- ドイツ・欧州における NGO の役割は、政策形成過程においてインプットを行うことと政策の実施が二本の柱であるということが特徴 (米国における NGO の主な役割が“政策実施”に対し)。
- IKI の資金支援枠組みの特徴は、日本で言う JICA のような機関 (GIZ) も応募することができる点。例えば、当該機関が NGO などと組んで競争的な資金申請を行っている。
- ドイツにおいては、ネットワーク NGO と非ネットワーク NGO の違いが有る。前者に属する DNR は政府から運営費を多く得ており、それは活動費の大半を占める。背景としては、NGO は政策形成に環境利益をインプットする機能を担っているものの、個々の NGO は個々の活動を行うことに主眼があり、このようなインプットを自己の資金で行うインセンティブがないため、DNR がそのような NGO の意見をまとめて政策形成にインプットを行う役割を担っている。よって、ドイツ連邦政府が DNR へ運営資金を供与している。
- 政府資金支援に係る成果指標に関し、政府側は、NGO の政策形成へのインプット活動に関しては、計測できないという認識をもっており、社会からの反応の定性的な評価を行うということであった。

EU の制度的特徴

- EU の LIFE に関し、LIFE 規則の中に LIFE が設置された背景として“ガバナンスの向上”があり、その中で NGO の政策形成における関与が重要視されている。私見であるが、その関与の仕組みを担保するため、NGO に対して運営資金を供与していると考えられる。つまり、NGO の自立を促すというより、こういった機能に対して公的資金を供与しているということ。自立のため、スタート時だけの資金という性格ではない。アドボカシーや政策形成へのインプットは利益が出ない公益活動であるため、基礎的な支援、基盤的な支援として、運営資金を供与していると考ええる。
- LIFE プログラムによる一団体あたりの運営資金支給額の減額に関する背景として、LIFE の担当部局が、事務の効率化のため、DG Environment から中小企業の部局へ移ったことがある。インタビューした NGO によると中小企業への支援は自立が目的とされるため、それが NGO にも適用されてしまったと推測されている。
- LIFE プログラムに関し、上記のような減額が生じた場合、いつも通り運営資金（公的資金支援として）が得られると思っている NGO にとっては財務リスク要因となる。具体的には、NGO が既に雇用契約を締結してしまったものの、想定どおり運営資金が得られずつぶれそうになったという話があった。公的予算規模は大きいですが、政府側も NGO 側も公的資金だけに頼らず様々なところから資金獲得を得ることが望ましいとしている。

日本への示唆

- DBU 等に対し、地球環境基金の制度概要（予算規模 6 億円、200 団体／年を支援）を話すと、規模が小さいため、毎回聞き間違えかと問われる。このことから、ドイツ・欧州は、環境 NGO への公的資金支援の規模はより多くてもよいのではないかという認識を持っていることがわかる。このような欧州の考え方は日本の参考になる。また、欧州と日本の資金支援規模の比較も行う必要があるだろう。
- 欧州では、NGO の政策形成機能に対して資金支援を行っていることが特徴。地球環境基金はどこに特徴を出すか検討する必要がある。
- (ERCA) 日本政府として、環境政策全体の中で、地球環境基金がどのような役割を担うかという点も検討が必要で、政策形成機能を支援するということも考慮されるべきである。
- 欧州では、公的資金支援を得ている NGO が政策形成への参加を行うため、全ての政党に働きかけることは問題ない一方で、例えば緑の党など一つの政党とのみ連携している場合には政治団体とみなされる可能性がある。米国でのロビーイングの定義は何か。
⇒（事務局）内国歳入法で規定されている。通常の非営利団体に属する 501(c)3 団体は、特定の政治家に働きかけることはできないが、政策形成過程へのインプットは可能であると聞いている。再度、内国歳入法の規定を確認する。

- 欧州では、公的資金を“何年間限定”とはしていない一方で、助成金だけに依存されることは望ましくないという考えを持っている。また、プログラムが新しくなった場合、応募し続けることも可能。
- 欧州では、NGOによる政策形成過程へのインプットの分野において、KPIを設定することは不可という考え。その分、定性的な評価をしっかりと行っている。

(3) 質疑応答

NGOのネットワーク団体

- (ERCA) 地球環境基金では、様々な地域の小規模な団体から同じようなテーマで応募がある。日本の小規模なNGOを大きくしていくために、地域に核となるものを作るということも考え得るが、ドイツのネットワーク団体はどこが核となっているのか。
⇒ (大久保委員) 多元主義が背景にあると想定する。例えば、NABUという1つのNGOをとってみても、村レベルの組織をまとめて州レベルの組織へ、州レベルの組織を纏めて国レベルへ、というように組織をまとめることに優れている。DNRは、NABUやBUND以外の組織も取り纏めている。連邦レベルのネットワーク組織はDNRのみで90団体をカバーしている。ただし、すべてのNGOを網羅しているわけではない。また、州レベルにおいても、DNRのような州のNGOを取り纏める組織がある。さらに、Birdlifeもネットワーク組織である。
- (大久保委員) DNRに関し、運営資金支援を増額するようにロビー活動を行った結果、その額が3倍に増額されたため、プロジェクト支援の申請を行うことをやめたと聞いている。

NGOへの運営資金支援

- (道家委員) 運営資金支援の対象について伺いたい。
⇒ (大久保委員) LIFEの運営資金支援の対象は、ネットワーク組織のみならず通常のNGOも対象となっている。一方で、ドイツにおいては、連邦レベルでは連邦政府がネットワーク組織にのみ運営資金を支援しており、州レベルでは州政府がネットワーク組織の州版へ運営資金を支援している。日本では、全てのNGOを取り纏めるネットワーク組織の形成は難しいと思うが、セクター毎や分野横断なテーマでNGOをまとめてネットワーク組織を形成している団体に運営資金を支援するということも考えられる。Eco Forumに関しては、旧東欧のNGOを纏めているネットワークであり、(NGOが集まる) 会議のアジェンダセッティング等の柔軟な活動を行っているため、あえて法人格をとっていない。
- (道家委員) 運営資金支援はいつから開始したのか。
⇒ (事務局) EEBによると、過去40年間は存続している。

報告・精算等各種手続きと規定

- (大久保委員) 報告の負担に関して、欧州では NGO によっては会計の透明性に係る認証を取得しているようである。よって、日本でもこのような認証を得ていれば、書類の簡略化を行うなどという対応も取れるとよいかもしれない。なお、今回訪問した NGO は全てこの認証を取得している。
- (ERCA) 精算手続きが杜撰な NGO に対しては、支援資金の返還を求めることができるようになってきているのか。
⇒ (大久保委員) LIFE の運営資金支援に関し、そのような規定はあるが、これまでに不正の事例はないと聞いている。
- (ERCA) プロジェクト期間中に、求めていた成果を達成できないということになった場合、契約解消をすることはできるのか。
⇒ (大久保委員) 制度的には可能であるが、前例はないと聞いている。

欧州・ドイツの資金支援制度

- (道家委員) 米国における **Cooperative Agreement** のようなものが欧州にもあるか。
(大久保委員) IKI では、コンソーシアムを組むことを推奨している。ただし、最初のコーディネーションの負担が大きい様子。
- (ERCA) IKI は 1 件あたり、2~3,000 万ユーロの資金支援を行っているようだが、具体的なプロジェクトはどのようなものか。
⇒ (事務局) 確認する。
⇒ (道家委員) WWF Germany では、生物多様性に係る各国の認知調査を行っている。背景にはポスト愛知において、ドイツは EU 調整役を担っていることがある。よって、アドボカシーのポイント (論点ペーパー) の取り纏めるとしている。
⇒ (ERCA) 政策策定に先立って、NGO 側の意見形成を行っていることが良くわかった。
⇒ (大久保委員) IKI では重点テーマや重点対象国を決めており、現在の重点国はフィリピンとブラジル、重点テーマは、アフリカの海洋保護など。こういったコンセプト作りの負担が大きいと伺っている。
- (大久保委員) 反 NGO の動きに関し、ロシア政府にそのような傾向がある様子。海外から資金を得ている NGO は政府転覆を企てるかもしれないという想定に基づくもの。よって、ロシア政府は規制を強化し NGO の会計状況を確認している。これらはポーランドやハンガリーにも波及している。また、欧州以外では、中国やインドでもこのような動きがある様子。

DBU と EEB

- (ERCA) DBU は当初資金の運用益で運営されているということであるが、追加的な拠出があったのか。地球環境基金は運用が難しい状況にある。また、DBU の支援ポートフォリオ (15~20%が環境 NGO 支援、50%が中小企業支援) についても伺いたい。
⇒ (大久保委員) 質問したところ、継続的に資金は出ていないということであったため、追加的な拠出はなかったと考える。
⇒ (大久保委員) DBU はもともと主に中小企業支援のために設立され、その後自然再生の活動支援にも幅を広げ、NGO、大学、再エネ事業組合等へも資金支援を行っている。特に、環境改善のためのイノベティブな技術革新を支援しており、現段階では利益がなくても将来性がある技術を支援している。
- (大久保委員) EEB は欧州環境大臣会合に呼ばれるレベルの組織であり、まさに政策形成の一翼を担っている。なお、EEB は研究者の組織から実践的活動を行う組織へ発展した。設立 40 周年の集まりでも欧州加盟国の環境大臣が出席していた。

欧州と米国の比較

- (ERCA) 欧州と米国の比較において、欧州では NGO の役割は政策形成の透明性の確保 (政策形成へのインプット) であるのに対し、米国では、小さな政府との考えもあり、具体的な活動 (政策実施) であることと認識した。
- (大久保委員) 欧州と米国の比較において、一番大きな違いは運営費用を支援するかどうかであると考ええる。欧州は支援し、米国は支援しない。

日本の事例等 (資金調達と能力強化)

- (渡辺委員) WWF ネットワーク全体で数百億円の歳入があるが、日本は 12 億円程度。また、50~60 ヶ国でファンドレイジングを行っており、日本は 24 番目。さらに、歳入の伸び率に関し、ポーランドやハンガリーは 200%であるのに対し、日本は個々 2,3 年で 105%。WWF 日本ファンドレイジング規模は大きくなく、拡大させることが課題。なお、WWF 日本は、公的資金の割合が低く、3,500 万円程度 (外務省から 2,000 万円、残りは海外財団)、残りは全て個人と企業。
- (渡辺委員) USAID と同様のタイプの政府資金として、JICA の草の根資金がある。本資金は、3 年で 1 億円/件の予算がある規模の大きい支援である。本活動を必要としている途上国は多くあるものの、人員の関係もありなかなかとりにいけない。
- (渡辺委員) JICA の草の根支援は 2 タイプあり、一つは 3 年間で 1 億円/件、もう一つは数百万円の規模。よって、日本の NGO においても、米国の EPA のグラントプログラムのように、最初は小規模の資金支援からスタートし、大規模の資金支援へステップアップすることもありえると考ええる。
- (渡辺委員) 日本の NGO の資金調達に関し、人員体制的にかなり厳しい状況であ

る。人員を増やしたところで獲得できるか不明であり、獲得できない場合は、そのために雇用した人員への対処が困難な状況。

5. その他

事務局より、3月2週目までに各委員にEメールでとりまとめ案を送付すること、またご意見・コメントを頂きたい旨説明があった。

6. 閉会

閉会にあたり、各委員より挨拶があった。

みずほ情報総研 環境エネルギー第1部 石井部長より挨拶があった。

以 上